

このロシア連邦倒産法（ロシア連邦破産法）和訳（仮訳）は、同法のロシア語版を松嶋希会弁護士（元 JICA 長期派遣専門家）が和訳されたものを提供いただいたものであり、今般、松嶋弁護士の御了承を得て掲載するものです。

2009年1月 法務総合研究所国際協力部

## ロシア連邦法「破綻（倒産）について」（仮訳）

### （2002年12月3日施行：第127-FZ号）

2002年9月27日 国会により採択  
2002年10月16日 連邦評議会により承認

改正：

2004年8月22日付け第122-FZ号，2004年12月29日付け第192-FZ号，2004年12月31日付け第220-FZ号，  
2005年10月24日付け第133-FZ号，2006年7月18日付け第116-FZ号，2006年12月18日付け第231-FZ号，  
2007年2月5日付け第13-FZ号，2007年4月26日付け第63-FZ号，2007年7月19日付け第140-FZ号，2007  
年10月2日付け第225-FZ号，2007年12月1日付け第318-FZ号，2007年7月19日付け第139-FZ号，2007年  
11月23日付け第270-FZ号，2007年12月1日付け第317-FZ号

（目次）

- 第1章 総則（第1条－第29条）
- 第2章 倒産予防（第30条・第31条）
- 第3章 仲裁裁判所における倒産事件の審理（第32条－第61条）
- 第4章 監視（第62条－第75条）
- 第5章 財政健全化（第76条－第92条）
- 第6章 外部管財（第93条－第123条）
- 第7章 破産手続（第124条－第149条）
- 第8章 和議（第150条－第167条）
- 第9章 特定の範疇に属する法人債務者の倒産に関する特則（第168条－第201条）
- 第10章 個人の倒産（第202条－第223条）
- 第11章 簡易倒産手続（第224条－第230条）
- 第12章 最終章・経過規定（第231条－第233条）

---

#### 第1章 総則

- 第1条 本連邦法が規制する諸関係
- 第2条 本連邦法において用いられる基本概念
- 第3条 倒産兆候
- 第4条 金銭債務及び義務的支払金の内容及び額
- 第5条 共益費
- 第6条 倒産事件の審理
- 第7条 申立権
- 第8条 債務者の申立権
- 第9条 債務者の申立義務
- 第10条 個人債務者及び債務者経営機関の責任
- 第11条 債権者及び全権機関の申立権
- 第12条 債権者集会
- 第13条 債権者集会の開催通知

- 第 14 条 債権者集会の招集手続
  - 第 15 条 債権者集会の議決手続
  - 第 16 条 債権登録簿
  - 第 17 条 債権者委員会
  - 第 18 条 債権者委員会の選出
  - 第 19 条 利害関係人
  - 第 20 条 仲裁管財人
  - 第 21 条 仲裁管財人の自治組織
  - 第 22 条 管財人自治組織の権利及び義務
  - 第 23 条 仲裁管財人候補者の要件
  - 第 24 条 仲裁管財人の権利及び義務
  - 第 25 条 仲裁管財人の責任
  - 第 26 条 仲裁管財人の報酬
  - 第 27 条 倒産手続
  - 第 28 条 本連邦法の定める情報の公開手続
  - 第 29 条 連邦行政機関，ロシア連邦構成主体国権機関及び地域自治機関の財政健全化及び倒産における権能
- 第 2 章 倒産予防
- 第 30 条 機関の倒産を予防する措置
  - 第 31 条 裁判外再生支援
- 第 3 章 仲裁裁判所における倒産事件の審理
- 第 32 条 倒産事件の審理手続
  - 第 33 条 倒産事件の事物管轄及び土地管轄
  - 第 34 条 倒産事件の参加者
  - 第 35 条 倒産事件裁判手続の参加者
  - 第 36 条 倒産事件における代理
  - 第 37 条 債務者による申立て
  - 第 38 条 債務者による申立ての添付書面
  - 第 39 条 倒産債権者による申立て
  - 第 40 条 債権者による申立ての添付書面
  - 第 41 条 全権機関による申立て
  - 第 42 条 倒産認定申立ての受理
  - 第 43 条 倒産認定申立ての受理の拒否
  - 第 44 条 倒産認定申立書の返却
  - 第 45 条 仲裁管財人の承認手続
  - 第 46 条 届出債権の実現を保全するための措置
  - 第 47 条 倒産認定の申立てに対する債務者の意見書
  - 第 48 条 債務者に対する申立人の債権の根拠
  - 第 49 条 監視開始決定
  - 第 50 条 倒産事件の審理の準備
  - 第 51 条 倒産事件審理期間
  - 第 52 条 仲裁裁判所の権限
  - 第 53 条 債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定
  - 第 54 条 仲裁裁判所が出した司法判断に関する情報の公開
  - 第 55 条 倒産不認定の仲裁裁判所の本案決定
  - 第 56 条 倒産不認定の仲裁裁判所の本案決定の効果
  - 第 57 条 倒産事件手続の終結事由
  - 第 58 条 倒産事件手続の中断
  - 第 59 条 裁判費用及び仲裁管財人の報酬の負担
  - 第 60 条 倒産事件における紛争，申立て及び不服の審理

- 第 61 条 仲裁裁判所が倒産事件における紛争を審理した結果出した決定についての再審理手続
- 第 4 章 監視
  - 第 62 条 監視の開始
  - 第 63 条 仲裁裁判所が監視開始決定を出した効果
  - 第 64 条 監視手続における債務者の制限及び義務
  - 第 65 条 一時管財人
  - 第 66 条 一時管財人の権利
  - 第 67 条 一時管財人の義務
  - 第 68 条 監視開始の通知
  - 第 69 条 債務者の代表者の罷免
  - 第 70 条 債務者の財務状況の分析
  - 第 71 条 債権額の確定
  - 第 72 条 第一回債権者集会の招集
  - 第 73 条 第一回債権者集会の権限
  - 第 74 条 倒産手続の適用についての第一回債権者集会決議
  - 第 75 条 監視の終了
- 第 5 章 財政健全化
  - 第 76 条 財政健全化開始の申立て
  - 第 77 条 債務者の発起人（社員）又は単一企業体債務者の財産所有者による財政健全化開始の申立て
  - 第 78 条 第三者による財政健全化開始の申立て
  - 第 79 条 弁済計画表に従った債務者の債務履行の保証・担保
  - 第 80 条 財政健全化の開始手続
  - 第 81 条 財政健全化開始の効果
  - 第 82 条 財政健全化手続における債務者による経営
  - 第 83 条 管理管財人
  - 第 84 条 財政健全化計画及び債務弁済計画表
  - 第 85 条 債務弁済計画表の変更
  - 第 86 条 財政健全化の期間満了前完了
  - 第 87 条 財政健全化の期間満了前中止
  - 第 88 条 財政健全化の完了
  - 第 89 条 保証・担保を提供した者による義務履行
  - 第 90 条 保証・担保を提供した者による義務履行の効果
  - 第 91 条 保証・担保を提供した者の義務不履行の効果
  - 第 92 条 外部管財への移行
- 第 6 章 外部管財
  - 第 93 条 外部管財開始手続
  - 第 94 条 外部管財開始の効果
  - 第 95 条 債権弁済に対するモラトリアム
  - 第 96 条 外部管財人
  - 第 97 条 外部管財人の解任
  - 第 98 条 外部管財人の罷免
  - 第 99 条 外部管財人の権利及び義務
  - 第 100 条 債権額の確定
  - 第 101 条 債務者の財産の処分
  - 第 102 条 債務者が締結した契約の履行拒絶
  - 第 103 条 債務者の法律行為の無効
  - 第 104 条 外部管財手続における債務者の金銭債務
  - 第 105 条 債務者の消費基金の調整
  - 第 106 条 外部管財計画

- 第 107 条 外部管財計画の審議
- 第 108 条 外部管財期間の延長
- 第 109 条 債務者の支払能力回復のための措置
- 第 110 条 債務者の企業の売却
- 第 111 条 債務者財産の一部売却
- 第 112 条 債務者の債権の譲渡
- 第 113 条 単一企業体債務者の財産所有者、債務者発起人（社員）又は第三者による債務者債務の弁済
- 第 114 条 追加の普通株式の発行
- 第 115 条 債務者の資産の置換
- 第 116 条 単一企業体債務者の財産所有者、債務者発起人（社員）又は第三者による債務者債務の弁済の際の、倒産手続の終了及び倒産事件手続の終結の特則
- 第 117 条 外部管財人の報告書
- 第 118 条 債権者集会による外部管財人報告書の審議
- 第 119 条 仲裁裁判所による外部管財人報告書の承認
- 第 120 条 債権者に対する支払へ移行する決定の効果
- 第 121 条 債権者に対する支払
- 第 122 条 特定順位債権者に対する支払
- 第 123 条 外部管財人の権限の終了手続

## 第 7 章 破産手続

- 第 124 条 破産手続に関する総則
- 第 125 条 破産手続における単一企業体債務者の財産所有者、債務者発起人（社員）又は第三者による債務者債務の弁済
- 第 126 条 破産手続開始の効果
- 第 127 条 破産管財人
- 第 128 条 債務者の倒産認定・破産手続の開始に関する情報の公開
- 第 129 条 破産管財人の権限
- 第 130 条 債務者の財産の査定
- 第 131 条 破産財団
- 第 132 条 破産財団に含まれない債務者財産
- 第 133 条 破産手続中の債務者の口座
- 第 134 条 債権の弁済順位
- 第 135 条 第一順位債権者への弁済額及び弁済方法
- 第 136 条 第二順位債権者への弁済額及び弁済方法
- 第 137 条 第三順位債権
- 第 138 条 債務者財産により担保されている債権
- 第 139 条 債務者財産の売却
- 第 140 条 債務者の債権の譲渡
- 第 141 条 破産手続における資産の置換
- 第 142 条 破産手続における債権者への支払
- 第 143 条 破産管財人の活動に対する監督
- 第 144 条 破産管財人の解任
- 第 145 条 破産管財人の罷免
- 第 146 条 外部管財への移行の可能性
- 第 147 条 破産管財人による破産手続実施の結果報告書
- 第 148 条 債権弁済後の債務者の残余財産
- 第 149 条 破産手続の終了

## 第 8 章 和議

- 第 150 条 和議締結の総則
- 第 151 条 監視手続における和議締結の特則

- 第 152 条 財政健全化手続における和議締結の特則
- 第 153 条 外部管財手続における和議締結の特則
- 第 154 条 破産手続における和議締結の特則
- 第 155 条 和議の形式
- 第 156 条 和議の内容
- 第 157 条 第三者の和議への参加
- 第 158 条 仲裁裁判所による和議承認の要件
- 第 159 条 仲裁裁判所による和議承認の効果
- 第 160 条 仲裁裁判所による和議承認の拒否
- 第 161 条 和議承認の拒否の効果
- 第 162 条 和議承認決定に対する異議及び再審理
- 第 163 条 和議承認決定の取消しの効果
- 第 164 条 和議の解除
- 第 165 条 和議解除の申立ての審理手続
- 第 166 条 全ての倒産債権者及び全権機関に対する和議解除の効果
- 第 167 条 和議不履行の効果

## 第 9 章 特定の範疇に属する法人債務者の倒産に関する特則

### 第 1 節 総則

- 第 168 条 特定の範疇に属する法人債務者の倒産についての総則

### 第 2 節 街形成企業の倒産

- 第 169 条 街形成企業の地位
- 第 170 条 街形成企業の倒産事件の審理
- 第 171 条 保証を伴う街形成企業の外部管財の開始
- 第 172 条 地域自治機関の申立てによる街形成企業の財政健全化又は外部管財の延長
- 第 173 条 保証
- 第 174 条 街形成企業の財政健全化又は外部管財における債務弁済
- 第 175 条 街形成企業の売却
- 第 176 条 倒産を認定された街形成企業の財産の売却

### 第 3 節 農業企業の倒産

- 第 177 条 農業企業の倒産に関する特則
- 第 178 条 農業企業の監視、財政健全化及び外部管財
- 第 179 条 農業企業の財産及び財産権の売却に関する特則

### 第 4 節 金融機関の倒産

- 第 180 条 金融機関の倒産の規制
- 第 181 条 銀行機関の倒産認定事由
- 第 182 条 銀行機関の倒産手続
- 第 183 条 保険機関の倒産事件の審理
- 第 184 条 保険機関の財産複合体の売却
- 第 185 条 保険機関の倒産における保険契約者（保険金受取人）の債権
- 第 186 条 第三順位債権の弁済
- 第 187 条 業として証券取引に参加する者の倒産の規制の特則
- 第 188 条 業として証券取引に参加する者の法律行為実施の制限
- 第 189 条 業として証券取引に参加する者の外部管財及び破産手続に関する特則

### 第 5 節 戦略企業・組織の倒産

- 第 190 条 戦略企業・組織の倒産に関する総則
- 第 191 条 戦略企業・組織の倒産を予防する措置
- 第 192 条 戦略企業・組織の倒産事件の参加者
- 第 193 条 戦略企業・組織の倒産事件における仲裁管財人
- 第 194 条 戦略企業・組織の財政健全化

- 第 195 条 戦略企業・組織の外部管財
- 第 196 条 戦略企業・組織の破産手続
- 第 6 節 自然独占事業体の倒産
  - 第 197 条 自然独占事業体の倒産の総則
  - 第 198 条 自然独占事業体の倒産事件の参加者
  - 第 199 条 自然独占事業体の倒産事件の審理
  - 第 200 条 自然独占事業体の外部管財
  - 第 201 条 自然独占事業体である債務者の財産の売却
- 第 10 章 個人の倒産
  - 第 1 節 総則
    - 第 202 条 個人の倒産に関する規制
    - 第 203 条 個人の倒産を認定する申立て
    - 第 204 条 債務返済計画
    - 第 205 条 破産財団に含まれない個人債務者の財産
    - 第 206 条 個人債務者の法律行為の無効
    - 第 207 条 仲裁裁判所による個人債務者の倒産事件の審理
    - 第 208 条 個人債務者の倒産認定の効果
    - 第 209 条 仲裁裁判所の本案決定の執行
    - 第 210 条 債権の審理
    - 第 211 条 債権弁済手続
    - 第 212 条 個人債務者の免責
    - 第 213 条 個人債務者の再倒産の効果
  - 第 2 節 個人事業者の倒産に関する特則
    - 第 214 条 個人事業者の倒産認定の事由
    - 第 215 条 個人事業者の倒産を認定する申立て
    - 第 216 条 個人事業者の倒産認定の効果
  - 第 3 節 クレスチャーニン（フェルメル）事業の倒産に関する特則
    - 第 217 条 クレスチャーニン（フェルメル）事業の倒産認定事由
    - 第 218 条 フェルメル事業の事業主である個人事業者の倒産認定手続に関する特則
    - 第 219 条 フェルメル事業の財政健全化及び外部管財に関する特則
    - 第 220 条 外部管財人
    - 第 221 条 フェルメル事業の破産財団
    - 第 222 条 フェルメル事業の財産及び財産権の売却手続
    - 第 223 条 フェルメル事業の倒産認定の効果
- 第 11 章 簡易倒産手続
  - 第 1 節 通常清算中の法人の倒産に関する特則
    - 第 224 条 通常清算中の法人の倒産
    - 第 225 条 通常清算中の債務者の倒産事件の審理に関する特則
    - 第 226 条 倒産手続における債務者の清算の拒否の効果
  - 第 2 節 所在不明の債務者の倒産
    - 第 227 条 所在不明の債務者の倒産認定の申立てに関する特則
    - 第 228 条 所在不明の債務者の倒産事件の審理
    - 第 229 条 資金の分配
    - 第 230 条 所在債務者の倒産に関する規定の適用
- 第 12 章 最終章・経過規定
  - 第 231 条 本連邦法の発効
  - 第 232 条 倒産に関する諸関係の規制
  - 第 233 条 仲裁裁判所による本連邦法の適用

## 第1章 総則

### 第1条 本連邦法が規制する諸関係

- 1 本連邦法は、ロシア連邦民法に従い、債務者を破綻（倒産者）と認定するための事由を定め、破綻（倒産）予防措置をとる手続及び条件、倒産手続遂行の手続及び条件、並びに、債務者が債務を全額弁済することができないことから生じる関係を規制する。
- 2 本連邦法の効力は、ロシア連邦民法により破綻（倒産者）と認定されうる法人全てに及ぶ。
- 3 個人事業者を含む個人の破綻（倒産）に関する関係は、本連邦法が規制する。その他の連邦法律に含まれる、個人事業者を含む個人の破綻（倒産）を規制する規定は、本連邦法が変更・追加された後に限り、適用することができる。
- 4 ロシア連邦の締結した国際協定が本連邦法の規定とは異なる規定を定める場合、ロシア連邦の締結した国際協定の規定が適用される。
- 5 本連邦法の定める債権者として参加する外国機関・外国人との関係には、ロシア連邦の締結した国際協定に別段の定めがある場合を除き、本連邦法の規定が適用される。
- 6 倒産事件に関して外国裁判所が出した裁判は、ロシア連邦の締結した国際協定に従い、ロシア連邦領域において承認される。

ロシア連邦の締結した国際協定が存在しない場合、倒産事件に関して外国裁判所が出した裁判は、連邦法令に別段の定めがあるときを除き、相互主義によりロシア連邦領域において承認される。

### 第2条 本連邦法において用いられる基本概念

本連邦法においては、以下の基本概念が用いられる。

- ・破綻（倒産）：債務者が、債権者に対する金銭債務を全額弁済することができず、かつ（又は）、義務的支払金債務を履行することができないと仲裁裁判所により認定された状態（以下「倒産」という。）
- ・債務者：本連邦法の定める期間内に、金銭債務及び（又は）義務的支払金債務を履行することができないと判明した個人事業者を含む個人又は法人
- ・金銭債務：民法法令上の法律行為、並びに（又は）、ロシア連邦民法及び予算に関するロシア連邦法令の定めるその他の事由に基づき、債務者が債権者に対して負う一定金額の支払義務
- ・義務的支払金：税金、手数料、並びにロシア連邦法令の定める期間及び条件により相応の予算及び国家予算外基金に納められるべきその他の義務的納入金
- ・債務者代表者：法人の単独執行機関又は合議執行機関の代表者、及び、連邦法律に従い委任状なくして法人の名において活動するその他の者
- ・債権者：債務者に対し、金銭債権、義務的支払金債権、並びに、労働契約に基づき働いている者に対する退職金及び給与債権を有する者
- ・倒産債権者：金銭債権を有する債権者。ただし、全権機関、生命・健康侵害の損害賠償請求権、精神的損害賠償請求権及び知的活動の結果に対する報酬債権を有する個人、並びに、債務者に参加（出資）したことによる請求権を有する債務者の発起人（社員）を除く。
- ・全権機関：倒産事件及び倒産手続において、義務的支払金債権及びロシア連邦の保有する金銭債権を行使する権限をロシア連邦政府から与えられた連邦行政機関、並びに、倒産事件及び倒産手続において、ロシア連邦構成主体<sup>1</sup>及び地方自治体の義務的支払金債権を行使する権限を与えられたロシア連邦構成主体行政機関及び地域自治機関
- ・裁判外再生支援：倒産の予防を目的として、単一企業体債務者の財産所有者、債務者の発起人（社員）、債権者、及びその他の者がとる債務者の支払能力回復のための措置
- ・監視：債務者の財産の保全、財務状況の分析、債権登録簿の作成及び第一回債権者集会の開催を目的として、債務者に対し適用される倒産手続
- ・財政健全化：債務者の支払能力の回復及び債務弁済計画表に従った債務弁済を目的として、債務者に適用される倒産手続
- ・外部管財：債務者の支払能力の回復を目的として、債務者に適用される倒産手続

<sup>1</sup> 共和国、自治州や州等の行政単位

- ・破産手続：債権の按分弁済を目的として、倒産者と認定された債務者に適用される倒産手続
- ・和議：債務者と債権者の合意により倒産事件手続を終結することを目的として、倒産事件審理のどの段階においても適用される倒産手続
- ・債務者の発起人（社員）の代表者：取締役会（監督役員会）若しくはこれに類する債務者のその他の合議制経営機関の代表者、取締役会（監督役員会）若しくはこれに類する債務者のその他の合議制経営機関により選任された者、又は、倒産手続の実施に際し債務者の発起人（社員）の法的利益を代表するために発起人（社員）により選任された者
- ・単一企業体債務者の財産所有者の代理人：倒産手続の実施に際し、単一企業体債務者の財産所有者の法的利益を代理する権限を与えられた者
- ・債権者委員会の代表者：債権者委員会から、同委員会の名において債務者の倒産事件裁判手続に参加する権限を与えられた者
- ・債権者集会の代表者：債権者集会から、同集会の名において債務者の倒産事件裁判手続に参加する権限を与えられた者
- ・仲裁管財人（一時管財人、管理管財人、外部管財人又は破産管財人）：倒産手続を遂行し、本連邦法の定めるその他の権限を行使するために、仲裁裁判所により承認されたロシア連邦国民であつて、いずれかの管財人自治組織に所属している者
- ・一時管財人：監視手続の遂行のため、本連邦法に従い仲裁裁判所に承認された仲裁管財人
- ・管理管財人：財政健全化手続の遂行のため、本連邦法に従い仲裁裁判所に承認された仲裁管財人
- ・外部管財人：外部管財手続の遂行及び本連邦法の定めるその他の権限の行使のため、仲裁裁判所に承認された仲裁管財人
- ・破産管財人：破産手続の遂行及び本連邦法の定めるその他の権限の行使のため、仲裁裁判所に承認された仲裁管財人
- ・モラトリアム：債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払金債務の履行の一時中止
- ・債務者被雇用者の代表者：債務者の被雇用者から、倒産手続の遂行に際し債務者の被雇用者の法的利益を代表する権限を与えられた者
- ・仲裁管財人自治組織（以下「管財人自治組織」という。）：会員組織であつて、ロシア連邦国民により創設され、管財人自治組織統一国家登録簿に含まれ、仲裁管財人の活動の規制及び保護を目的とする非営利団体
- ・監督機関：管財人自治組織の活動を監督する連邦行政機関

### 第3条 倒産兆候

- 1 個人は、金銭債務及び（又は）義務的支払金債務が弁済期から3か月間履行されていない場合、並びに、その債務額が所有する財産価値を上回る場合、当該金銭債務を弁済することができず、かつ（又は）、当該義務的支払金債務を履行することができないと認められる。
- 2 法人は、金銭債務及び（又は）義務的支払金債務が弁済期から3か月間履行されていない場合、当該金銭債務を弁済することができず、かつ（又は）、当該義務的支払金債務を履行することができないと認められる。
- 3 本条第1項及び第2項の規定は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き適用される。

### 第4条 金銭債務及び義務的支払金の内容及び額

- 1 金銭債務及び義務的支払金の内容及び額は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、債務者の倒産認定が仲裁裁判所に申し立てられた日を基準として決定される。  
 仲裁裁判所が申立てを受理する前に発生し、仲裁裁判所が申立てを受理してから債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出すまでに届出がされた金銭債務及び義務的支払金の内容及び額は、弁済期が到来した後に実施される倒産手続の開始日を基準として決定される。  
 仲裁裁判所が申立てを受理する前に発生し、仲裁裁判所が債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出した後に届出がされた金銭債務及び義務的支払金の内容及び額は、破産手続開始日を基準として決定される。  
 外国通貨で表示された金銭債務及び義務的支払金の内容及び額は、弁済期が到来した後に実施される倒産手続の開始日におけるロシア連邦中央銀行の為替相場に従いルーブルで決定される。
- 2 債務者の倒産兆候の存否の決定において、以下の事項が考慮される。



- ・金銭債務の額（引き渡された商品、提供された労務及び行われた役務に対する支払債務、債務者が支払うべき利息を含む借入金、不当利得返還債務、並びに、財産に対する損害賠償債務を含む。ただし、個人に対する生命・健康侵害の損害賠償債務、労働契約に基づき働いている者に対する退職金及び給与支払債務、知的活動の結果に対する著者の報酬債務、並びに債務者の発起人（社員）に対する持分返還債務を除く。）

- ・義務的支払金の額（ロシア連邦法令の定める違約金（遅延利息）及びその他の経済制裁を除く。）

債務の不履行又は不適切な履行についての違約罰（違約金、遅延利息）、支払までの利息、債務不履行に基づく損害賠償債務、並びに、その他の財産上の制裁及び（又は）経済制裁（義務的支払金の不履行に対するものを含む。）は、債務者の倒産兆候の存否の決定においては考慮されない。

- 3 金銭債務又は義務的支払金の額は、本連邦法の定める手続により裁判所が決定した場合、確定したものとみなされる。
- 4 債務者が債権を争う場合、金銭債務又は義務的支払金の額は、本連邦法の定める手続により仲裁裁判所が決定する。
- 5 金銭債権ではない債権は、裁判所に請求することができ、訴訟法令の定める手続により、裁判所又は仲裁裁判所が審理する。

## 第5条 共益費

- 1 共益費支払債務とは、倒産認定の申立受理後に発生した金銭債務及び義務的支払金、並びに、各倒産手続の開始後に履行期の到来した金銭債務及び義務的支払金をいう。
- 2 共益費支払債権は、債権登録簿に含まれない。共益費債権者は、各倒産手続の遂行に際し、倒産事件の参加者とは認められない。
- 3 外部管財手続中における共益費支払債権の弁済は、本連邦法の定める手続に従い行われる。

## 第6条 倒産事件の審理

- 1 倒産事件は、仲裁裁判所が審理する。
- 2 本連邦法に別段の定めがある場合を除き、法人債務者に対する債権が併せて10万ルーブル以上であり、個人債務者に対しては1万ルーブル以上であり、かつ、本連邦法第3条が定める倒産兆候があることを条件に、仲裁裁判所は、倒産事件を開始することができる。
- 3 倒産債権者による申立て、及び、金銭債務に基づく全権機関による申立てによる倒産事件の開始のためには、裁判所、仲裁裁判所、又は第三者裁判所の発効した判決により確認される債権が考慮される。  
全権機関の義務的支払金債権は、債務者財産から徴収することについての税務機関又は関税機関の決定により確認される場合、倒産事件の開始のために考慮される。

## 第7条 申立権

- 1 仲裁裁判所に倒産認定を申し立てる権利は、債務者、倒産債権者及び全権機関が有する。
- 2 倒産債権者、及び、金銭債務に基づく全権機関の申立権は、司法執行局に執行文書が提出され、その写しが債務者に送付された日から30日経過後に発生する。  
義務的支払金に基づく全権機関の申立権は、本連邦法第6条第3項第2段の定める決定が出された日から30日経過後に発生する。
- 3 倒産債権者又は全権機関の債権が一部履行されても、未履行の債権の額が本連邦法第6条第2項に従い定められた額以上である場合は、仲裁裁判所が倒産認定の申立ての受理を拒否する事由とはならない。

## 第8条 債務者の申立権

債務者は、所定期間内に金銭債務及び（又は）義務的支払金債務を履行することができないことを明確に示す状況があり、倒産が予測される場合、仲裁裁判所に対し申し立てることができる。

## 第9条 債務者の申立義務

- 1 債務者の代表者又は個人事業者は、以下の場合、仲裁裁判所に対し債務者の申立てを出さなければならない。
  - ・1名又は数名の債権者に対する債務を弁済することにより、その他の債権者に対する金銭債務、義務的支

払金債務及び（又は）その他の支払債務を全額弁済することが不可能になる。

- ・ 法人債務者につき、設立文書により債務者の清算を決定する権限を付与された債務者の機関が、仲裁裁判所に対して申し立てる決定をした。
  - ・ 単一企業体である債務者につき、その財産所有者により権限を与えられている機関が、仲裁裁判所に対して申し立てる決定をした。
  - ・ 債務者の財産に対する強制執行が、債務者の経済活動を困難にし、又は、不可能にする。
  - ・ 本連邦法が定めるその他の場合
- 2 債務者は、法人債務者の清算の実施に際し、債務を全額弁済することが不可能であると認めた場合、仲裁裁判所に対し申し立てなければならない。
  - 3 債務者の申立ては、本条の定める場合、各状況が発生してから1か月以内に、仲裁裁判所に対して出さなければならない。

## 第10条 個人債務者及び債務者経営機関の責任

- 1 債務者の代表者、債務者の発起人（社員）、単一企業体債務者の財産所有者、債務者経営機関の構成員、清算委員会の構成員（清算人）又は個人債務者は、本連邦法の規定に違反した場合、違反の結果生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 申立てを決定し申し立てる義務を本連邦法により課されている者は、本連邦法第9条の定める場合及び期間において仲裁裁判所に対し債務者につき申し立てなかったときは、本連邦法第9条第3項の定める期間経過後に発生した債務者の債務につき補充責任を負う。
- 3 債務者が、債務を全額弁済する可能性があるのに仲裁裁判所に申し立てた場合、又は、申立権者の債権に根拠がないのに債務者が申立権者の債権を争う措置をとらなかった場合、債務者は、倒産事件開始による損害又は根拠のない債権の確定による損害につき、債権者に対し責任を負う。
- 4 債務者の発起人（社員）若しくは単一企業体債務者の財産所有者の責任により、又は、債務者に対し拘束力のある指示を出すことができる可能性、若しくは、その他の方法において債務者の行為を決定できる可能性を有するその他の者（債務者の代表者を含む。）の責任により、債務者が倒産した場合、債務者の発起人（社員）又はその他の者は、債務者の財産が不足する場合、債務者の債務につき補充責任を負うことがある。
- 5 連邦法律の定める場合、自然人である債務者代表者、自然人である債務者経営機関の構成員、及び、個人債務者は、刑法上又は行政法上の責任を負うことがある。

## 第11条 債権者及び全権機関の申立権

- 1 債務者の倒産認定を申し立てる権利は、ロシア連邦政府の定める手続に従い全権機関が有し、また、倒産債権者が有する。
- 2 ロシア連邦法令に従い義務的支払金の徴収権限を有する行政機関及び組織は、義務的支払金の根拠や債権登録簿に記載する根拠を審理する裁判法廷に参加することができる。

## 第12条 債権者集会

- 1 議決権を持って債権者集会に参加する者は、倒産債権者及び全権機関である。債務者の被雇用者の代表者、債務者の発起人（社員）の代表者、及び単一企業体債務者の財産所有者の代理人は、議決権を有さないが債権者集会に参加することができ、債権者集会の議事に関し発言することができる。

倒産事件に参加する倒産債権者又は全権機関が1名である場合、債権者集会の権限に属する決議は、当該債権者又は全権機関が行う。

債権者集会の組成及び開催は、仲裁管財人が行う。

- 2 以下の事項は、債権者集会の専権に属する。
  - ・ 財政健全化及び外部管財の開始、これらの手続の実施期間の変更の決定、並びに、これらの手続についての仲裁裁判所への申立ての決定
  - ・ 外部管財計画の承認及び変更
  - ・ 財政健全化計画及び債務弁済計画表の承認
  - ・ 管理管財人、外部管財人、及び破産管財人の候補者要件の承認

- ・管理管財人，外部管財人，及び破産管財人の候補者を仲裁裁判所に推薦するための，管財人自治組織の選定
- ・管財人自治組織から委任されている者からの登録簿管理人の選任
- ・和議締結の決定
- ・仲裁裁判所に対する債務者の倒産認定・破産手続の開始の申立ての決定
- ・債権者委員会の組成，構成人数の決定，債権者委員会構成員の選任，及び，債権者委員会の任期満了前の権限終了の決定
- ・本連邦法により債権者集会又は債権者委員会が決議する事項を，債権者委員会の決議権限に属させること。ただし，本条により債権者集会の専権に属するとされている決議事項は，この限りでない。
- ・債権者集会の代表者の選任

本連邦法により債権者集会の専権に属するとされている事項は，他の者又は機関が決定することはできない。

- 3 倒産債権者及び全権機関は，債権者集会において，債権者集会開催日において債権登録簿に含まれる金銭債務及び義務的支払金の総額に対する自己の債権額の割合による議決権を有する。

債務の不履行又は不適切な履行についての違約罰（違約金，遅延利息），支払までの利息，債務不履行に基づく損害賠償債務，並びに，その他の財産上の制裁及び（又は）経済制裁（義務的支払金の不履行に対するものを含む。）は，債権者集会における議決権数の決定において考慮されない。

- 4 債権登録簿に含まれ，かつ，債権登録簿に含まれる倒産債権者及び全権機関の総議決権の半数を超える議決権を有する倒産債権者及び全権機関が債権者集会に出席した場合，債権者集会は有効である。

債権者集会が再度開催される場合において，債権登録簿に含まれ，かつ，債権登録簿に含まれる倒産債権者及び全権機関の総議決権の 30 パーセントを超える議決権を有する倒産債権者及び全権機関が債権者集会に出席したときは，債権者集会の日時及び場所が本連邦法に従い適正な方法により倒産債権者及び全権機関に対し通知されたことを条件として，債権者集会は有効である。

- 5 債権者集会が，本連邦法第 14 条第 3 項の定める期間内に，仲裁管財人により開催されなかった場合，仲裁管財人に招集を要求する者が債権者集会を開催することができる。

- 6 債権登録簿を管理する登録簿管理人は，債権者集会又は一時管財人の決定により，以下を行うことができる。

- ・債権者集会に参加する者の権限を調査し，登録する。
- ・所定の議決手続を確保する。
- ・議決を集計する。
- ・議決結果に関する議事録を作成する。

- 7 債権者集会の議事録は 2 部作成され，1 部は，本連邦法が別段の期間を定める場合を除き，債権者集会開催日から 5 日以内に，仲裁裁判所に提出される。

債権者集会が本条第 5 項の定める手続に従い開催された場合，債権者集会の議事録は 3 部作成され，債権者集会開催日から 5 日以内に，1 部は仲裁裁判所に，もう 1 部は仲裁管財人に提出される。残りの 1 部は，債権者集会を開催した者が保管する。

債権者集会の議事録には，以下の写しが添付されなければならない。

- ・債権者集会開催日付けの債権登録簿
- ・投票用紙
- ・集会参加者の権限を証明する書面
- ・参考のために及び（又は）承認を得るために債権者集会の参加者に配布された資料
- ・債権者集会の日時及び場所が，倒産債権者及び全権機関に適切に通知されたことを証明する証拠
- ・仲裁管財人の裁量又は債権者集会の決定によるその他の書面

上記書面の原本は，仲裁管財人又は登録簿管理人が，本連邦法が別段の期間を定める場合を除き，倒産事件裁判手続が終了するまで保管しなければならない。仲裁裁判所の請求により，又は，連邦法律の定めるその他の場合に，提出される。

仲裁管財人は，倒産事件の参加者，債務者の被雇用者の代表者，債務者の発起人（社員）の代表者，及び単一企業体債務者の財産所有者の代理人が，上記書面の写しを閲覧できるようにしておかななければならない。

## 第 13 条 債権者集会の開催通知

- 1 債権者集会の開催が，倒産債権者，全権機関及び本連邦法に従い債権者集会に参加する権利を有するその他

の者に対し、集会開催日の14日前までに郵便により、又は、集会開催日の5日前までに確実に届く他の方法により通知された場合、本連邦法において、集会の通知は適切にされたと認められる。

2 倒産債権者及び全権機関が500を超える場合において、本連邦法第28条の定める手続による大量情報の公開方法により債権者集会の開催が公告されたときは、集会の通知は適切にされたと認められる。

倒産債権者の現住地・主な居住地若しくは所在地に個別に通知するために必要な情報若しくは本連邦法に従い債権者集会に参加する権限を有するその他の者に通知するために必要な情報を明らかにすることが不可能な場合、又は、上記の者への通知を不可能とするその他の事情がある場合、本連邦法第28条の定める手続により債権者集会開催が公告されたことをもって、集会の通知が適切にされたと認められる。

3 債権者集会の開催通知は、以下の情報を含まなければならない。

- ・ 債務者の名称、所在地及び郵便宛先
- ・ 債権者集会の開催日時及び場所
- ・ 債権者集会の議題
- ・ 債権者集会において審議予定の資料の内容を知る方法
- ・ 債権者集会参加者の登録手続

#### 第14条 債権者集会の招集手続

1 債権者集会は、以下の者の発議により招集される。

- ・ 仲裁管財人
- ・ 債権者委員会
- ・ 債権登録簿に含まれている金銭債権及び義務的支払金の総額の10パーセント以上の額の債権を有する倒産債権者及び（又は）全権機関
- ・ 倒産債権者及び全権機関の総数の3分の1の倒産債権者及び全権機関

2 債権者集会の開催請求には、議題に含まれるべき事項の概要が示されなければならない。

仲裁管財人は、債権者委員会、倒産債権者及び（又は）全権機関の請求により招集される債権者集会の議題の概要を変更する権限を有しない。

3 債権者委員会、倒産債権者及び（又は）全権機関の請求により招集される債権者集会は、本連邦法が別段の期間を定める場合を除き、請求が仲裁管財人に提出されてから3週間以内に、仲裁管財人が招集する。

4 債権者集会は、債権者集会が別段定める場合を除き、債務者の所在地又は債務者の経営機関の所在地において招集される。

債務者の所在地又は債務者の経営機関の所在地において債権者集会を開催することができない場合、債権者集会の開催地は、仲裁管財人が決める。

債権者集会開催の日時及び場所は、債権者又はその代理人、及び、本連邦法に従い債権者集会に参加する権利を有するその他の者の参加を妨げるものであってはならない。

#### 第15条 債権者集会の議決手続

1 決議に付された事項は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、出席した倒産債権者及び全権機関の議決権の過半数の賛成により決議される。

2 債権者集会における倒産債権者及び全権機関の議決権の過半数決議は、以下の議決に適用される。

- ・ 債権者委員会の組成、債権者委員会の構成人数及び債権者委員会の権限の決定、並びに債権者委員会構成員の選任
- ・ 債権者委員会の権限の任期満了前の終了及び新しい債権者委員会構成員の選任
- ・ 財政健全化の開始及びその期間の延長、並びに、仲裁裁判所に対するそれらの申立て
- ・ 債務弁済計画表の承認
- ・ 外部管財の開始及び延長、並びに、仲裁裁判所に対するそれらの申立て
- ・ 外部管財計画の承認
- ・ 債務者の倒産認定・破産手続の開始の申立て
- ・ 仲裁裁判所により承認される仲裁管財人が所属する管財人自治組織の選定
- ・ 仲裁裁判所に対する仲裁管財人の罷免の申立て
- ・ その他の事項を債権者集会の決議対象にすること。

・本連邦法第 150 条第 2 項の定める手続及び条件による和議の締結

- 3 本条第 2 項の定める事項を決議するために招集された債権者集会において、決議に必要な倒産債権者・全権機関の議決権数が投票されなかった場合、債権者集会は再度招集され、そこで、倒産債権者・全権機関の総議決権の 30 パーセントを超える議決権を有する倒産債権者・全権機関が賛成した場合、債権者集会開催の日時及び場所が適切な方法により倒産債権者・全権機関に通知されていたことを条件に、決議を有効に採択することができる。
- 4 債権者集会の決議が、倒産事件の参加者、倒産事件裁判手続の参加者若しくは第三者の権利・法的利益を侵害する場合、又は、本連邦法の定める権限範囲に違反して決議された場合、当該決議は、倒産事件の参加者、倒産事件裁判手続の参加者又は第三者の申立てにより、倒産事件を審理している仲裁裁判所が無効と認定することができる。

債権者集会開催につき適正な方法により通知を受けた者は、決議日から 20 日間、決議無効認定を申し立てることができる。

債権者集会開催につき適正な方法により通知を受けなかった者は、決議を知った日又は知りえた日から 20 日間、決議無効認定を申し立てることができる。
- 5 債権者集会決議を無効と認定する仲裁裁判所決定又は無効認定を拒否する仲裁裁判所決定は、直ちに執行されなければならない。当該決定に対しては、本連邦法第 61 条第 3 項の定める手続に従い不服を申し立てることができる。

## 第 16 条 債権登録簿

- 1 債権登録簿は、仲裁管財人又は登録簿管理人が管理する。登録簿管理人としては、有価証券所持者名簿を扱い、業として証券取引に参加する者が、債権登録簿を管理する。

登録簿管理人は、債権登録簿の維持及び管理手続に関する仲裁管財人活動規程であって、ロシア連邦政府が承認しているものに従い、自己の活動を行わなければならない。
- 2 債権登録簿の管理を登録簿管理人に依頼する決定及び登録簿管理人を選任する決定は、債権者集会が行う。第一回債権者集会開催前は、上記決定は、一時管財人が行う。

登録簿管理人を選任する債権者集会決議は、登録簿管理人と合意した役務提供の報酬額を含まなくてはならない。
- 3 仲裁管財人は、債権者集会が登録簿管理人を選任した日から 5 日以内に、登録簿管理人との間で相応の契約を締結しなければならない。

登録簿管理人との契約は、仲裁管財人が倒産事件の参加者に対する損害賠償の保険に入っている場合に限り、締結することができる。

仲裁管財人は、契約締結日から 5 日以内に、仲裁裁判所に対し、登録簿管理人に関する情報を提出しなければならない。

登録簿管理人の役務提供の報酬は、債権者集会が別段の支払源を定める場合を除き、債務者の財産から支払われる。
- 4 登録簿管理人は、本連邦法の定める義務の不履行又は不適切な履行により発生した損害を賠償しなければならない。

登録簿管理人が債権登録簿を管理する場合、仲裁管財人は、債権登録簿の適正につき責任を負わず、債務者及び債権者に対し損害を与え、又は与えうる登録簿管理人のその他の行為（不作為）についても責任を負わない。
- 5 債権登録簿においては、債権は、ロシア連邦の通貨で記載される。

外国通貨で表示された債権は、本連邦法第 4 条の定める手続に従い算定される。
- 6 債権は、本項に別段の定めがある場合を除き、その内容及び額を記載する発効した司法判断に基づいてのみ、仲裁管財人又は登録簿管理人が、債権登録簿に記載し、また、債権登録簿から抹消する。

労働契約に基づき働いている者の退職金及び給与債権は、仲裁管財人の報告に基づき、仲裁管財人又は登録簿管理人が債権登録簿に記載する。

労働契約に基づき働いている者の退職金及び給与債権は、発効した司法判断に基づき、仲裁管財人又は登録簿管理人が債権登録簿から抹消する。

登録簿管理人が債権登録簿を管理する場合、仲裁裁判所は、債権登録簿の記載のために、登録簿管理人に対し、当該債権の額を記載した司法判断を送付する。

7 債権登録簿には、各債権者、その債権の額、各債権の弁済順位、及び、債権発生事由に関する情報が記載される。

債権者は、債権の届出に際し、氏名・父称、パスポートの詳細（自然人の場合）、名称、所在地（法人の場合）及び銀行口座の詳細（存在する場合）を含む自己の情報を記載しなければならない。

8 債権登録簿に記載された者は、適時、仲裁管財人又は登録簿管理人に対し、本条第7項の定める情報の変更を知らせなければならない。

当該情報が知らされなかった場合又は遅れて知らされた場合、仲裁管財人又は登録簿管理人、及び、債務者は、関係する損害につき責任を負わない。

9 仲裁管財人又は登録簿管理人は、債権者又はその代理人の請求により、当該請求を受けた日から5営業日以内に、債権者又はその代理人に対し、当該債権者の債権の額、内容及び弁済順位に関する債権登録簿の抜粋を送付しなければならない。債権者の債権の総額が全支払勘定の1パーセント以上である場合、債権者又はその代理人に対し、仲裁管財人が認証した債権登録簿の写しを送付しなければならない。

このような債権登録簿の抜粋及び写しの作成及び送付の関連費用は、債権者が負担する。

10 金銭債権又は義務的支払金の内容、額及び弁済順位に関し、倒産債権者・全権機関と仲裁管財人の間で発生した争いは、仲裁裁判所が、本連邦法の定める手続に従い審理する。

倒産債権者又は全権機関の債権が当該債権の内容及び額に関する発効した判決により証明される場合、司法判断の執行又は再審理に関する争いがある場合を除き、仲裁裁判所は当該債権の争いを審理せず、当該争いの申立ては、審理を経ずに返却されなければならない。

11 債務者の被雇用者の代表者と仲裁管財人との間で発生した争いであって、労働契約に基づき働いている者の退職金及び給与債権の弁済順位、内容及び額に関するものは、仲裁裁判所が、本連邦法の定める手続に従い審理する。

債務者と債務者の被雇用者の間の労働問題は、労働法令及び民事訴訟法令の定める手続に従い審理される。

## 第17条 債権者委員会

1 債権者委員会は、倒産債権者及び全権機関の法的利益を代表し、仲裁管財人の行為を監督し、本連邦法の定める手続に従い債権者集会から与えられた権限を行使する。

2 倒産債権者及び全権機関の数が50未満の場合、債権者集会は、債権者委員会を組成する決定をとらないことができる。

3 債権者委員会は、その役割を果たすため、以下の権限を有する。

- ・ 仲裁管財人又は債務者の代表者に対し、債務者の財務状況及び倒産手続の進捗に関する情報を提供するよう請求する。
- ・ 仲裁裁判所に対し、仲裁管財人の行為につき不服を申し立てる。
- ・ 債権者集会を招集する決議を採択する。
- ・ 仲裁管財人の罷免を債権者集会に勧告する決議を採択する。
- ・ その他の決議を採択し、本連邦法の定める手続に従い債権者集会から与えられた権限がある場合、その他の活動をする。

4 債権者委員会の人数構成は、債権者集会が決定するが、3名以上11名以下でなければならない。

5 債権者委員会の各構成員は、債権者委員会の会議における決議に際し、1議決権を有する。

債権者委員会の構成員は、他の者に対し、自己の議決権を移譲することはできない。

6 債権者委員会の決議は、全員の過半数の賛成により採択される。

7 債権者委員会は、自己の権限の行使のため、代表者を選任することができる。選任決議は、債権者委員会会議の議事録によって正式なものになる。

8 債権者委員会の活動規則は、債権者委員会が定める。

## 第18条 債権者委員会の選出

1 債権者委員会は、債権者集会が、監視、財政健全化、外部管財及び破産手続の実施期間中、倒産債権者及び全権機関からの提案に基づき、自然人から選出する。

国家機関及び地域自治機関の職員は、全権機関の提案に基づき、債権者委員会構成員に選任されることができる。

債権者委員会の権限は、債権者集会の決議に基づき、任期満了前に終了させることができる。

2 債権者委員会の選出は、累積投票方式による。

債権者委員会の選出に当たっては、各倒産債権者及び各全権機関は、ルール建て債権額に債権者委員会構成員数を掛けた数の議決権を有する。倒産債権者及び全権機関は、1名の債権者委員会構成員候補者に全議決を投票することも、複数の候補者に投票することもできる。

最も多い投票を得た候補者が、債権者委員会の構成員に選任されたものとみなされる。

3 債権者委員会構成員は、その構成員の中から債権者委員会議長を選任する。

4 債権者委員会会議議事録には、債権者委員会活動規則に別段の定めがある場合を除き、債権者委員会議長が署名する。

## 第19条 利害関係人

1 本連邦法においては、以下の者が、債務者の利害関係人と認められる。

- ・民法の定めにより、債務者を主導する法人又は債務者に従属する法人
- ・債務者の代表者、取締役会（監督役員会）の構成員、合議執行機関の構成員、及び、経理主任（経理担当者）。倒産事件手続開始前の1年の間に解任されている場合も含む。
- ・連邦法令の定めるその他の者

本項の定める自然人と本条第2項の定める関係にある者も、債務者の利害関係人とみなされる。

2 本連邦法においては、個人の利害関係人とは、配偶者、直系尊属及び直系卑属、兄弟姉妹及びその卑属、並びに、配偶者の両親及び兄弟姉妹と理解される。

3 本連邦法の定める場合、仲裁管財人及び債権者の利害関係人とは、本条第1項及び第2項の定める手続に従い定められる。

## 第20条 仲裁管財人

1. 仲裁管財人には、以下の条件を満たすロシア連邦国民になることができる。

- ・個人事業者として登記している。
- ・高等教育を受けている。
- ・合計で2年以上の経營業務の実務経験を有している。
- ・仲裁管財人の養成プログラムの理論試験に合格した。
- ・仲裁管財人の補佐として、6か月以上の実習を行った。
- ・経済犯罪の前科、及び、中級重罪、重罪、最重罪の前科を有していない。
- ・いずれかの管財人自治組織の所属員になっている。

2 仲裁管財人の養成プログラムの理論試験の準備及び開催は、ロシア連邦政府から授権された連邦行政機関及び教育機関により組織され、同等の代理権限を有する委員会が行う。

3 ロシア連邦国民の仲裁管財人補佐としての実習は、管財人自治組織が行う。

4 本連邦法においては、法人の代表者及びその代理人としての業務は、経營業務とみなされ、仲裁管財人としての活動も、債務者の代表者の職務を履行する場合、経營業務とみなされる。ただし、所在不明の債務者についての倒産手続における仲裁管財人の活動は、この限りでない。

5 債務者の代表者の権限が本連邦法に従い仲裁管財人に委ねられる場合、連邦法令及びその他のロシア連邦規範的法的文書が債務者の代表者について定める条件及び責任は全て、仲裁管財人に適用される。

仲裁管財人の権限行使が国家機密情報の入手に関係する場合、仲裁管財人は、債務者の代表者の権限行使に必要な形態の国家機密入手権限を有していなければならない。

6 仲裁裁判所は、以下の者を、一時管財人、管理管財人、外部管財人又は破産管財人として承認することはできない。

- ・債務者又は債権者の利害関係人
- ・倒産手続が開始されている者
- ・仲裁管財人として任務を遂行中、債務者、債権者又は第三者に損害を与え、当該損害を賠償していない者

- ・経営職に就く権限，法人経営の企業活動を行う権限，取締役会（監督役員会）の構成員になる権限，及び（又は），他者の事業・財産の管理に関連した活動をする権限を，連邦法律により剥奪され又は喪失している者
  - ・本連邦法の要件に従い，倒産事件の参加者に対する損害賠償責任についての保険契約を締結していない者
  - ・債務者の代表者の権限を行使するために必要な形態の国家機密入手権限を有しない者
- 7 本条第1項の定める仲裁管財人候補者承認のための条件を証明する書面は，その者が所属する管財人自治組織が仲裁裁判所に提出する。
- 8 責任保険契約は，仲裁管財人責任の履行を財政的に担保するものと認められ，期間は1年以上でなければならない。その期間は，同期間で強制的に更新される。
- 財政的担保の最低額（保険契約の最低保険額）は，年間300万ルーブル以上でなければならない。
- 仲裁管財人は，更に，倒産事件について仲裁裁判所から承認された日から10日以内に，倒産事件の参加者に対する損害賠償責任につき保険に加入しなければならない。その額は，倒産手続が開始した日の直近の決算日における債務者資産の帳簿価額により決められる。つまり，
- ・債務者資産の帳簿価額が1億ルーブル以上3億ルーブル以下の場合，1億ルーブルを超える債務者資産の帳簿価額の3パーセントの額
  - ・債務者資産の帳簿価額が3億ルーブル以上10億ルーブル以下の場合，600万ルーブルに加え，3億ルーブルを超える債務者資産の帳簿価額の2パーセントの額
  - ・債務者資産の帳簿価額が10億ルーブルを超える場合，2000万ルーブルに加え，10億ルーブルを超える債務者資産の帳簿価額の1パーセントの額
- 9 仲裁裁判所が承認した仲裁管財人は，前任の仲裁管財人の手続上の権利承継者となる。

## 第21条 仲裁管財人の自治組織

- 1 管財人自治組織の地位は，非営利団体が，管財人自治組織統一国家登録簿に記載された日から取得する。
- 2 管財人自治組織統一国家登録簿へは，以下の要件を満たす非営利団体が記載される。
- ・本連邦法第20条第1項の定める要件（管財人自治組織への強制加盟の要件を除く。）を満たす所属員が100名以上いる。
  - ・管財人自治組織統一国家登録簿への記載日において終了していない手続も含め，倒産手続（所在不明債務者の倒産手続を除く。）に参加した所属員が総勢で100名以上いる。
  - ・5万ルーブル以上の各員の納付金により，金銭によってのみ形成されている補償基金又は相互保険団体の財産がある。
- 本連邦法の定める活動を実施したことに関係し発生したのではない管財人自治組織及び仲裁管財人の債務に基づき，補償基金又は相互保険団体財産に対して強制執行することはできない。
- 管財人自治組織の補償基金又は相互保険団体の資金の分配条件及び手続，資金の特定目的に向けられた支出手続，並びに，当該基金に含まれる資産の換価並びに当該資産の内容及び構造についての勧告は，ロシア連邦政府が定める。
- 3 管財人自治組織は，以下の機能を果たす。
- ・所属員に，ロシア連邦法令及び仲裁管財人職務規程を遵守させる。
  - ・所属員の権利及び法的利益を保護する。
  - ・所属員の活動及び倒産手続の情報が開示されるようにする。
  - ・所属員の業務養成レベルの向上に協力する。
- 管財人自治組織は，その所属員に対し，法令に反しない，定款の定めるその他の機能を果たすことができる。
- 4 管財人自治組織には，執行機関に加え，7名以上から構成される常設の合議制運営機関が設置される。当該機関の権限には，仲裁管財人としての所属員の活動及び業務の規程の承認が含まれる。
- 管財人自治組織の常設合議制運営機関の構成員の25パーセント以下は，管財人自治組織の所属員ではない者でなければならない。国家公務員及び地方公務員は，管財人自治組織の運営機関の所属員になることはできない。



管財人自治組織には、その活動を保障するため、所属員の仲裁管財人としての活動を監視する下部機関が設置され、また、以下を行う機関も設置される。

- ・管財人自治組織の所属員に懲戒措置をとるか否かを審議する。
- ・倒産事件における仲裁管財人の承認のために仲裁裁判所に推薦する所属員を選考する。

5 本条第2項の条件を満たす非営利団体は、ロシア連邦政府の定める監督機関に以下の書面を提出した日から7日以内に、管財人自治組織統一国家登録簿に記載されなければならない。

- ・管財人自治組織統一国家登録簿への記載の申請書
- ・然るべき方法により認証を受けた設立文書の写し
- ・然るべき方法により認証を受けた国家登記証の写し
- ・当該団体が認証した、全所属員の個人事業者としての国家登記証の写し
- ・当該団体が認証した、全所属員の高等教育証書の写し
- ・当該団体が認証した、仲裁管財人養成プログラムの理論試験に合格したことを証明する書面の写し
- ・当該団体が認証した、全所属員が所定期間の経營業務の実務経験を有していることを証明する労働手帳の写し又はその他の書面の写し
- ・当該団体が認証した、各所属員が仲裁管財人の補佐として実習を行ったことを証明する証明書又はその他の書面の写し
- ・当該団体が認証した、全所属員が前科を有していないことの照会証の写し

監督機関は、非営利団体を管財人自治組織統一国家登録簿に記載した日から3日以内に、当該団体に対し、書面で通知するか、又は、理由付きの拒否書を送付しなければならない。

監督機関は、以下の事由に基づき、非営利団体の管財人自治組織統一国家登録簿への記載を拒否する。

- ・非営利団体が、本条第2項の定める条件の一つでも満たしていない。
- ・本条の定める書面が全て提出されていない。

6 非営利団体は、本条第2項の定める要件に違反した場合又は本連邦法に複数回違反した場合、監督機関の申立てに基づき、仲裁裁判所により、管財人自治組織統一国家登録簿から除籍される。

非営利団体が、本条第2項の定めるいずれかの事項を満たさなくなったことを自主的に申請した場合、満たさなくなった時から2か月の間、当該団体を管財人自治組織統一国家登録簿から除籍することはできず、この間、当該団体は、当該事項に従い活動しなければならない。

## 第22条 管財人自治組織の権利及び義務

1 管財人自治組織は、以下の権利を有する。

- ・所属員と、連邦国権機関、ロシア連邦構成主体国権機関又は地域自治機関との関係において、所属員の法的利益を代表する。
- ・ロシア連邦仲裁裁判所に対し、管財人自治組織の地位を取得したことを通知する。
- ・連邦国権機関、ロシア連邦構成主体国権機関又は地域自治機関がいずれかの所属員又は複数の所属員の権利及び法的利益を侵害する決定を出し、又は行為をした場合、当該決定及び行為につき裁判手続において不服を申し立てる。
- ・倒産事件の参加者の権利及び法的利益を保護する訴えを提起する。
- ・所属員につき、設立文書及びその他の文書の定める懲戒措置をとる。管財人自治組織からの除名も含む。
- ・所属員の行為（不作為）に倒産法令違反が認められた場合、仲裁裁判所に対し、当該所属員の倒産事件への参加を取り消すよう申し立てる。

2 管財人自治組織は、以下の義務を負う。

- ・仲裁管財人職務規程を作成し、全所属員に当該規程を遵守することを義務付ける。
- ・所属員の職務、特に、本連邦法及び管財人自治組織が作成した仲裁管財人職務規程の定める要件の遵守を監督する。
- ・倒産事件において仲裁管財人として活動する所属員の活動に対する異議を審理する。
- ・管財人自治組織への所属を希望するロシア連邦国民の要件を決定する。
- ・倒産事件において仲裁管財人として活動する所属員を除名した場合、除名から3日以内に、当該事件を審理している仲裁裁判所に対し、除名を通知する。

- ・管財人自治組織の定款及びその他の文書の定める手続及び周期により、所属仲裁管財人から報告書として提出される活動情報を収集し、整理し、保管する。
  - ・ロシア連邦国民の仲裁管財人補佐としての実習を手配し、実施する。
  - ・所属仲裁管財人の名簿を管理し、利害関係人が当該名簿に含まれる情報を自由に知ることができるようにする。
  - ・所属員が仲裁管財人としての職務遂行中に与えた損害の賠償責任の履行を財政的に担保するための補償基金又は相互保険団体財産を形成する。
- 3 管財人自治組織は、設立文書、並びに、所属員の活動規程及び業務規程の変更を知らせるため、監督機関に対し、以下の情報も提出しなければならない。
- ・所属仲裁管財人の名簿への変更
  - ・所属仲裁管財人の倒産事件における承認
  - ・所属員を管財人自治組織から除名するという責任措置
  - ・所属仲裁管財人の解任
  - ・仲裁管財人の受入規程
  - ・仲裁管財人補佐の実習実施規程
  - ・補償基金又は相互保険団体財産の額
  - ・管財人自治組織所属員の行為に対する異議及び当該異議の審理の結果
  - ・管財人自治組織から委任されている、仲裁管財人の民事責任の保険を扱う保険機関の一覧
  - ・管財人自治組織から委任されている、有価証券所持者名簿を扱い、業として証券取引に参加する者の一覧
- 管財人自治組織は、監督機関からの問合せがあった場合、所属仲裁管財人から提出された倒産事件の報告書を提出しなければならない。

### 第 23 条 仲裁管財人候補者の要件

- 1 倒産債権者又は全権機関（債権者集会）は、仲裁管財人候補者について、以下の条件を付すことができる。
- ・法律学若しくは経済学の教育、又は、債務者活動に関する専門的な高等教育を有する。
  - ・相応の経済部門において組織代表者としての実務経験を有する。
  - ・仲裁管財人として実施した倒産手続の数を定める。
- 倒産債権者又は全権機関（債権者集会）は、本項の定める条件以外の条件を付すことはできない。
- 2 債権者集会又は全権機関（債権者集会）は、条件を付す際、仲裁管財人の追加報酬の額及び支払手続を定めることができる。

### 第 24 条 仲裁管財人の権利及び義務

- 1 仲裁管財人は、活動に際し、ロシア連邦法令に従わなければならない。
- 仲裁管財人は、活動に際し、所属する管財人自治組織の承認する仲裁管財人職務規程を遵守しなければならない。
- 2 仲裁管財人は、一つの管財人自治組織にのみ所属することができる。
- 3 仲裁裁判所が承認した仲裁管財人は、以下の権利を有する。
- ・債権者集会を招集する。
  - ・債権者委員会を招集する。
  - ・本連邦法の定める場合、仲裁裁判所に申し立てる。
  - ・本連邦法の定める額及び手続で、報酬を受ける。
  - ・自己の任務遂行のために、他者を契約により用い、本連邦法、債権者集会又は債権者との合意に別段の定めがある場合を除き、債務者資産から報酬を支払う。
  - ・仲裁裁判所に対し、任期満了前の任務終了を申し立てる。
- 4 仲裁裁判所が承認した仲裁管財人は、以下の義務を負う。
- ・債務者の財産を保護する措置をとる。
  - ・債務者の財務状況を分析する。
  - ・債務者の財務活動、経済活動及び投資活動、並びに、債務者の商品市場及びその他の市場における位置付

けを分析する。

- ・本連邦法の定める場合を除き、債権登録簿を管理する。
  - ・本連邦法の定める場合、債権者集会開催の請求を受けた日から3日以内に、請求者に対し、債権登録簿を提出する。
  - ・自己の職務の不履行又は不適切な履行により債務者、債権者又は第三者に損害を与えた場合、損害賠償を定める司法判断が発効した日から当該損害を賠償する。
  - ・故意倒産及び虚偽倒産の兆候、並びに本連邦法第10条第3項及び第4項の定める責任が発生する状況を明らかにする。
  - ・本連邦法の定めるその他の機能を果たす。
- 5 仲裁管財人は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、連邦法令により機密とされる情報であって（職業秘密及び商業秘密である情報を含む。）、任務遂行において知ることになるものを守秘しなければならない。
- 6 仲裁裁判所が承認した仲裁管財人は、倒産手続の遂行に際し、債務者、債権者及び社会の利益のため、誠実かつ合理的に活動しなくてはならない。
- 7 仲裁裁判所が承認した仲裁管財の権限であって、本連邦法に従い個人的に付与されたものは、その他の者に移譲することはできない。

## 第25条 仲裁管財人の責任

- 1 仲裁管財人が、本連邦法に従い課された義務及びロシア連邦政府の定める仲裁管財人職務規程を履行せず、又は、不適切に履行した場合、仲裁裁判所が、倒産事件の参加者の請求に基づき、仲裁管財人を罷免する事由となる。
- 仲裁裁判所は、上記事由による罷免の決定を取り消す場合、仲裁管財人を、罷免された倒産手続の範囲に復活させなければならない。
- 2 仲裁管財人が、所属する管財人自治組織の承認した仲裁管財人職務規程を履行せず、又は、不適切に履行した場合、管財人自治組織から除名される事由となる。仲裁管財人が所属管財人自治組織から除名された場合、仲裁裁判所は、管財人自治組織の申立てに基づき、仲裁管財人を罷免する。
- 仲裁管財人罷免の事由となった除名の決定が取り消され、又は、無効と認定された場合、仲裁裁判所は、当該人を仲裁管財人の職務に復帰させることはできない。
- 3 仲裁管財人が、本連邦法の定める義務を履行せず、又は、不適切に履行し、債務者、債権者又はその他の者に損害を与えた場合、当該管財人が全額を賠償するまで、当該管財人を仲裁管財人として承認することはできない。この場合、仲裁管財人は、連邦法令の定める責任も負う。

## 第26条 仲裁管財人の報酬

- 1 仲裁管財人の職務遂行に対する毎月の報酬は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、債権者（債権者集会）が決定し、仲裁裁判所が承認する額であり、1万ルーブル以上でなければならない。
- 仲裁管財人が、職務の不履行又は不適切な履行により、仲裁裁判所から罷免された場合、仲裁管財人に対し報酬を支払わないことができる。
- 2 倒産債権者、全権機関又は債権者集会は、仲裁管財人の活動結果に対し、債権者負担により、仲裁裁判所が承認する追加報酬を定めることができる。
- 3 仲裁管財人が自己の活動のために用いている者の報酬は、本連邦法、債権者集会又は債権者との合意に別段の定めがある場合を除き、債務者の財産から支払われる。

## 第27条 倒産手続

- 1 法人債務者の倒産事件を審理する際、以下の手続が適用される。
- ・監視
  - ・財政健全化
  - ・外部管財
  - ・破産手続
  - ・和議
- 2 個人債務者の倒産事件を審理する際、以下の手続が適用される。

- ・破産手続
- ・和議
- ・本連邦法の定めるその他の倒産手続

## 第 28 条 本連邦法の定める情報の公開手続

- 1 本連邦法に従い公開すべき情報は、ロシア連邦政府の定める公報紙において公告される。公報紙の発行部数、発行周期及び公告期間、並びに、公告費用の支払手続及び額は、ロシア連邦政府が決定し、利害関係人による迅速で自由な情報入手を妨げるようなものであってはならない。本連邦法に従い公開すべき情報は、ロシア連邦政府の定める手続により、電子マス・メディアにおいて公告することもできる。
- 2 本条第 1 項の定める公告費用は、本連邦法又は債権者集会により別段定められている場合を除き、債務者の財産から支払われる。  
債務者に公告費用を負担する十分な財産がない場合、公告費用は、倒産事件の開始を申し立てた債権者が負担する。
- 3 倒産手続の実施に際し、監視開始、債務者の倒産認定・破産手続の開始及び倒産事件手続の終結が、公告されなければならない。債権者数が 100 を超え、又は確定することができない場合、債務者に対し適用される各倒産手続の開始も公告されなければならない。
- 4 公告すべき情報は、債権者集会又は債権者委員会の決議に基づき、マス・メディアによるその他の方法により公告することもできる。
- 5 公告情報は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、以下を含まなければならない。
  - ・債務者の名称及び郵便宛先
  - ・司法判断を出した仲裁裁判所の名称、当該司法判断が出された日、開始された倒産手続の名称、及び倒産事件番号
  - ・承認された仲裁管財人の氏名・父称及び連絡先、並びに、所属管財人自治組織の名称及び郵便宛先
  - ・本連邦法の定める場合、仲裁裁判所が定めた、倒産事件を審理する裁判法廷の次回期日
  - ・本連邦法が定める場合、その他の情報

## 第 29 条 連邦行政機関、ロシア連邦構成主体国権機関及び地域自治機関の財政健全化及び倒産における権能

- 1 財政健全化及び倒産における国家政策を遂行するため、ロシア連邦政府は、以下を行う。
  - ・全権機関による申立ての手続を定める。
  - ・義務的支払金債権及びロシア連邦の有する金銭債権を倒産事件及び倒産手続において合算し届け出る手続を定める。
  - ・金銭債権及び義務的支払金債権の債権者としての、連邦行政機関の代理人及び国家予算外基金の代理人の活動を調整する。
  - ・戦略企業・組織の会計手続及び支払能力の分析手続を定める。
- 2 ロシア連邦政府は、以下の仲裁管財人職務規程及び管財人自治組織活動規程を承認する。
  - ・債権登録簿、債権者集会及び債権者委員会の準備、開催及び実施、並びに、仲裁管財人報告書の作成に関する仲裁管財人の一般職務規程
  - ・財務分析の実施規程
  - ・虚偽倒産及び故意倒産の兆候の調査規程
  - ・理論試験の実施及び受験の規程
  - ・仲裁管財人補佐の実習実施規程
  - ・管財人自治組織による所属管財人活動の調査規程
- 3 本連邦法第 2 条により全権機関とされる連邦行政機関は、権限の範囲で、倒産事件及び倒産手続において、義務的支払金債権及びロシア連邦の有する金銭債権を届け出る。
- 4 監督機関は、以下を行う。
  - ・管財人自治組織が自治組織の活動を取り締まる連邦法令及びその他の規範的法的文書を遵守しているかを監督する。
  - ・ロシア連邦政府の定める手続に従い、管財人自治組織の活動を調査する。

- ・本連邦法の定める場合、仲裁裁判所に対し、管財人自治組織統一国家登録簿から管財人自治組織を除籍するよう申し立てる。
- ・仲裁管財人の資格剥奪を、連邦法律の定める手続に従い裁判所に申し立てる。
- ・国際倒産が関係する倒産手続過程において管財人自治組織及び仲裁管財人を支援する。
- ・仲裁管財人養成及び理論試験の準備手配に参加する。
- ・仲裁管財人養成統一プログラムを承認する。
- ・管財人自治組織統一国家登録簿及び仲裁管財人名簿を管理する。
- ・本連邦法その他の連邦法律及びその他の規範的法的文書により与えられるその他の権限を行使する。

金銭債権・義務的支払金債権を有する債権者としての、及び（又は）、単一企業体債務者の財産所有者若しくは債務者の発起人（社員）としての、国家の法的利益を代理する全権機関の機能を、本項の定める権限を行使する監督機関に対し付与することはできない。

- 5 ロシア連邦政府は、倒産手続における、義務的支払金債権の債権者としての連邦行政機関の地位を定めるに当たり、ロシア連邦構成主体行政機関及び地域自治機関の意見を考慮する方法を定める。
- 6 ロシア連邦構成主体国権機関及び地域自治機関の権限は、法律、並びに、ロシア連邦構成主体がその権限の範囲で採択したその他の規範的法的文書、及び、地域自治機関がその権限の範囲で採択した法的文書により定められる。
- 7 保安を管轄する連邦行政機関の地域機関は、四半期ごとに、国家機密情報を用いる認可を有する機関（組織）に関する情報を、当該機関（組織）の所在地の仲裁裁判所及びロシア連邦司法省地域局に提出しなければならない。

## 第2章 倒産予防

### 第30条 機関の倒産を予防する措置

- 1 本連邦法第3条第2項の定める倒産兆候が発生した場合、債務者の代表者は、発起人（社員）又は単一企業体債務者の財産所有者に対し、倒産兆候があることについての情報を知らせなければならない。
- 2 債務者の発起人（社員）、単一企業体債務者の財産所有者、連邦行政機関、ロシア連邦構成主体行政機関又は地域自治機関は、連邦法令の定める場合、適時に機関の倒産を予防する措置をとらなければならない。
- 3 債務者の発起人（社員）又は単一企業体債務者の財産所有者は、仲裁裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる前に、機関の倒産を予防するために、債務者の支払能力回復のための措置をとる。支払能力回復のための措置は、債務者との合意に基づき、債権者又はその他の者がとることができる。

### 第31条 裁判外再生支援

- 1 債務者の倒産を予防する措置の範囲において、金銭債務及び義務的支払金を弁済し支払能力を回復するために十分な額の財政支援が、債務者の発起人（社員）、単一企業債務者の財産所有者、債権者及びその他の者により、提供されうる（裁判外再生支援）。
- 2 財産支援の提供に際し、債務者又はその他の者が、財政支援を提供する者のために、義務を引き受けることもできる。

## 第3章 仲裁裁判所における倒産事件の審理

### 第32条 倒産事件の審理手続

- 1 法人及び個人事業者を含む個人の倒産事件は、ロシア連邦仲裁訴訟法の定め及び本連邦法の特則に従い、仲裁裁判所が審理する。
- 2 本章の定める倒産事件審理の特則は、本連邦法の他の章に別段の定めがない場合に適用される。

### 第33条 倒産事件の事物管轄及び土地管轄

- 1 法人及び個人事業者を含む個人の倒産事件は、法人債務者の所在地又は個人債務者の居住地を管轄する仲裁裁判所が審理する。

- 2 法人債務者の場合については債権総額が 10 万ルーブル以上であり、個人債務者の場合については債権総額が 1 万ルーブル以上であり、かつ、当該債権が、弁済期から 3 か月間履行されていない場合、仲裁裁判所は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、倒産認定の申立てを受理する。
- 3 倒産事件は、第三者裁判所の審理に付すことはできない。

### 第 34 条 倒産事件の参加者

倒産事件の参加者は、以下の者である。

- ・債務者
- ・仲裁管財人
- ・倒産債権者
- ・全権機関
- ・本連邦法の定める場合、連邦行政機関、ロシア連邦構成主体行政機関及び債務者所在地の地域自治機関
- ・財政健全化実施のために保証・担保を提供した者

### 第 35 条 倒産事件裁判手続の参加者

倒産事件裁判手続には、以下の者が参加する。

- ・債務者被雇用者の代表者
- ・単一企業体債務者の財産所有者の代理人
- ・債務者発起人（社員）の代表者
- ・債権者集会の代表者又は債権者委員会の代表者
- ・仲裁管財人の権限行使が国家機密情報の入手に関係する場合、保安を管轄する連邦行政機関の代表者
- ・ロシア連邦仲裁訴訟法及び本連邦法の定める場合、その他の者

### 第 36 条 倒産事件における代理

- 1 相応の方法により有効に付与された倒産事件を扱う権限を有する行為能力者（会計士、鑑定人、エコノミスト及びその他の専門家を含む。）は、個人事業者を含む個人の代理人、及び、倒産事件の参加者又は倒産事件裁判手続の参加者である機関の代理人になることができる。
- 2 連邦法令、その他の規範的法的文書又は設立文書の定める権限の範囲において機関の名において活動する代表者の権限は、代表者が、同人の職業上の地位を証明する文書、設立文書及びその他の書面を裁判所に提出し、これらの書面により確認される。
- 3 法定代理人の権限は、裁判所に提出された、同人の地位及び権限を証明する書面により確認される。
- 4 仲裁裁判所において倒産事件を扱うその他の代理人の権限は、連邦法令に従い交付され有効に作成された委任状に明記されなければならない。ロシア連邦が締結した国際協定又は連邦法令の定める場合は、その他の文書に明記されなければならない。

### 第 37 条 債務者による申立て

- 1 債務者による申立ては、仲裁裁判所に書面を提出して行う。申立書には、法人債務者の代表者若しくは債務者の設立文書により債務者の倒産認定を申し立てる権限を与えられている者、又は、個人債務者が署名する。申立書には、債務者の代理人の委任状に署名権限が明記されている場合、代理人が署名することができる。
- 2 債務者による倒産認定の申立書には、以下の事項が記載されなければならない。
  - ・申立書が提出される仲裁裁判所の名称
  - ・債務者が争わない金銭債権の総額
  - ・生命・健康侵害による損害賠償額、被雇用者に対して支払うべき給与及び退職金の支払額、及び、知的活動の結果に対し著者に支払うべき報酬額
  - ・義務的支払金額
  - ・債務を全額弁済することができない事由又は債務者財産に強制執行があった場合に経済活動が困難になる事由
  - ・通常裁判所、仲裁裁判所又は第三者裁判所により受理された債務者に対する訴えに関する情報、執行文書に関する情報、及び、引落同意書なく銀行口座からの引落しを認めるその他の書面に関する情報

- ・金銭を含む債務者の財産及び受取勘定に関する情報
- ・債務者の銀行・その他金融機関の口座番号、及び、銀行・その他金融機関の郵便宛先
- ・仲裁裁判所により承認される一時管財人が所属する管財人自治組織の名称及び郵便宛先
- ・仲裁管財人の報酬額
- ・添付書面一覧

債務者が自己の活動において国家機密情報を用いる場合、債務者による申立書には、債務者の代表者による国家機密の入手形態を記載する。

申立書には、倒産事件の審理に関係するその他の情報を記載することができる。

債務者に何らかの申立事項がある場合、当該申立事項も申立書に添付することができる。

申立書には、一時管財人の候補者の条件は記載しない。

- 3 個人債務者による申立書には、企業活動に関係しない債務に関する情報も記載する。
- 4 債務者は、倒産債権者、全権機関、単一企業体債務者の財産所有者、及び、取締役会（監督役員会）又はこれに類するその他の合議制経営機関に対し、並びに、本連邦法が定める場合はその他の者に対し、申立書の写しを送付しなければならない。申立書が提出される前に単一企業体債務者の財産所有者の代理人、債務者発起人（社員）の代表者、債務者被雇用者の代表者が選任（任命）された場合、申立書の写しはこれらの者に送付される。

### 第 38 条 債務者による申立ての添付書面

- 1 債務者による倒産認定の申立書には、ロシア連邦仲裁訴訟法の定める書面に加え、以下を証明する書面を添付する。
  - ・債務の存在及び債務を全額弁済することができないこと。
  - ・債務者による申立ての根拠となるその他の事情
- 2 債務者による倒産認定の申立書には、以下の書面も添付する。
  - ・法人債務者の設立文書、及び、法人国家登記証書又は個人事業者の国家登記に関する書面
  - ・申立人の債権者及び債務者の一覧（受取勘定・支払勘定の詳細、債権者・債務者の郵便宛先の表示を含む。）
  - ・直近の決算日における貸借対照表若しくはその代わりとなる書面、又は、個人債務者の財産の構成及びその価値に関する書面
  - ・債務者が仲裁裁判所に対し倒産認定を申し立てることに関する単一企業体債務者の財産所有者又は債務者の発起人（社員）、及び、債務者のその他の授権機関の決定書（かかる決定書がある場合）
  - ・発起人（社員）の代表者又は単一企業体債務者の財産所有者の代理人を選任（任命）することに関する単一企業体債務者の財産所有者又は債務者の発起人（社員）、及び、債務者のその他の授権機関の決定書
  - ・債務者の被雇用者集会在債務者の倒産認定の申立て前に開催され、倒産事件裁判手続に参加するために被雇用者の代表者を選任していた場合、当該集会の議事録
  - ・独立鑑定人が作成した債務者の財産価値に関する報告書（かかる報告書がある場合）
  - ・（債務者が国家機密情報を用いて業務を行う認可を有する際）債務者の代表者の国家機密入手権限を証明し、入手形態が記載された書面
  - ・本連邦法の定める場合、その他の書面
- 3 債務者の申立書には、本条の定める書面の原本又は認証謄本を添付する。

### 第 39 条 倒産債権者による申立て

- 1 倒産債権者による債務者の倒産認定の申立て（以下「債権者による申立て」という。）は、仲裁裁判所に書面を提出して行う。債権者が法人である場合、申立書には当該法人の代表者又は代理人が署名をし、債権者が個人である場合、申立書には当該個人又は代理人が署名する。
- 2 債権者による倒産認定の申立書には、以下の事項が記載されなければならない。
  - ・申立書が提出される仲裁裁判所の名称
  - ・債務者の名称（氏名・父称）及び郵便宛先
  - ・倒産債権者の名称（氏名・父称）及び郵便宛先
  - ・債務者に対する倒産債権者の債権額、及び、利息・違約罰（違約金、遅延利息）の額

- ・債務者が倒産債権者に対し負う義務、及び、その履行期
- ・倒産債権者の債務者に対する債権を審理した裁判所、仲裁裁判所、又は第三者裁判所の判決で発効しているもの
- ・執行文書を司法執行局に、執行文書の写しを債務者に送付した証拠（執行にかけた証拠）
- ・金銭債務発生事由の証拠（請求書、商品引渡書及びその他の書面）
- ・承認されるべき一時管財人が所属する管財人自治組織の名称及び郵便宛先
- ・仲裁管財人の報酬額
- ・添付書面一覧

倒産債権者は、自己の申立書に、一時管財人候補者に関する職業的条件を記載することができる。債権者による申立書には、倒産事件の審理に関係するその他の情報を記載することができる。

債権者に何らかの申立事項がある場合、当該申立事項も申立書に添付することができる。

- 3 倒産債権者は、債務者に申立書の写しを送付しなければならない。
- 4 債権者による申立ては、債務者に対する複数の債権に基づき行うことができる。
- 5 倒産債権者は、債務者に対する他の倒産債権者の債権を合算し、裁判所に対し一つの申立てを行うことができる。申立書には、合算された債権の倒産債権者全員が署名する。

#### 第40条 債権者による申立ての添付書面

- 1 債権者による申立書には、ロシア連邦仲裁訴訟法の定める書面に加え、以下を証明する書面を添付する。
  - ・債務者の倒産債権者に対する義務、並びに、当該義務に基づく金銭債務の有無及び額
  - ・金銭債務発生事由の証拠（請求書、商品引渡書及びその他の書面）
  - ・債権者の申立ての根拠となるその他の事情
- 2 倒産債権者の代理人が署名した申立書には、当該申立書を提出する署名者の権限を証明する委任状を添付する。
- 3 債権者による申立書には、倒産債権者の債務者に対する債権を審理した裁判所、仲裁裁判所又は第三者裁判所の判決で発効しているもの、及び、執行文書を司法執行局に送付し、また、執行文書の写しを債務者に送付した証拠（執行にかけた証拠）を添付しなければならない。

#### 第41条 全権機関による申立て

- 1 全権機関による債務者の倒産認定の申立ては、債権者による申立ての要件を満たさなければならない。
- 2 義務的支払金に基づき全権機関が申し立てる場合の申立書には、債務者財産から未払債務を回収することに関する税務機関又は関税機関の決定書を添付しなければならない。申立書には、義務的支払金の未払債務に関する資料及び当該全権機関の情報に関する資料が添付されなければならない。

#### 第42条 倒産認定申立ての受理

- 1 仲裁裁判所裁判官は、ロシア連邦仲裁訴訟法及び本連邦法の定める要件を満たす倒産認定の申立てを受理する。

仲裁裁判所への申立てが義務であるが、申立書に本連邦法第38条の定める書面全てが添付されていない場合、仲裁裁判所は、申立てを受理し、不足書面については、倒産事件審理の準備に際して提出が要求される。

- 2 仲裁裁判所裁判官は、倒産認定の申立ての受理について、申立てがされた日から5日以内に決定を出す。
- 3 倒産認定の申立受理決定書には、仲裁裁判所が承認する一時管財人が所属する管財人自治組織（以下「提示された管財人自治組織」という。）、及び、申立人の債権の根拠を審理する日程が記載される。ただし、本連邦法に別段の定めがある場合は、この限りでない。

提示された管財人自治組織は、倒産事件記録を閲覧し、一部を書き出し、写しをとることができる。

- 4 仲裁裁判所は、申立人、債務者、監督機関及び提示された管財人自治組織に対し、倒産認定の申立受理決定書を送付する。

債務者が国家機密情報を用いて業務を行う認可を有する場合、仲裁裁判所は、保安を管轄する連邦行政機関の地域機関に対し、倒産認定の申立受理決定書を送付する。



提示された管財人自治組織に送付される仲裁裁判所の決定書には、一時管財人候補者の要件、及び、債務者に国家機密情報を用いて業務を行う許可があるか否かを記載する。申立人が一時管財人候補者の要件を指定しなかった場合、決定書は、一時管財人候補者の要件の記載なく、提示された管財人自治組織に送付される。

5 倒産認定申立書に債務者の直近の決算日における会計報告書が添付されていない場合、仲裁裁判所は、債務者に対し、当該書面の提出を要求する。債務者は、会計報告書の提出を要求する決定を受領した日から5日以内に、仲裁裁判所に当該書面を提出しなければならない。

6 債務者に対する申立人の債権の根拠を審理した結果に基づき、監視が開始される。ただし、本連邦法第62条の定める場合は、この限りでない。

債務者に対する申立人の債権の根拠を調査する裁判法廷は、申立受理決定が出された日から15日以降30日以内に実施される。

7 仲裁裁判所は、倒産認定を申し立てた者の申立てに基づき、ロシア連邦仲裁訴訟法の定める申立保全措置をとることができる。

倒産認定の申立てを保全する措置の申立ては、保全措置が申し立てられた日の翌日までに、当事者欠席で審理される。

申立ての審理の結果に基づき、決定が出される。

申立保全措置決定は、直ちに執行されなければならない。

申立保全措置決定又は措置拒否決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を停止する事由にはならない。

8 裁判所の指定した審理法廷までに他の者が債務者の倒産認定を申し立てた場合、仲裁裁判所は、全ての申立てを、倒産事件を始める申立てとして審理する。これらの申立ては、第一申立人の債権の根拠を調査する裁判法廷期日から15日以内に審理されなければならない。

自己の申立ての審理が延期された者は、本条第7項の定める権利を有する。

9 仲裁裁判所が第一申立人の債権の根拠の審理を延期した場合、又は、第一申立人の債権に根拠がないと認定された場合、仲裁裁判所は、倒産認定の全ての申立てを併せ、全ての申立人の債権の根拠を調査する裁判法廷期日を新たに指定する。この場合、仲裁管財人としては、最初に根拠があると認定された債権を有する倒産債権者又は全権機関の提示する管財人自治組織に所属する者が承認される。

#### 第43条 倒産認定申立ての受理の拒否

仲裁裁判所裁判官は、以下の場合、倒産認定の申立ての受理を拒否する。

- ・本連邦法第33条第2項の定める要件が満たされていない。
- ・仲裁裁判所が倒産事件を開始しいずれかの倒産手続が開始している債務者について、倒産認定が申し立てられた。
- ・ロシア連邦仲裁訴訟法の定める受理拒否事由がある。

#### 第44条 倒産認定申立書の返却

1 倒産認定の申立書が本連邦法第37条から第41条までに定める要件を満たしていない場合、仲裁裁判所は、当該申立書及び添付書面を返却する。申立書の返却について、仲裁裁判所は決定を出す。

2 申立書を返却する決定は、債務者及び申立債権者に送付される。

#### 第45条 仲裁管財人の承認手続

1 提示された管財人自治組織は、仲裁裁判所から候補者推薦の要請を受けた後、仲裁管財人として仲裁裁判所の承認を受けることに同意し、上記要請書記載の候補者の要件に合致する所属員の一覧表（以下「候補者一覧」という。）を作成する。候補者一覧には、要請書記載の要件に、より合致している順で候補者3名が記載されなければならない。満たす要件が同じ場合は、職業資格を考慮して記載される。

提示された管財人自治組織は、候補者の要件が記載されていない要請書を受けた場合、仲裁管財人として仲裁裁判所の承認を受けることに同意した所属員の中から候補者を選択する。候補者一覧には、職業資格の高い順で候補者3名が記載されなければならない。

特定形態の国家機密入手権限が仲裁裁判所による仲裁管財人承認の絶対要件である場合、当該権限を有しない者を候補者一覧に記載することはできない。

- 1の1 債務者及び保安を管轄する連邦行政機関の地域機関は、仲裁裁判所の倒産認定申立受理決定書を受領してから、それぞれ2日以内、5日以内に、仲裁裁判所及び提示された管財人自治組織に対し、債務者の代表者の国家機密入手権限の形態に関する情報、又は当該権限を有していないことの情報提出しなければならない。
- 2 提示された管財人自治組織は、利害関係人が、候補者選択の手續実施に自由に関与できるようにしてはならない。

提示された管財人自治組織は、合議により、候補者一覧に含める者を決定する。
- 3 提示された管財人自治組織は、仲裁裁判所から候補者の要件が記載された要請書を受領した日から5日以内に、仲裁裁判所、申立人（債権者集会又は債権者集会の代表者）及び債務者に対し、仲裁管財人の職業資格に関する情報を含む候補者一覧を、仲裁裁判所の決定書に仲裁管財人候補者の要件が記載されている場合は要件を満たしていることについての理由付き意見書、及び、必要があれば国家機密入手権限の有無に関する情報も送付する。
- 4 債務者及び申立人（債権者集会の代表者）は、候補者一覧に記載されている候補者を1名ずつ拒否することができる。残った候補者が仲裁裁判所により承認される。ただし、選択手續に違反が判明した場合、又は、選択された候補者が本連邦法第20条の条件を満たしていないことが判明した場合は、この限りでない。

債務者及び（又は）申立人（債権者集会の代表者）が拒否権限を行使しない場合、仲裁裁判所は、管財人自治組織から提出された候補者一覧の第一順位候補者を任命する。
- 5 提示された管財人自治組織が本条第3項の定める期間内に仲裁裁判所に対し候補者一覧を提出しない場合、仲裁裁判所は監督機関に申し立て、監督機関は、仲裁裁判所の申立てを受けた日から7日以内に、管財人自治組織統一国家登録簿に含まれる他の管財人自治組織から候補者一覧を提出させるようにしなければならない。
- 6 提示された管財人自治組織の所属員に債務者の代表者の権限行使のために必要な形態の国家機密入手権限を有している者がおらず、当該権限が仲裁裁判所による仲裁管財人承認の絶対要件である場合、提示された管財人自治組織は、本条第3項の定める期間内に、仲裁裁判所に通知する。仲裁裁判所は、通知受領後2日以内に監督機関に申し立て、監督機関は、仲裁裁判所の申立てを受けた日から7日以内に、管財人自治組織統一国家登録簿に含まれる他の管財人自治組織に候補者一覧を提出させるようにしなければならない。

提示された管財人自治組織が、債務者の代表者が国家機密入手権限を有すること及び当該権限の形態に関する情報を受けず、又は適時に受けなかった場合、仲裁裁判所は、当該管財人自治組織に対し、本条第3項の定める手續に従い候補者一覧を再び提出するよう求める。
- 7 債権者集会は、財政健全化、外部管財又は破産手續の開始に先行する倒産手續において仲裁管財人の任務にある者を、管理管財人、外部管財人又は破産管財人に承認するよう仲裁裁判所に対し申し立てる決議をとることができる。この場合、本条第1項から第6項までに定める仲裁管財人承認手續を経る必要はなく、仲裁裁判所は、債権者集会の推薦する候補者が本連邦法第20条の要件を満たしていることを条件に、当該候補者を管理管財人、外部管財人又は破産管財人に承認する決定を出す。

#### 第46条 届出債権の実現を保全するための措置

- 1 仲裁裁判所は、倒産事件の参加者の申立てに基づき、ロシア連邦仲裁訴訟法に従い、届出債権の実現を保全する措置をとることができる。
- 2 仲裁裁判所は、監視開始後、ロシア連邦仲裁訴訟法の定める措置に加え、本連邦法第64条第2項に定められていない法律行為について、仲裁管財人の同意を得ないで行うことを禁止することができる。
- 3 届出債権の実現を保全する措置は、仲裁裁判所が、監視開始決定、申立受理拒否決定、審理を経ない申立書返却決定、又は倒産事件手續の終結決定を出す日まで、効力を有する。
- 4 仲裁裁判所は、事件の参加者の申立てに基づき、本条第3項の定める事情の到来前に、届出債権の実現を保全する措置を取り消すことができる。
- 5 届出債権の実現を保全する措置の決定は、直ちに執行されなければならないが、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。

#### 第47条 倒産認定の申立てに対する債務者の意見書

- 1 債務者は、債権者又は全権機関による倒産認定の申立てを受理する旨の決定書を受領した日から10日以内に、仲裁裁判所、倒産債権者又は全権機関（以下「申立人」という。）に対し、申立てに対する意見書を提出するこ

とができる。仲裁裁判所に送付される債務者の意見書には、意見書の写しを申立人に送付した証拠を添付しなければならない。

2 仲裁裁判所及び申立人に送付される意見書には、ロシア連邦仲裁訴訟法の定める情報に加え、以下が記載される。

- ・申立人の債権に対する債務者の異議
- ・債権者に対する金銭債務、被雇用者に対する支払債務及び義務的支払金の総額
- ・債務者の全ての金融機関口座の情報
- ・申立人の債権に根拠がないことの証拠があれば、その証拠

債務者の意見書には、倒産事件の審理に係るその他の情報を記載することができる。

債務者に何らかの申立事項がある場合、当該申立事項も意見書に添付することができる。

3 債務者の意見書がなくとも、倒産事件の審理は妨げられない。

#### 第 48 条 債務者に対する申立人の債権の根拠

1 債務者に対する申立人の債権の根拠を調査する仲裁裁判所の法廷は、仲裁裁判所裁判官が、ロシア連邦仲裁訴訟法及び本連邦法の特則の定める手続に従い行う。

2 仲裁裁判所裁判官は、裁判法廷の日時及び場所について、倒産認定の申立人、債務者、提示された管財人自治組織及び監督機関に通知し、これらの者が欠席しても監視開始の審理は妨げられない。

3 仲裁裁判所は、申立人の債権の根拠を審理した結果に基づき、以下のいずれかの決定を出す。

- ・申立人の債権に根拠があると認定し、監視を開始する決定
- ・監視開始を拒否し、審理をせずに申立てを置いておく決定
- ・監視開始を拒否し、倒産事件手続を終結する決定

当該決定に対しては、本連邦法の定める手続に従い、不服を申し立てることができる。

監視開始の決定は、申立人の債権が本連邦法第 33 条第 2 項の定める要件を満たし、根拠があり、仲裁裁判所法廷期日において債務者により弁済されていない場合に出される。

監視開始を拒否し、審理をせずに倒産認定の申立てを置いておく決定は、仲裁裁判所の法廷において、申立人の債権に根拠がないと認定され、又は、本連邦法第 33 条第 2 項の定めるいずれかの要件を欠くと認められた場合であって、他の債権者からの倒産認定の申立てがあるときに出される。

監視開始を拒否し、倒産事件手続を終結する決定は、他の債権者からの倒産認定の申立てがなく、申立てを審理する法廷期日において申立人の債権が弁済されていた場合、当該債権に根拠がないと認定された場合、又は、本連邦法第 33 条第 2 項の定めるいずれかの要件を欠くと認められた場合に出される。

4 仲裁裁判所が申立人の債権に根拠があると認定し、監視が開始された場合、その他の申立人の債権は、本連邦法第 71 条の定める手続に従い審理される。

5 申立人の債権に根拠がないと認定され、他の債権者も倒産認定を申し立てていた場合、仲裁裁判所は、本条の定める手続に従い、他の債権者の債権の根拠を審理する。

#### 第 49 条 監視開始決定

1 監視開始決定は、仲裁裁判所裁判官が単独で出す。

2 監視開始の仲裁裁判所決定書には、以下の記載が含まなければならない。

- ・申立人債権の根拠の認定、及び、監視の開始
- ・一時管財人の承認
- ・一時管財人の報酬額及びその財源

3 監視開始決定を出す際に一時管財人の候補者を決定することができない場合、仲裁裁判所は、監視開始決定を出した日から 15 日以内に一時管財人の承認に関する審理を行う旨の延期決定を出す。

4 監視開始決定及び一時管財人承認決定は、直ちに執行されなければならない。

当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。

#### 第 50 条 倒産事件の審理の準備

- 1 倒産事件の審理の準備は、ロシア連邦仲裁訴訟法及び本連邦法の特則の定める手続に従い、裁判官が実施する。
- 2 仲裁裁判所は、事件審理の準備の際、倒産事件の参加者の申立て及び異議を審理し、本連邦法第 71 条の定める手続に従い債権の根拠を確定し、本連邦法の定めるその他の権限を行使する。
- 3 仲裁裁判所は、倒産事件の参加者の申立てに基づき、虚偽倒産又は故意倒産の兆候を明らかにするために、専門家を選任することができる。
- 4 仲裁裁判所裁判官は、事件審理の準備の際、調停措置をとることができる。当該措置は、倒産事件手続の中斷事由にはなりえない。

#### 第 51 条 倒産事件審理期間

倒産事件は、仲裁裁判所に倒産認定が申し立てられた日から 7 か月を超えない期間内に、法廷において審理されなければならない。

#### 第 52 条 仲裁裁判所の権限

- 1 仲裁裁判所は、倒産事件を審理した結果に基づき、以下のいずれかの司法判断を出す。
  - ・債務者の倒産を認定し破産手続を開始する本案決定
  - ・債務者の倒産を認定しない本案決定
  - ・財政健全化を開始する決定
  - ・外部管財を開始する決定
  - ・倒産事件手続を終結する決定
  - ・審理をせずに倒産認定の申立てを置いておく決定
  - ・和議を承認する決定
- 2 本条第 1 項の定める司法判断、及び、本連邦法の定めるその他の仲裁裁判所の司法判断は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、直ちに執行されなければならない。

#### 第 53 条 債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定

- 1 債務者の倒産を認定し破産手続を開始する本案決定は、本連邦法第 3 条の定める倒産兆候が認められ、かつ、審理をせずに倒産認定の申立てを置いておく事由、財政健全化若しくは外部管財を開始する事由、和議を承認する事由、又は、倒産事件手続を終結する事由が存在しない場合に出される。
- 2 法人債務者の倒産認定・破産手続の開始の仲裁裁判所本案決定書には、以下の記載が含まれなければならない。
  - ・債務者の倒産認定
  - ・破産手続の開始
- 3 個人事業者債務者の倒産認定・破産手続の開始の仲裁裁判所本案決定書には、債務者の個人事業者としての国家登記が失効したことが記載される。
- 4 債務者の倒産認定・破産手続の開始の仲裁裁判所本案決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 5 仲裁裁判所は、本連邦法の定める場合、債権者集会又は破産管財人の申立てに基づき、破産手続を中止し外部管財に移行する決定を出すことができる。

破産手続を中止し外部管財に移行する仲裁裁判所決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服は、当該決定の執行を妨げない。

#### 第 54 条 仲裁裁判所が出した司法判断に関する情報の公開

- 1 監視開始、財政健全化開始、外部管財開始、倒産事件手続終結及び仲裁管財人の承認、罷免又は解任の決定が出されたこと、債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定が出されたこと、並びに、これらの司法判断の取消し又は変更の決定が出されたことは、本連邦法第 28 条の定める手続に従い公告される。

仲裁管財人は、司法判断を受領した日から 3 日以内に、本連邦法第 28 条の定める機関の郵便宛先に、公告すべき情報を送付する。当該情報の公告費用は、債務者が負担する。債務者に公告費用を負担する資金がない場合、公告費用は、仲裁管財人が支払い、後に債務者の財産から返済を受ける。
- 2 公告のために本連邦法に従い送付された情報は、受領から 10 日以内に、公告される。

3 仲裁裁判所が出した司法判断の情報は、マス・メディアによるその他の方法により公告することができる。

### 第 55 条 倒産不認定の仲裁裁判所の本案決定

仲裁裁判所は、以下の場合、債務者の倒産を認定しない決定をする。

- ・本連邦法第 3 条の定める倒産兆候が認められない。
- ・虚偽倒産が確認された。
- ・本連邦法の定めるその他の場合

### 第 56 条 倒産不認定の仲裁裁判所の本案決定の効果

仲裁裁判所が債務者の倒産を認定しない本案決定を出す時、本連邦法の定める、倒産認定の申立ての受理及び（又は）監視開始の効果として課された制限は、全て無効となる。

### 第 57 条 倒産事件手続の終結事由

1 仲裁裁判所は、以下の場合、倒産事件手続を終結する。

- ・財政健全化手続中、債務者の支払能力が回復した。
- ・外部管財手続中、債務者の支払能力が回復した。
- ・和議が締結された。
- ・倒産事件開始事由となった申立人の債権が、本連邦法の手続に従い届けられた債権ではなく、本連邦法第 6 条の規定に従う債権でないために根拠がないと監視手続において認定された。
- ・倒産事件に参加する全債権者が届出債権又は倒産認定請求を取り下げた。
- ・いずれかの倒産手続中、債権登録簿に含まれた全債権が弁済された。
- ・破産手続が終了した。
- ・本連邦法の定めるその他の場合

2 本条第 1 項の定める場合、本連邦法第 56 条の定める倒産事件手続終結の効果が適用される。

### 第 58 条 倒産事件手続の中断

1 倒産事件手続は、以下の場合、倒産事件の参加者の申立てに基づき、中断されることがある。

- ・本連邦法第 52 条の定める司法判断に対し、不服が申し立てられた。
- ・債権者集会（債権者委員会）の決議に対し、不服が申し立てられた。
- ・ロシア連邦仲裁訴訟法の定めるその他の場合

2 仲裁裁判所は、倒産事件手続が中断した場合、本連邦法第 52 条の定める司法判断を出すことができない。

3 倒産事件手続の中断により、本連邦法の定めるその他の決定を出すこと、並びに、仲裁管財人及び倒産事件のその他の参加者が本連邦法の定める活動を行うことは、妨げられない。

### 第 59 条 裁判費用及び仲裁管財人の報酬の負担

1 履行期が延期され、又は分割払となった国家手数料、本連邦法第 28 条の定める手続に従い行われた公告の費用、仲裁管財人に対する報酬、及び、仲裁管財人が自己の活動のために依頼した者への支払を含む全裁判費用は、本連邦法又は債権者との合意に別段の定めがある場合を除き、債務者の財産で負担し、債務者財産から順位外で支払われる。

和議では、異なる費用分担を定めることができる。

2 仲裁裁判所が、債権の根拠を審理した結果、監視開始を拒否し審理をせずに申立てを置いておく決定、又は、監視開始を拒否し倒産事件を終結する決定を出した場合、本条第 1 項の定める費用は、仲裁裁判所に倒産認定を申し立てた債権者が負担する。ただし、倒産認定の申し立てた後に申立人の債権が弁済された場合は、この限りでない。本連邦法第 39 条第 5 項の定める手続に従い申し立てられた場合、本条第 1 項の定める費用は、各債権者が自己の債権額に応じて按分された額を負担する。

3 債務者に本条第 1 項の定める費用を支払うに十分な資金がない場合、申立人は、当該費用のうち債務者財産から支払うことができない部分を支払わなければならない。

4 裁判費用及び仲裁管財人に対する報酬の分担は、倒産事件を審理した結果に基づき仲裁裁判所が出す本案決定又は決定において定められる。

## 第 60 条 倒産事件における紛争、申立て及び不服の審理

- 1 仲裁管財人による申立て（本連邦法の定める場合の債権者との紛争、債務者との紛争を含む。）、権利及び法的利益の侵害に関する債権者の不服は、申立て又は不服の受領日から 1 か月以内に、法廷において審理される。ただし、本連邦法に別段の定めがある場合は、この限りでない。  
申立て及び不服は、裁判官が単独で審理する。  
仲裁裁判所は、申立て及び不服を審理した結果に基づき、決定を出す。  
当該決定に対しては、本連邦法の定める手続及び期間で、不服を申し立てることができる。
- 2 仲裁管財人と生命・健康侵害による損害賠償に関する司法判断を有する個人との間の紛争、及び、本連邦法第 16 条第 11 項の定める場合の仲裁管財人と債務者被雇用者代表者との間の紛争は、本条第 1 項の定める手続及び期間で審理される。
- 3 債務者発起人（社員）の代表者、単一企業体債務者の財産所有者の代理人及び倒産事件裁判手続に参加するその他の者の、仲裁管財人の行為に対する不服、並びに、債務者発起人（社員）及び単一企業体債務者の財産所有者の権利及び法的利益を侵害する債権者集会又は債権者委員会の決議に対する不服は、本条第 1 項の定める手続及び期間で審理される。
- 4 不服申立ての権利を有さない者による申立て・不服、又は、本条の定める手続に違反した申立て・不服については、申立書・不服書が返却されなければならない。
- 5 ロシア連邦仲裁訴訟法に定められていない仲裁裁判所の決定に対する不服申立ては、本連邦法の定める手続に従う。

## 第 61 条 仲裁裁判所が倒産事件における紛争を審理した結果出した決定についての再審理手続

- 1 仲裁裁判所が本連邦法第 50 条、第 71 条及び第 100 条の定める手続に従い申立て及び不服を審理した結果に基づき出した決定に対しては、ロシア連邦仲裁訴訟法及び本条の特則の定める手続に従い、不服を申し立てることができる。
- 2 債権の額を定める決定に対しては、ロシア連邦仲裁訴訟法に従い、不服を申し立てることができる。当該事件が上級審において審理される際、決定を出した仲裁裁判所は、債権の根拠、額及び弁済順位の確定に関する債務者と債権者との間の紛争に直接関係する事件記録のみを、ロシア連邦仲裁手続法の定める手続に従い、債権者に送付する。
- 3 倒産事件の範囲において出された仲裁裁判所の決定のうち、ロシア連邦仲裁訴訟法に定められておらず、不服申立ての規定がないその他の決定に対しては、決定が出された日から 14 日以内に、第二審手続に不服を申し立てることができる。第二審裁判所は、14 日以内に、不服を審理した結果に基づき第二審決定を出し、これが最終のものとなる。第二審決定に対する不服申立ては、倒産事件に関する訴訟活動を妨げるものではなく、また、これらの効力を中断させる事由にもならない。

## 第 4 章 監視

### 第 62 条 監視の開始

- 1 本連邦法に別段の定めがある場合を除き、仲裁裁判所が本連邦法第 48 条の定める手続に従い申立人の債権の根拠を審理した結果に基づき、監視が開始する。
- 2 債務者の申立てに基づき倒産事件が開始した場合、監視は、仲裁裁判所が債務者の申立てを受理した日から開始する。ただし、本連邦法により、債務者につきその他の倒産手続を適用しなければならない場合は、この限りでない。債務者の申立てに基づき倒産事件が開始される場合、監視開始は、申立受理決定に記載される。
- 3 監視は、本連邦法第 51 条の定める倒産事件審理期間を考慮して、終了されなければならない。

### 第 63 条 仲裁裁判所が監視開始決定を出した効果

- 1 監視開始の仲裁裁判所決定が出された日から、以下の効果が発生する。
  - ・監視開始日までに弁済期が到来した金銭債権及び義務的支払金は、本連邦法の定める届出手続に従ってのみ、債務者に対し請求できる。

- ・債権者の申立てに基づき、債務者から金銭を徴収する事件手続は停止される。この場合、債権者は、本連邦法の定める手続に従い、債務者に対する債権を届け出ることができる。
  - ・財産執行に関する執行文書の執行は停止され、債務者財産の差押え、及び、執行手続において課された債務者の財産処分に対するその他の制限も解除される（ただし、労働債権、知的活動の結果に対する著者の報酬債権、不法占有者に対する財産返還請求権、生命・健康侵害の損害賠償請求権、及び精神的損害賠償請求権に関する司法判断で、監視開始日までに発効した司法判断に基づき発せられた執行文書の執行は、この限りでない。）。監視開始の仲裁裁判所決定は、執行停止事由となる。
  - ・発起人（社員）の構成から脱退することに伴った債務者発起人（社員）の持分払戻請求権が弁済を受けること、債務者が発行済株式を買い戻すこと、又は、持分相当額を支払うことは、禁止される。
  - ・発行された有価証券に関し配当金やその他の支払をすることは、禁止される。
  - ・相殺による債務者の金銭債務の消滅は、それが本連邦法第 134 条第 4 項の定める弁済順位に反する場合、許されない。
- 2 本条第 1 項の定める効果を保証するため、仲裁裁判所は、債務者が銀行口座を開設している金融機関、債務者の本店、支店及び駐在員事務所の所在地を管轄する通常裁判所及び中央司法執行機関、並びに、全権機関に対し、監視開始の仲裁裁判所決定書を送付する。

#### 第 64 条 監視手続における債務者の制限及び義務

- 1 監視手続の開始は、債務者の代表者及びその他の経営機関の罷免事由ではなく、債務者の代表者及びその他の経営機関は、本条第 2 項及び第 3 項の定める制限の下、自己の権限を行使し続ける。
- 2 債務者の経営機関は、本連邦法が直接定める場合を除き、一時管財人の書面による同意を得た場合に限り、以下の法律行為又は関連する法律行為を行うことができる。
  - ・帳簿価額が監視開始時の債務者の全資産の帳簿価額の 5 パーセントを超える財産の取得、譲渡、又は、直接的・間接的に譲渡の可能性のある法律行為
  - ・消費貸借による貸付・借入（信用の授受）、第三者債務の保証及び銀行保証、債権譲渡、債務引受、並びに、債務者財産の委託管理
- 3 債務者の経営機関は、以下の事項を決定する権限を有しない。
  - ・債務者の組織変更（新設合併、吸収合併、分割、分離及び形態変更）及び清算
  - ・法人設立及び他の法人への参加
  - ・支店及び駐在員事務所の設置
  - ・債務者発起人（社員）に対する配当金支払、又は、利益の分配
  - ・株式の発行を除く、債券又はその他の証券の発行
  - ・債務者発起人（社員）の脱退、及び、株主からの発行済株式の取得
  - ・連合、同盟、ホールディング会社、経済産業団体及びその他の関連法人への参加
  - ・組合契約の締結
- 4 債務者の代表者は、監視開始決定が出された日から 10 日以内に、債務者発起人（社員）に対し、発起人（社員）総会の開催の提案をし、単一企業体債務者の財産所有者に対し、第一回債権者集會に申し立てる事項を審議するために、債務者に対する財政健全化の導入、株式の追加発行及び本連邦法の定めるその他の事項を提案しなければならない。
- 5 債務者は、本連邦法及び設立文書の定める手続に従い、発起人（社員）及び第三者による追加出資により、非公開募集により追加普通株式を発行する方法で定款資本を増額することができる。この場合、追加普通株式の発行の結果報告の国家登記及び設立文書の変更の国家登記は、倒産事件を審理する裁判法廷期日までに行われなければならない。

#### 第 65 条 一時管財人

- 1 一時管財人は、本連邦法第 45 条の定める手続に従い、仲裁裁判所が承認する。
- 2 一時管財人を承認する仲裁裁判所決定書には、仲裁裁判所が決定した報酬額が記載されなければならない。最初に決められた一時管財人の報酬額は、債権者集會の決議に基づき、仲裁裁判所が増額することができる。
- 3 一時管財人は、以下の場合、仲裁裁判所により罷免されうる。

- ・仲裁裁判所が一時管財人の職務の不履行又は不適切な履行に対する倒産事件の参加者の異議を認める場合、当該不履行又は不適切な履行が異議申立人の権利又は法的利益を侵害し、かつ、債務者若しくは債権者に損害を与え、又は、損害を与える可能性がある。
- ・一時管財人としての承認を妨げる状況が判明した（このような状況が、一時管財人に承認された後に発生した場合も含む。）。
- ・連邦法令の定めるその他の場合

## 第 66 条 一時管財人の権利

- 1 一時管財人は、以下の権利を有する。
  - ・債務者が本連邦法第 63 条及び第 64 条の定める要件に違反して締結し、又は実施した法律行為及び決定について、仲裁裁判所に対し、自己の名において、無効認定を申し立て、また、無効な法律行為に対する無効結果の適用を申し立てる。
  - ・本連邦法の定める場合、債権に関し異議を申し立てる。
  - ・債権に関する債務者の異議の根拠を調査する仲裁裁判所裁判法廷に参加する。
  - ・本連邦法第 64 条第 2 項の定めていない法律行為についても、一時管財人の同意を得ずに行うことを禁止することを含め、債務者の財産を保全するための追加措置を、仲裁裁判所に対し申し立てる。
  - ・仲裁裁判所に対し、債務者の代表者の罷免を申し立てる。
  - ・債務者の活動に関するあらゆる情報及び書面を入手する。
  - ・本連邦法の定めるその他の権限を行使する。
- 2 債務者の経営機関は、一時管財人の請求により、当該管財人に対し、債務者の活動に関するあらゆる情報を提供しなければならない。

## 第 67 条 一時管財人の義務

- 1 一時管財人は、以下の義務を負う。
  - ・債務者の財産を保全する措置をとる。
  - ・債務者の財務状況を分析する。
  - ・債務者の債権者を明らかにする。
  - ・本連邦法の定める場合を除き、債権登録簿を管理する。
  - ・債権者に対し、監視開始を通知する。
  - ・第一回債権者集会を招集し、開催する。
- 2 一時管財人は、監視の終了に際し、監視開始決定書に記載されている仲裁裁判所の法廷期日の 5 日前までに、仲裁裁判所に対し、自己の活動に関する報告、債務者の財務状況に関する情報、債務者の支払能力の回復の可能性についての意見、及び本連邦法第 12 条第 7 項の定める書面を添付した第一回債権者集会の議事録を提出しなければならない。

## 第 68 条 監視開始の通知

- 1 一時管財人は、本連邦法第 54 条の定める期間内に、本連邦法第 28 条の定める手続に従い、監視開始に関する情報を公告のために送付しなければならない。
- 2 一時管財人は、監視開始の公告から 14 日以内に、判明している全債権者に対し、監視開始決定を通知しなければならない。ただし、生命・健康侵害の損害賠償請求権、精神的損害賠償請求権、労働契約に基づき働いている者の退職金及び給与債権、並びに、知的活動の結果に対する報酬債権を有する債権者については、この限りでない。
- 3 債務者の代表者は、仲裁裁判所が監視開始決定を出した日から 10 日以内に、債務者の被雇用者、発起人（社員）、及び単一企業体債務者の財産所有者に対し、仲裁裁判所が監視開始決定を出したことを通知しなければならない。
- 4 監視開始の通知には、以下が含まなければならない。
  - ・法人債務者の場合、債務者の名称。個人債務者の場合、氏名・父称、及び、郵便宛先
  - ・監視開始決定を出した仲裁裁判所の名称、当該決定が出された日及び倒産事件番号
  - ・承認された一時管財人の氏名・父称及び連絡先



## 第 69 条 債務者の代表者の罷免

- 1 仲裁裁判所は、債務者の代表者が本連邦法の要件に違反した場合、一時管財人の申立てに基づき、債務者の代表者を罷免する。
- 2 一時管財人は、仲裁裁判所に債務者の代表者の罷免を申し立てる際、債務者の代表者、及び、債務者発起人（社員）若しくは債務者のその他の合議制経営機関の代表者又は単一企業体債務者の財産所有者の代理人に対し、申立書の写しを送付しなければならない。
- 3 仲裁裁判所は、一時管財人からの債務者代表者罷免の申立てを裁判法廷において審理する決定を出し、債務者発起人（社員）若しくは債務者のその他の合議制経営機関の代表者又は単一企業体債務者の財産所有者の代理人に対し、法廷開催日程、及び、債務者の代表者の職務を監視期間中遂行する者を裁判所に推薦する必要がある旨を通知する。
- 4 仲裁裁判所は、一時管財人からの債務者代表者罷免の申立てを認める場合、代表者を罷免する旨、及び、債務者発起人（社員）の代表者若しくはその他の合議制経営機関又は単一企業体債務者の財産所有者の代理人により代表者の候補者として推薦された者に代表者の職務を任せる旨の決定を出す。候補者が推薦されなかった場合は債務者の副代表者の 1 名に、かかる副代表者がいない場合は債務者の被雇用者の 1 名に、代表者の職務を任せる旨の決定を出す。
- 5 仲裁裁判所は、債務者の代表者が本連邦法の定める要件に違反した場合、一時管財人の申立てに基づき、債務者の代表者を職務から除外することができる。この場合、職務は、本条第 4 項の定める手続に従い代表者の候補者として推薦された者に課され、候補者が推薦されなかった場合は債務者の副代表者の 1 名に、かかる副代表者がいない場合は債務者の被雇用者の 1 名に、課される。  
仲裁裁判所は、一時管財人の申立てに基づき、債務者の代表者に対し、一定の法律行為及び行為を行うことを禁止し、又は、一時管財人の同意なく行うことを禁止することができる。

## 第 70 条 債務者の財務状況の分析

- 1 債務者の財務分析は、裁判費用及び仲裁管財人の報酬を拠出するための財産が債務者にあるかを判断するために、また、本連邦法の定める手続及び期間で債務者の支払能力が回復する可能性があるかを判断するために行われる。
- 2 一時管財人は、債務者財産の財産目録作成及び所有権国家登記証書の分析の結果を含めた財務分析に基づき、債務者の支払能力の回復の可能性についての意見をまとめ、今後の倒産手続実施の合理性を検討する。
- 3 債務者の財務分析の結果、債務者の財産の価値が裁判費用を拠出するには不十分であると認められた場合、債権者は、裁判費用の負担先を定めた場合に限り、仲裁裁判所に対し、外部管財の開始を申し立てる決議をとることができる。  
債権者が裁判費用の負担先を定めなかった場合、又は、債権者の決定した負担先では拠出が不可能とされた場合、外部管財開始の決議に賛成した債権者は、裁判費用につき連帯債務を負う。

## 第 71 条 債権額の確定

- 1 債権者は、第一回債権者集会に参加するため、債務者についての監視開始が公報紙に公告された日から 30 日以内に、債務者に対する債権を届け出ることができる。債権は、仲裁裁判所、債務者及び一時管財人に対し、債権の根拠となる司法判断又はその他の書面を添付して送付される。債権は、債権を債権登録簿に含める仲裁裁判所決定に基づき、債権登録簿に含まれる。
- 2 債権に関する異議は、債権届出期間満了日から 15 日以内に、仲裁裁判所に対し、債務者、一時管財人、債権を届け出た債権者、及び、債務者発起人（社員）の代表者又は単一企業体債務者の財産所有者の代理人が出すことができる。
- 3 債権に関する異議がある場合、仲裁裁判所は、債権の根拠及び当該債権を債権登録簿に含める事由を調査する。
- 4 異議が出された債権は、裁判法廷において審理される。審理の結果に基づき、当該債権を債権登録簿に含めるか否かの決定が出される。債権登録簿に債権を含める旨の仲裁裁判所の決定書には、当該債権の額及び弁済順位が記載される。

5 異議が出されなかった債権は、債権の根拠及び当該債権を債権登録簿に含める事由を調査するため、仲裁裁判所が審理する。審理の結果に基づき、仲裁裁判所は、債権を債権登録簿に含めるか否かの決定を出す。債権の審理は、事件参加者が欠席しても行うことができる。

債権を債権登録簿に含めるか否かの決定は、直ちに効力を発し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。債権登録簿に含めるか否かの決定は、仲裁裁判所が、債務者、仲裁管財人、債権を届け出た債権者及び登録簿管理人に送付する。

6 所定期間に届出がされた債権の審理を完了する必要がある場合、仲裁裁判所は、一時管財人に対し、第一回債権者集会を延期するよう依頼することができる。

7 本条第1項の定める債権届出期間の満了後に届出がされた債権については、仲裁裁判所は、監視手続後の倒産手続の開始後に審理しなければならない。

## 第72条 第一回債権者集会の招集

1 一時管財人は、第一回債権者集会の開催日を決定し、判明している全倒産債権者、全権機関、債務者の被雇用者の代表者、及び、第一回債権者集会に参加する権利を有するその他の者に通知する。第一回債権者集会開催の通知は、本連邦法第14条の定める手続及び期間で、一時管財人が行う。

2 議決権を持って第一回債権者集会に参加する者は、本連邦法第71条第1項の定める手続及び期間で債権を届け出て、債権登録簿に記載された倒産債権者及び全権機関である。

3 第一回債権者集会には、債務者の代表者、債務者発起人（社員）の代表者又は単一企業体債務者の財産所有者の代理人、及び、債務者の被雇用者の代表者が、議決権を有さずに参加する。これらの者の欠席は、第一回債権者集会の無効事由とはならない。

## 第73条 第一回債権者集会の権限

1 第一回債権者集会の権限には、以下の事項が含まれる。

- ・財政健全化開始の決議及び仲裁裁判所に対する財政健全化開始の申立ての決議の採択
- ・外部管財開始の決議及び仲裁裁判所に対する外部管財開始の申立ての決議の採択
- ・仲裁裁判所に対する債務者の倒産認定・破産手続の開始の申立ての決議の採択
- ・債権者委員会の組成・構成・権限の決定及びその構成員の選任
- ・管理管財人、外部管財人及び破産管財人の候補者の要件の決定
- ・仲裁裁判所に仲裁管財人候補者を出す管財人自治組織の決定
- ・管財人自治組織から委任されている者からの登録簿管理人の選任
- ・本連邦法の定めるその他の事項の決定

2 財政健全化開始、外部管財開始又は債務者の倒産認定・破産手続の開始を仲裁裁判所に申し立てる決議をした債権者集会は、管理管財人、外部管財人又は破産管財人の候補者の要件を出し、また、管財人自治組織に対し、管財人候補者を推薦するよう要請することができる。

## 第74条 倒産手続の適用についての第一回債権者集会決議

1 財政健全化開始の第一回債権者集会決議は、財政健全化の予定期間、承認された財政健全化計画及び債務弁済計画表を含まなければならず、管理管財人候補者の要件を含めることができる。

2 外部管財開始の第一回債権者集会決議は、外部管財の予定期間を含まなければならず、外部管財人候補者の要件を含めることができる。

3 仲裁裁判所に債務者の倒産認定・破産手続の開始を申し立てる第一回債権者集会決議にも、破産手続の予定期間及び破産管財人候補者の要件を含めることができる。

4 和議締結の第一回債権者集会決議は、本連邦法第151条の定める情報を含まなければならない。

## 第75条 監視の終了

1 仲裁裁判所は、本条に別段の定めがある場合を除き、第一回債権者集会の決議に基づき、財政健全化若しくは外部管財の開始の決定を出し、債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出し、又は、和議を承認し倒産事件手続を終結する。

2 第一回債権者集会が、どの倒産手続の適用も決議しなかった場合、仲裁裁判所は、本連邦法第51条の定める

期間の範囲で、事件の審理を延期し、債権者に対し、仲裁裁判所が定める期日までに相応の決議を採択するよう義務付ける。

本連邦法第 51 条の定める期間の範囲で事件の審理を延期することができない場合、仲裁裁判所は、以下のとおり対応する。

- ・債務者の発起人（社員）若しくは単一企業体債務者の財産所有者、国家全権機関、又は、第三者から財政健全化開始の申立てがある場合、債務弁済計画表に従った債務の履行の保証・担保が提供され、保証・担保の額が裁判法延期日における債権登録簿記載の債権額を 20 パーセント以上超えることを条件として、財政健全化開始の決定を出す。この場合、債務弁済計画表は、仲裁裁判所が財政健全化開始決定を出してから 1 か月以内に債務弁済を開始する旨、及び、弁済開始日から 1 年間は、弁済は、毎月、按分弁済で、同額で行われる旨を定めなければならない。
- ・本条の定める財政健全化開始事由がない場合、仲裁裁判所は、債務者の支払能力が回復しうると信じるに十分な事由があるときは、外部管財開始の決定を出す。
- ・本連邦法の定める倒産兆候があり、本条の定める財政健全化開始事由も外部管財開始事由もない場合、債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出す。

- 3 第一回債権者集会が仲裁裁判所に対し外部管財開始又は債務者の倒産認定・破産手続の開始を申し立てる決議をした場合、仲裁裁判所は、債務者の発起人（社員）若しくは単一企業体債務者の財産所有者、国家全権機関、又は、第三者から財政健全化開始の申立てがあり、かつ、債務弁済計画表に従った債務の履行の保証・担保として銀行保証が設定されることを条件として、財政健全化開始決定を出すことができる。銀行保証の額は、第一回債権者集会開催日における債権登録簿の債権額を 20 パーセント以上超えなければならない。この場合、債務弁済計画表は、仲裁裁判所が財政健全化開始決定を出してから 1 か月以内に債務弁済を開始する旨、及び、弁済開始日から 1 年間は、弁済は、毎月、按分弁済で、同額で行われる旨を定めなければならない。

財政健全化、外部管財、債務者の倒産認定・破産手続の開始日又は和議承認日に、監視は終了する。

仲裁裁判所は、管理管財人、外部管財人又は破産管財人が各手続の開始と同時に承認されない場合、及び、必要がある場合、各仲裁管財人の職務の履行を一時管財人に委ね、一時管財人に対し、管理管財人、外部管財人又は破産管財人を出す管財人自治組織の選定及び管財人の候補者の要件を審議するために、債権者集会を開催することを義務付ける。

## 第 5 章 財政健全化

### 第 76 条 財政健全化開始の申立て

- 1 債務者（その発起人（社員）又は単一企業体債務者の財産所有者から授権されている機関の決定に基づき）、債務者の発起人（社員）、単一企業体債務者の財産所有者から授権されている機関、又は第三者は、監視手続中、本連邦法の定める手続に従い、第一回債権者集会に対し、仲裁裁判所に財政健全化開始を申し立てるよう申請することができ、本連邦法の定める場合、仲裁裁判所に対し、財政健全化開始を申し立てることができる。
- 2 仲裁裁判所に財政健全化開始を申し立てるよう第一回債権者集会に申請することを決定した者は、申請に際し、債権者集会開催日の 15 日前までに、一時管財人及び仲裁裁判所に対し、上記申請書及び添付書面を送付しなければならない。  
一時管財人は、債権者に対し、上記書面を知る機会を与えなければならない。

### 第 77 条 債務者の発起人（社員）又は単一企業体債務者の財産所有者による財政健全化開始の申立て

- 1 第一回債権者集会に対し財政健全化開始の申立てを申請する決定は、債務者の発起人（社員）総会において出席した発起人（社員）の議決権の過半数により、又は、単一企業体債務者の財産所有者から授権された機関により、行われる。
- 2 発起人（社員）総会又は単一企業体債務者の財産所有者から授権された機関は、第一回債権者集会に対し財政健全化の申立てを申請する決定に際し、債務者の代表者の権限を任期満了前に終了し、新しい代表者を選任（任命）することができる。
- 3 決定に賛成した発起人（社員）は、本連邦法の定める手続及び額により債務弁済計画表に従った債務の履行につき保証・担保を提供することができ、また、かかる保証・担保の提供を手配することができる。
- 4 第一回債権者集会に対し財政健全化開始の申立てを申請する決定は、以下を含まなければならない。

- ・債務者の発起人（社員）又は単一企業体債務者の財産所有者により提供される保証・担保に関する情報
- ・債務者の発起人（社員）又は単一企業体債務者の財産所有者により提案される財政健全化期間及び債権  
弁済期間

5 決定書には、以下が添付される。

- ・財政健全化計画
- ・債務弁済計画表
- ・債務者の発起人（社員）総会の議事録、又は、単一企業体債務者の財産所有者から授権された機関の決定書
- ・債権者集会に対する申立てに賛成した債務者発起人（社員）の一覧
- ・債務者の発起人（社員）又は単一企業体債務者の財産所有者による保証・担保がある場合、保証・担保の情報
- ・本連邦法の定めるその他の書面

### 第 78 条 第三者による財政健全化開始の申立て

- 1 第三者は、債務者との合意があれば、財政健全化開始を申請することができる。申請書は、第三者により提供される保証・担保に関する情報が含まなければならない。
- 2 財政健全化開始の申請書には、以下が添付される。
  - ・権限ある者が署名した債務弁済計画表
  - ・第三者による保証・担保に関する書面
 複数の者（債務者の発起人（社員）を含む。）が債権者集会に対し財政健全化開始を申し立てるよう申請する場合、各人による保証・担保は、これらの者の間の合意により決定され、当該合意書は申請書に添付される。合意書は、締結した者の連帯責任を定めなければならない。

### 第 79 条 弁済計画表に従った債務者の債務履行の保証・担保

- 1 債務弁済計画表に従った債務者の債務の履行は、担保（抵当）、銀行保証、政府保証・地方自治体保証、保証、及び、本連邦法に反しないその他の方法により、保証・担保することができる。  
債務弁済計画表に従った債務者の債務の履行は、控除、手付金又は違約金により保証・担保することはできない。  
所有権又は経営管理権により債務者に属する債務者の財産及び財産権は、債務弁済計画表に従った債務者の債務の履行の担保目的物として用いることができない。
- 2 債務弁済計画表に従った債務者の債務の履行の保証・担保を提供した者の権利及び義務は、当該保証・担保に基づき、仲裁裁判所が財政健全化開始の決定を出した日から発生する。
- 3 保証・担保の合意は、財政健全化開始日から 15 日以内に書面により締結され、当該合意は、保証・担保を提供した者と、債権者の利益のために一時管財人又は管理管財人とが署名する。この場合、保証・担保の合意書は、締結日から 20 日以内に、裁判所に提出されなければならない。
- 4 保証・担保を提供した者は、保証・担保として提供した財産及び財産権の価値の範囲において、債務者が弁済計画表に従い債務を履行する義務を履行しなかったことにつき責任を負う。
- 5 銀行保証による保証に際しては、承認された債務弁済計画表に従い弁済を受ける債権者の利益のために合意書に署名した一時管財人又は管理管財人が受益者となる。  
抵当による保証に際しては、抵当国家登記は、財政健全化の開始日から 5 日以内に、財政健全化開始の仲裁裁判所決定及び保証・担保の合意に基づき行われる。
- 6 債務者に関し、新しい倒産手続が開始されても、保証・担保による義務は終了しない。

### 第 80 条 財政健全化の開始手続

- 1 財政健全化は、本連邦法第 75 条第 2 項及び第 3 項の定める場合を除き、債権者集会の決議に基づき、仲裁裁判所が開始する。
- 2 仲裁裁判所は、本連邦法第 75 条第 2 項の定める場合を除き、財政健全化の開始決定を出すと同時に、管理管財人を承認する。

- 3 財政健全化開始決定書には、財政健全化の期間が記載され、裁判所の承認した債務弁済計画表も含まなければならない。  
弁済計画表に従った債務の履行の保証・担保が提供される場合、財政健全化開始決定書には、保証・担保を提供した者並びに保証・担保の額及び方法に関する情報が含まなければならない。
- 4 仲裁裁判所の財政健全化開始決定は、直ちに執行されなければならない。
- 5 仲裁裁判所の財政健全化開始決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 6 財政健全化は、2年以下の期間、実施される。

## 第81条 財政健全化開始の効果

- 1 財政健全化開始の仲裁裁判所決定が出された日から、以下の効果が発生する。
  - ・財政健全化開始日において弁済期の到来している金銭債権及び義務的支払金は、本連邦法の定める債権届出手続に従ってのみ、債務者に対し請求することができる。
  - ・従前とられた債権の実現を保全する措置は、取り消される。
  - ・倒産手続の範囲に限り、債務者の財産を差し押え、債務者による財産の処分を制限することができる。
  - ・財産執行に関する執行文書の執行は、停止される。ただし、労働債権、知的活動の結果に対する著者の報酬債権、不法占有者に対する財産返還請求権、生命・健康侵害の損害賠償請求権及び精神的損害賠償請求権に関する判決で、財政健全化開始日までに発効した判決に基づき発せられた執行文書の執行は、この限りでない。
  - ・発起人（社員）の構成から脱退することに伴う債務者の発起人（社員）の持分払戻請求権が弁済を受けること、債務者が発行済株式を買い戻すこと、又は、持分相当額を支払うことは、禁止される。
  - ・発行された有価証券に関し配当金やその他の支払をすることは、禁止される。
  - ・相殺による債務者の金銭債務の消滅は、それが本連邦法第134条第4項の定める弁済順位に反する場合、許されない。
  - ・財政健全化開始時までに発生した金銭債務及び義務的支払金債務の不履行又は不適切な履行については、違約罰（違約金、遅延利息）、支払われるべき利息、及び、その他の経済制裁は、加算されない。
- 2 債務弁済計画表に従い支払われるべき金銭債権及び義務的支払金に対しては、本連邦法第95条第2項の定める手続及び額により、利息が発生する。  
本項の定める利息は、財政健全化開始決定が出された日から債権が弁済されるまで発生し、債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定が出されるまでに債権が弁済されなかった場合は、当該本案決定が出された日まで発生する。
- 3 違約罰（違約金、遅延利息）及び逸失利益の形で債務者が債権者に支払わなければならない損害は、財政健全化手続中、その他の債権が全て弁済された後、債務弁済計画表に従い、財政健全化開始日における額が弁済されなければならない。
- 4 財政健全化開始日までに弁済期の到来した債権は、本連邦法に従ってのみ弁済される。
- 5 債権は、仲裁裁判所が、本連邦法第71条の定める手続に従い審理する。  
財政健全化手続中に届出がされ、債権登録簿に記載された債権は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、債務弁済計画表による弁済が終了した日から1か月以内に弁済される。

## 第82条 財政健全化手続における債務者による経営

- 1 債務者の経営機関は、財政健全化手続中、本章の定める制限の下、自己の権限を行使する。
- 2 仲裁裁判所は、債務者の代表者が財政健全化計画を不適切に履行した旨の情報又は債務者の代表者の行為が債権者及び（又は）保証・担保を提供した者の権利及び法的利益を侵害した旨の情報を含む、債権者集会、管理管財人、又は、保証・担保を提供した者の申立てに基づき、本連邦法第69条の定める手続に従い債務者の代表者を罷免することができる。債務者の代表者の罷免について、仲裁裁判所は決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 3 債務者は、債権者集会（債権者委員会）の同意なく、利害関係が生じる法律行為又は関連法律行為を行うことができず、また、以下の法律行為又は関連法律行為を行うことができない。
  - ・帳簿価額が契約締結の直近の決算日における債務者の全資産の帳簿価額の5パーセントを超える財産の取得、譲渡、又は、直接的・間接的に譲渡の可能性のある法律行為

- ・消費貸借による貸付・借入（信用の授受）、第三者債務の保証及び銀行保証、債権譲渡、債務引受、並びに、債務者財産の委託管理

債務者は、債権者集会（債権者委員会）及び保証・担保を提供した者の同意なく、自己の組織変更（新設合併、吸収合併、分割、分離及び形態変更）を決定することができない。

財政健全化開始後に発生した債務者の金銭債務の額が債権登録簿に含まれる債権額の 20 パーセントを超えた場合、新たに債務者の金銭債務を発生させる法律行為は、債権者集会（債権者委員会）の同意を得てのみ、行うことができる。

- 4 債務者は、管理管財人の同意なく、以下の法律行為又は関連法律行為を行うことができない。
  - ・財政健全化開始日における債権登録簿記載の債権額の 5 パーセントを超える額の支払勘定を発生させる法律行為
  - ・通常の経済活動において債務者が製造換価する完成商品（労務、役務）である債務者財産の換価を除く、債務者財産の取得、譲渡、又は、直接的・間接的に譲渡の可能性のある法律行為
  - ・債権譲渡及び債務引受
  - ・借入（信用の享受）

5 本条に違反して債務者が行った法律行為は、倒産事件の参加者の申立てに基づき、無効と認定されうる。

- 6 債務者は、連邦法律又は担保設定契約に別段の定めがあり、担保の本質に起因し別段の定めが生じる場合を除き、担保権者の同意がある場合に限り、担保目的物である財産を譲渡し、賃貸し若しくは無償使用させ、その他の方法で処分し、又は、担保目的物に第三者の権利及び請求による制限を課すことができる。

担保目的物である財産は、本連邦法第 110 条第 3 項から第 9 項までに定める手続に従った競売においてのみ売却される。担保目的物である財産の売却は、担保権者の同意がある場合に限り、許される。この場合、被担保債権は、財産の売却後、売却された財産の価値から、担保設定契約の締結前に発生した第一順位及び第二順位債権者を除く他の債権者に優先して、弁済される。

### 第 83 条 管理管財人

- 1 管理管財人は、本連邦法第 45 条の定める手続に従い、仲裁裁判所が承認する。
- 2 管理管財人は、仲裁裁判所により管理管財人に承認された日から財政健全化が終了するまで、又は、仲裁裁判所に罷免・解任されるまで、職務を遂行する。
- 3 管理管財人は、財政健全化手続において、以下の義務を負う。
  - ・本連邦法の定める場合を除き、債権登録簿を管理する。
  - ・本連邦法の定める場合、債権者集会を招集する。
  - ・債務者が提出する財政健全化計画及び債務弁済計画表の実施経過報告書を検討し、それらの実施経過に関する意見を債権者集会に提出する。
  - ・債権者集会（債権者委員会）に、審議のために、財政健全化計画及び債務弁済計画表の実施経過に関する情報を提供する。
  - ・債務者が共益債権を適時に履行しているかを監督する。
  - ・財政健全化計画及び債務弁済計画表の実施経過を監督する。
  - ・債権の弁済のための資金が適時に全額振替がされているかどうかを監督する。
  - ・債務者が債務弁済計画表に従った履行をしない場合、債務弁済計画表に従った履行を保証・担保した者に対し、保証・担保による義務の履行を請求する。
  - ・連邦法令の定めるその他の義務を履行する。
- 4 管理管財人は、以下の権利を有する。
  - ・債務者の代表者に対し、現在の債務者の活動に関する情報を要求する。
  - ・債務者が財産目録を作成する場合、その作成に参加する。
  - ・本連邦法の定める場合、債務者が行った法律行為及び決定に同意を出し、当該法律行為及び決定に関する情報を債権者に提供する。
  - ・本連邦法の定める場合、仲裁裁判所に対し、債務者の代表者の罷免を申し立てる。
  - ・仲裁裁判所に対し、債務者財産保全の追加措置、又は、そのような措置の取消しを申し立てる。
  - ・本連邦法の要件に違反して債務者が締結し、又は実施した法律行為及び決定について、仲裁裁判所に対し、自己の名において、無効認定を請求し、また、無効な法律行為に対する無効効果の適用を請求する。

- ・本連邦法の定めるその他の権利を行使する。
- 5 管理管財人は、以下の場合、仲裁裁判所により解任されうる。
- ・管理管財人からの解任の申立てに基づくとき。
  - ・連邦法律の定めるその他の場合

管理管財人は、以下の場合、仲裁裁判所により罷免されうる。

- ・本連邦法の定める職務を履行せず、又は不適切に履行した場合、債権者集会の決議に基づくとき。
- ・仲裁裁判所が管理管財人の職務の不履行又は不適切な履行に対する倒産事件の参加者の異議を認める場合で、当該不履行又は不適切な履行が異議申立人の権利又は法的利益を侵害し、かつ、債務者若しくは債権者に損害を与え、又は、損害を与える可能性があるとき。
- ・管理管財人としての承認を妨げる状況が判明したとき（このような状況が管理管財人に承認された後に発生した場合も含む。）。
- ・本連邦法の定めるその他の場合

管理管財人が解任・罷免された場合、仲裁裁判所は、本条の定める手続に従い、新たに管理管財人を承認する。

解任・罷免された管理管財人は、3日以内に、新たに承認された管理管財人に対し、法人の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を引き渡さなければならない。

管理管財人を解任・罷免する仲裁裁判所の決定は、直ちに執行されなければならない。当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。

- 6 財政健全化手続において債権が弁済されたことによる倒産事件手続の終結により、管理管財人の権限も終了する。
- 7 仲裁裁判所が、外部管財開始の決定又は債務者の倒産認定・破産続開始の本案決定を出し、管理管財人とは別の者を外部管財人又は破産管財人に承認した場合、管理管財人は、外部管財人又は破産管財人の承認まで、任務を続行する。

#### 第84条 財政健全化計画及び債務弁済計画表

- 1 債務者の発起人（社員）又は単一企業体債務者の財産所有者が作成した財政健全化計画は、債権者集会により承認され、当該計画は、債務者が債務弁済計画表記載の債務を弁済するために必要な資金を財政健全化手続中調達する方法を定めなければならない。
- 2 債務弁済計画表は、債務者の発起人（社員）又は単一企業体債務者の財産所有者から権限を与えられた者が署名し、債務者には、仲裁裁判所が当該計画表を承認した日から、債権者に対し当該計画表の定める期日に債務を弁済する一方的義務が生じる。
- 保証・担保がある場合、保証・担保を提供した者も、債務弁済計画表に署名する。
- 3 債務弁済計画表は、財政健全化期間の終了の1か月前までに債権登録簿記載の全債権を弁済する旨、及び、財政健全化開始日から6か月以内に第一順位債権及び第二順位債権を弁済する旨を定めなければならない。
- 税金に関する法令により徴収される義務的支払金についての債務弁済計画表は、税金に関する法令の要件に従い作成される。
- 財政健全化が本連邦法第75条第2項及び第3項の定める手続に従い開始された場合、債務弁済計画表は、本連邦法第75条の要件を満たさなければならない。
- 4 債務弁済計画表は、本連邦法第134条の定める順位による、按分弁済を定めなければならない。
- 5 債務者は、債務弁済計画表を期日前に履行することができる。

#### 第85条 債務弁済計画表の変更

- 1 債務者の発起人（社員）又は単一企業体債務者の財産所有者及び保証・担保を提供した者は、債務者が債務弁済計画表を履行しない場合（定められた期日に及び（又は）定められた金額で、債務を弁済しない場合）、債務弁済計画表の定める期日から14日以内に、債権者集会に対し、債務弁済計画表の変更を承認するよう申し立て、又は、債務弁済計画表に従い債務を弁済することができる。管理管財人には、申立書の写しを送付する。管理管財人は、申立書を受領した日から14日以内に、債権者集会を招集する。
- 債権者集会は、弁済計画表の変更を決議した場合、仲裁裁判所に対し、弁済計画表の変更を承認するよう申し立てることができる。

債権者集会は、弁済計画表の変更の承認を拒否した場合、仲裁裁判所に対し財政健全化の期間満了前の中止を申し立てる決議をする。

- 2 財政健全化手続中に届出がされ、債権登録簿に記載された債権の額が、弁済計画表が弁済を定めていた債権額を20パーセントを超えて超過する場合、管理管財人は、当該債権が債権登録簿に記載された日から14日以内に、債務弁済計画表の変更を決議するため、債権者集会を招集しなければならない。

債権者集会は、弁済計画表の変更を決議した場合、仲裁裁判所に対し、弁済計画表の変更を承認するよう申し立てることができる。

債権者集会は、弁済計画表の変更の承認を拒否した場合、財政健全化の期間満了前の中止を申し立てることができる。

- 3 債務弁済計画の変更を決議した債権者集会は、保証・担保を提供した者に対し、保証・担保額の増額を提案することができる。
- 4 仲裁裁判所は、債権登録簿に記載されている債権に関してのみ、債務弁済計画表を変更する決定を出すことができる。
- 5 債務弁済計画表の変更は、保証・担保を提供した者が、合意をした保証・担保による義務を拒否する事由にはならない。

### 第86条 財政健全化の期間満了前完了

- 1 仲裁裁判所が定めた財政健全化期間の満了前に債務者が債務弁済計画表に記載されている全債権を弁済した場合、債務者は、財政健全化の期間満了前完了に関する報告書を提出する。
- 2 報告書の提出手続、仲裁裁判所による財政健全化の結果の審理手続、及び報告書添付資料の内容は、本連邦法第88条第1項から第4項までが定める。
- 3 仲裁裁判所は、財政健全化の結果及び債権者の不服を審理した結果に基づき、以下のいずれかの決定を出す。
  - ・未払債務が存在せず、債権者の不服に理由がないと認められる場合、倒産事件手続を終結する決定
  - ・未払債務が存在することが判明し、債権者の不服に理由があると認められる場合、倒産事件手続の終結を拒否する決定当該決定は直ちに発効し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

### 第87条 財政健全化の期間満了前の中止

- 1 以下の事由は、財政健全化の期間満了前の中止の事由となる。
  - ・本連邦法第79条第3項の定める期間内に、保証・担保の合意書が提出されない。
  - ・債務者が、財政健全化手続中、債務弁済計画表の定める弁済期を、繰り返し又は大幅に（15日を超える期間）徒過した。
- 2 管理管財人は、仲裁裁判所に対し財政健全化の期間満了前の中止を申し立てるか否かを審議するために、期間満了前の中止の事由が発生した日から15日以内に、債権者集会を招集しなければならない。
- 3 債務者は、本条第2項に従い招集された債権者集会に対し、債務弁済計画表の実施結果報告書、及び、財政健全化計画が存在する場合は財政健全化計画の実施結果報告書を提出しなければならない。

報告書には、直近の決算日における債務者の貸借対照表、損益計算書、弁済された債権額に関する情報、及び、債権の弁済を証明する書面を添付しなければならない。

管理管財人は、債務者による報告書とともに、債権者集会に対し、財政健全化計画及び債務弁済計画表の実施に対する自己の意見書を提出する。
- 4 債権者集会は、債務者の報告書及び管理管財人の意見書を審議した結果に基づき、仲裁裁判所に対し、以下のいずれかを申し立てることができる。
  - ・外部管財の開始
  - ・債務者の倒産認定・破産手続の開始債権者集会による申立書には、債権者集会の議事録の写し、及び、債権者集会の当該決議に反対し、又は当該決議に参加しなかった債権者の一覧を添付する。
- 5 仲裁裁判所は、債権者集会の申立てに基づき、以下のいずれかの司法判断を出す。
  - ・裁判法廷において、債務者が債務弁済計画表に従い債務を履行したことが判明し、債権者の不服に理由がないと認められた場合、債権者集会の当該申立てを棄却する決定



- ・債務者の支払能力の回復の可能性がある場合、外部管財を開始する決定
  - ・外部管財開始事由がなく、倒産兆候がある場合、債務者の倒産を認定し破産手続を開始する本案決定
- 6 仲裁裁判所は、本連邦法第 75 条第 3 項に従い財政健全化を開始した場合、倒産事件の参加者の申立てに基づき、財政健全化手続中に債務弁済計画表の定める弁済期を徒過することがあったことを条件として、期間満了前に財政健全化を中止することができる。この場合、仲裁裁判所は、第一回債権者集会で決議され申し立てられた倒産手続の開始決定を出す。

## 第 88 条 財政健全化の完了

- 1 債務者は、定められた財政健全化期間の満了の 1 か月前までに、仲裁裁判所に対し、財政健全化の実施結果の報告書を提出しなければならない。
- 2 債務者の報告書には、以下を添付しなければならない。
  - ・直近の決算日における債務者の貸借対照表
  - ・債務者の損益計算書
  - ・債権弁済を証明する書面
- 3 管理管財人は、債務者による財政健全化実施結果報告書を検討し、財政健全化計画及び債務弁済計画表の実施並びに債権弁済に関する意見書を作成し、債務者の報告書を受領した日から 10 日以内に、債権登録簿記載の債権者及び仲裁裁判所に対し、提出する。管理管財人の意見書には、債務者の報告書の写し、及び、弁済され、又は弁済されていない債権登録簿記載の債権の一覧を添付しなければならない。
- 4 債権登録簿記載の債権が債務者の報告書の審議の日において弁済されていない場合、又は、債務者の報告書が、本条第 1 項の定める期間内に、管理管財人に提出されない場合、管理管財人は、債権者集会を開催し、債権者集会は、以下のいずれかを決議する。
  - ・仲裁裁判所に対し、外部管財の開始を申し立てる。
  - ・仲裁裁判所に対し、債務者の倒産認定・破産手続の開始を申し立てる。
- 5 仲裁裁判所は、管理管財人の意見書又は債権者集会の申し立てを受領した後、財政健全化の結果及び債務者・管理管財人の活動に対する債権者の不服を審理する法廷期日を指定する。仲裁裁判所は、裁判法廷の日時及び場所について、倒産事件の参加者に対し、本連邦法の定める手続に従い通知する。
- 6 仲裁裁判所は、財政健全化の結果及び債権者の不服の審理結果に基づき、以下のいずれかの司法判断を出す。
  - ・未払の債務がなく、債権者の不服に理由がないと認められる場合、倒産事件手続を終結する決定
  - ・債務者の支払能力の回復の可能性がある場合、外部管財を開始する決定
  - ・外部管財開始事由がなく、倒産兆候がある場合、債務者の倒産を認定し破産手続を開始する本案決定

## 第 89 条 保証・担保を提供した者による義務履行

- 1 管理管財人は、債務者が 5 日を超える期間債務弁済計画表を履行しない場合、保証・担保を提供した者に対し、債務弁済計画表に従った債務者による履行を請求しなければならない。
- 2 保証・担保を提供した者による債務弁済の結果得られた資金は、債権者への支払のため、債務者の口座に繰り入れられる。  
債権者への支払は、本連邦法第 84 条の定める手続に従い、債務者が実行する。
- 3 管理管財人又は登録簿管理人は、債務が弁済された日以後、債務弁済を債権登録簿に記載する。
- 4 保証・担保を提供した者が債務を弁済した場合、保証・担保を提供した者の債権は、債務者が、倒産事件手続が終結した後、又は、破産手続中に、第三順位債権として弁済する。
- 5 保証・担保を提供した者と管理管財人、倒産債権者又は全権機関との間の紛争は、倒産事件を審理する仲裁裁判所が解決する。

## 第 90 条 保証・担保を提供した者による義務履行の効果

- 1 保証・担保を提供し、保証・担保から発生した義務を履行した者は、債務者に対し、連邦法令の定める一般手続に従い、自己の債権を請求できる。
- 2 保証・担保を提供した者が財政健全化手続中に債務を弁済した場合、続く倒産手続の際、保証・担保を提供した者の債権は、倒産債権者の債権として債権登録簿に記載されなければならない。

## 第91条 保証・担保を提供した者の義務不履行の効果

保証・担保を提供した者は、本連邦法第89条第1項の定める期間内に保証・担保から発生した義務を履行しなかった場合、民事法令に従い責任を負う。

## 第92条 外部管財への移行

- 1 仲裁裁判所は、財政健全化の実施結果を審理した結果、以下の場合、外部管財開始決定を出すことができる。
  - ・債務者の支払能力回復の現実的可能性が認められる。
  - ・本連邦法の定める場合に、債権者集会が仲裁裁判所に対し外部管財への移行を申し立てた。
  - ・債権者集会が開催され、仲裁裁判所に対し債務者の倒産認定・破産手続の開始を申し立てる決議が採択されたが、債務者の支払能力が回復しようと信じるに十分な事由を与える状況が判明した。
  - ・本連邦法の定めるその他の場合
- 2 財政健全化手続と外部管財手続を併せた期間は、2年を超えることはできない。財政健全化開始日から仲裁裁判所が外部管財開始を審理した日までに18か月を超えて経過していた場合、仲裁裁判所は、外部管財開始決定を出すことはできない。

## 第6章 外部管財

### 第93条 外部管財開始手続

- 1 外部管財は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、債権者集会の決議に基づき、仲裁裁判所が開始する。
- 2 外部管財は、18か月以下の期間、実施され、当該期間は、本連邦法の定める手続に従い、6か月以下の期間、延長することができる。ただし、本連邦法に別段の定めがある場合は、この限りでない。

外部管財期間延長決定は、直ちに執行されなければならない。当該決定に対しては、本連邦法第61条第3項の定める手続に従い、不服を申し立てることができる。
- 3 定められた外部管財期間は、債権者集会又は外部管財人の申立てに基づき、短縮されうる。

### 第94条 外部管財開始の効果

- 1 外部管財が開始した時から、以下の効果が発生する。
  - ・債務者の代表者の権限は終了し、債務者の経営事項は外部管財人が取り扱う。
  - ・外部管財人は、債務者の代表者の解職命令を出し、又は、労働法令の定める手続及び要件により債務者の代表者に対し他の任務への異動を提案することができる。
  - ・債務者の経営機関及び単一企業体債務者の財産所有者の権限は終了する。債務者の代表者及び債務者のその他の経営機関の権限は、本条第2項の定める経営機関の権限を除き、外部管財人に移管される。債務者の経営機関、一時管財人及び管理管財人は、外部管財人が承認された日から3日以内に、外部管財人に対し、債務者の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を引き渡さなければならない。
  - ・従前とられた債権の実現を保全する措置は、取り消される。
  - ・倒産手続の範囲に限り、債務者の財産を差し押え、債務者による財産の処分を制限することができる。
  - ・本連邦法の定める場合を除き、金銭債権及び（又は）義務的支払金に対し、モラトリアムが開始される。
- 2 債務者の経営機関は、連邦法令の定める権限の範囲において、以下を決定することができる。
  - ・定款資本の増額に関し会社定款を変更及び追加する。
  - ・授権株式の発行数及び額面額を決定する。
  - ・追加の普通株式を発行することにより、株式会社の定款資本を増額する。
  - ・株式の追加発行の可能性を外部管財計画に含めることについて、債権者集会に申し立てる。
  - ・株主総会開催手続を決定する。
  - ・債務者の企業の売却を申し立てる。
  - ・債務者の資産を置換する。
  - ・債務者の発起人（社員）の代表者を選任する。
  - ・第三者と、設立文書により大規模法律行為の実施の決定を授権されている債務者の経営機関との間で、債務者の義務の履行のための資産提供の要件に関する合意を締結する。

- ・追加の普通株式の発行に必要なその他の事項を決定する。
- 企業の売却についての債務者の経営機関の申立てには、企業の最低売却価格が含まなければならない。
- 株主総会及び取締役会（監督役員会）・債務者のその他の経営機関の会議の開催費用は、外部管財計画に債務者が負担する旨記載されている場合に限り、債務者の資産から支払われる。

## 第95条 債権弁済に対するモラトリアム

- 1 債権弁済に対するモラトリアムは、履行期が外部管財開始前に到来した金銭債務及び義務的支払金に適用される。
- 2 本条第1項の定める金銭債務及び義務的支払金については、モラトリアムの有効期間内、以下の効果が発生する。

- ・財産執行に関する執行文書及び裁判手続を要しないで執行を認めるその他の文書の執行は停止され、これらの強制的な執行は許されない。ただし、労働債権、知的活動の結果に対する著者の報酬債権、不法占有者に対する財産返還請求権、生命・健康侵害の損害賠償請求権、精神的損害賠償請求権及び共益費債権に関する司法判断で、外部管財開始日までに発効した司法判断に基づき発せられた執行文書の執行は、この限りでない。
- ・金銭債務及び義務的支払金債務の不履行又は不適切な履行については、違約罰（違約金、遅延利息）及びその他の経済制裁は、加算されない。ただし、倒産認定申立受理後に発生した債務、及び、それらに対する違約罰（違約金、遅延利息）の不履行又は不適切な履行については、この限りでない。

倒産債権者及び全権機関の債権については、外部管財開始日における本連邦法第4条の定める額に対し、本条の定める手続及び額で、利息が発生する。

ロシア連邦通貨で表示された倒産債権者及び全権機関の債権に対する利息は、外部管財開始日におけるロシア連邦中央銀行の定める公定歩合に従い発生する。

外部管財人と倒産債権者との間の合意により、本条の定める額又は期間と比較して、利息額を少なく定めることも利息の発生期間を短く定めることもできる。

本条による利息は、外部管財開始日から、仲裁裁判所が各順位の債権者への支払開始決定を出した日まで、外部管財期間中各順位の債権が債務者若しくは第三者により弁済された日まで、又は、債務者の倒産認定・破産手続の開始決定が出された日まで、各順位の債権につき、発生する。

本条に従い発生した利息は、債権者集会における倒産債権者及び全権機関の議決権を決定する際、考慮されない。

債務者の倒産が認定され破産手続が開始された場合、本条に従い発生した利息は、本連邦法第137条第3項の定める手続に従い弁済されなければならない。

- 3 モラトリアムは、外部管財人が債務者の契約の履行を拒絶したことにより発生する損害賠償請求権にも適用される。
- 4 本条第2項及び第3項の規定は、倒産認定申立受理後に発生した、また、履行期が外部管財開始後に到来した金銭債務及び義務的支払金には適用されない。
- 5 モラトリアムは、労働債権、知的活動の結果に対する著者の報酬債権、生命・健康侵害の損害賠償請求権及び精神的損害賠償請求権には適用されない。

## 第96条 外部管財人

- 1 外部管財人は、本連邦法が定める場合を除き、外部管財の開始と同時に、仲裁裁判所が任命する。
- 2 仲裁裁判所は、外部管財人が承認される日まで、一時管財人又は管理管財人の職務を行っていた者に対し、外部管財計画の作成を除く本連邦法の定める外部管財人の義務の履行及び権限の行使を委ねる。  
外部管財人の承認について、仲裁裁判所は、決定を出す。
- 3 外部管財人承認決定は、直ちに執行されなければならない。
- 4 外部管財人承認決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。
- 5 外部管財人は、本連邦法第45条の定める手続に従い、承認される。

## 第97条 外部管財人の解任

- 1 外部管財人は、以下の場合、仲裁裁判所により解任されうる。
  - ・外部管財人からの解任の申立てに基づくとき。
  - ・連邦法律の定めるその他の場合
- 2 外部管財人解任の仲裁裁判所決定は、直ちに執行されなければならないが、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 3 解任された外部管財人は、3 日以内に、新たに承認された外部管財人に対し、債務者の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を引き渡さなければならない。
- 4 仲裁裁判所は、外部管財人を解任した場合、本連邦法第 96 条の定める手続に従い、新たに外部管財人を承認する。

## 第 98 条 外部管財人の罷免

- 1 外部管財人は、以下の場合、仲裁裁判所により罷免されうる。
  - ・職務を履行せず、若しくは不適切に履行した場合、又は、外部管財計画に記載された支払能力回復措置を実施しない場合で、債権者集会の仲裁裁判所に対する申立決議に基づくとき。
  - ・仲裁裁判所が外部管財人の職務の不履行又は不適切な履行に対する倒産事件の参加者の異議を認める場合で、当該不履行又は不適切な履行が異議申立人の権利又は法的利益を侵害し、かつ、債務者若しくは債権者に損害を与え、又は、損害を与える可能性があるとき。
  - ・外部管財人としての承認を妨げる状況が判明し、また、このような状況が、外部管財人に承認された後に発生したとき。
  - ・連邦法令の定めるその他の場合
- 2 外部管財人罷免の仲裁裁判所決定は、直ちに執行されなければならないが、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。
- 3 仲裁裁判所は、外部管財人を罷免した場合、本連邦法第 96 条の定める手続に従い、新たに外部管財人を承認する。
- 4 罷免された外部管財人は、新たに外部管財人が承認から 3 日以内に、新たに承認された外部管財人に対し、債務者の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を引き渡さなければならない。

## 第 99 条 外部管財人の権利及び義務

- 1 外部管財人は、以下の権利を有する。
  - ・本連邦法の定める制限の下で、外部管財計画に従い債務者の財産を処分する。
  - ・債務者の名において和議を締結する。
  - ・本連邦法第 102 条に従い、債務者の契約の履行を拒絶する。
  - ・本連邦法の要件に違反して債務者が締結し、又は実施した法律行為及び決定について、仲裁裁判所に対し、自己の名において、無効認定を申し立て、また、無効な法律行為に対する無効効果の適用を申し立てる。
  - ・本連邦法の定めるその他の活動を行う。
- 2 外部管財人は、以下の義務を負う。
  - ・債務者の財産を管理下に置き、財産目録を作成する。
  - ・外部管財計画を作成し、承認を得るために債権者集会に提出する。
  - ・帳簿、統計報告書、及び決算報告書を作成する。
  - ・債務者に届出がされた債権につき、所定手続に従い異議を出す。
  - ・債務者の有する債権を回収する措置をとる。
  - ・債権登録簿を管理する。
  - ・本連邦法の定める手続及び条件に従い、外部管財計画に記載されている施策を実施する。
  - ・債権者委員会に対し、外部管財計画に記載されている施策の実施につき報告する。
  - ・債権者集会に対し、外部管財計画実施の結果報告書を提出する。
  - ・本連邦法の定めるその他の権限を行使する。

## 第 100 条 債権額の確定

- 1 債権者は、外部管財の期間中、いつでも債務者に対する債権を届け出ることができる。債権は、司法判断又

は債権を根拠付ける書面を添付して、仲裁裁判所及び外部管財人に届出がされる。外部管財人又は登録簿管理人は、債権を債権登録簿に含める旨の仲裁裁判所決定に基づき、債権を債権登録簿に記載する。

- 2 外部管財人は、債権の届出がされてから5日以内に、債務者発起人（社員）の代表者又は単一企業体債務者の財産所有者の代理人に対し、債権の届出を通知し、これらの者が債権届出及び添付書面を知ることができるようにしなければならない。
- 3 債権に関する異議は、外部管財人、債務者発起人（社員）の代表者又は単一企業体債務者の財産所有者の代理人、及び、債権登録簿に含まれている債権者が、仲裁裁判所に対して出すことができる。
- 4 債権に異議がある場合、仲裁裁判所は、債権の根拠を調査する。審理の結果に基づき、当該債権を債権登録簿に含めるか否かの仲裁裁判所決定が出される。債権を債権登録簿に含める決定書には、債権の額及び弁済順位が記載される。
- 5 異議の出されなかった債権については、仲裁裁判所が、債権の根拠及び債権登録簿に含める事由を調査する。仲裁裁判所は、審理の結果に基づき、債権を債権登録簿に含めるか否かの決定を出す。仲裁裁判所は、倒産事件の参加者と呼び出すことなく、債権を審理することができる。
- 6 債権を債権登録簿に含めるか否かの決定は、直ちに執行されなければならない。当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。  
当該決定は、仲裁裁判所が、外部管財人又は登録簿管理人、及び、届出人に送付する。

### 第101条 債務者の財産の処分

- 1 大規模法律行為及び利害関係が生じる法律行為は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、債権者集会（債権者委員会）の同意を得て、外部管財人が行う。
- 2 本連邦法における大規模法律行為とは、帳簿価額が法律行為実施の直近の決算日における債務者の全資産の帳簿価額の10パーセントを超える財産の取得、譲渡、又は直接的・間接的な譲渡の可能性のある法律行為又は関連法律行為をいう。
- 3 本連邦法における利害関係が生じる法律行為とは、当事者が外部管財人又は倒産債権者の利害関係人に当たるものをいう。
- 4 消費貸借による貸付・借入、第三者債務の保証及び銀行保証、債権譲渡、債務引受、会社の株式・持分の譲渡又は取得、並びに、債務者の財産の委託管理につながる法律行為は、外部管財人が、債権者集会（債権者委員会）の同意を得た後に、これを行う。本項の定める法律行為は、かかる法律行為の可能性及び要件が外部管財計画に記載されている場合、債権者集会（債権者委員会）の同意を得ずに、外部管財人が行うことができる。
- 5 担保目的物である財産は、公開競売においてのみ売却される。担保目的物である財産の売却は、担保権者の同意がある場合に限り、許される。この場合、被担保債権は、財産の売却後、売却された財産の価値から、担保設定契約の締結前に発生した第一順位及び第二順位債権者を除く他の債権者に優先して、弁済される。

### 第102条 債務者が締結した契約の履行拒絶

- 1 外部管財人は、外部管財開始時から3か月間、債務者の契約及びその他の法律行為の履行を拒絶することができる。
- 2 債務者の契約及びその他の法律行為の履行拒絶は、当該法律行為が債務者の支払能力の回復を妨げる場合、又は、債務者による当該法律行為の履行により、類似する状況の下で締結された同種の法律行為と比較し、債務者に対し損害が生じる場合、当事者が完全に又は部分的に履行していない法律行為に限り、認められる。
- 3 本条第2項の定める場合、契約は、契約当事者全員が外部管財人の履行拒絶の意思表示を受領した日から、解除されたものとみなされる。
- 4 履行が拒絶された契約の相手方は、履行拒絶により発生した損害を債務者に請求することができる。
- 5 本条の規定は、監視手続中に一時管財人の同意を得て締結された債務者の契約、又は、財政健全化手続中に締結された契約については、当該契約が本連邦法に従い締結された場合、適用されない。

### 第103条 債務者の法律行為の無効

- 1 外部管財開始日に行われたものを含む債務者が行った法律行為は、連邦法令の定める事由がある場合、外部管財人の申立てに基づき、裁判所又は仲裁裁判所により無効と認定される。
- 2 債務者が利害関係人を相手に行った法律行為は、当該法律行為の結果、債権者又は債務者に損害が生じ、又

- は、生じる可能性がある場合、外部管財人の申立てに基づき、裁判所又は仲裁裁判所により無効と認定される。
- 3 債務者が、倒産認定申立受理後及び（又は）倒産認定申立前の6か月間に、一部の債権者又はその他の者を相手に締結し、又は行った法律行為は、当該法律行為が特定の債権者の債権を優先的に弁済することとなる場合、外部管財人又は債権者の申立てに基づき、裁判所により無効と認定されうる。
  - 4 法人債務者が倒産認定申立前の6か月間に行い、発起人（社員）の脱退に伴って持分を払い戻す（分配することとなる法律行為は、当該法律行為の履行が債権者の権利及び法的利益を侵害する場合、外部管財人又は債権者の申立てに基づき、裁判所又は仲裁裁判所により無効と認定されうる。  
当該発起人（社員）は、債務者の倒産が認定され破産手続が開始された場合、第三順位の債権者と認定される。
  - 5 法人債務者が倒産認定申立受理後に行い、発起人（社員）の脱退に伴って持分を払い戻す（分配することとなる法律行為は、絶対的に無効な法律行為である。  
当該発起人（社員）の債権は、債務者の倒産が認定され破産手続が開始された場合、全債権弁済後に残った債務者財産から弁済される。
  - 6 本条第5項の定める無効な法律行為に対し無効効果を適用するよう求める外部管財人の請求は、無効な法律行為に対する無効効果の適用のために連邦法令の定める出訴期間の間、行うことができる。
  - 7 本条第1項の定める場合、法律行為の無効認定又は無効な法律行為に対する無効効果の適用の訴えは、外部管財人が、債務者の名において提起する。  
本条第2項から第5項までに定める場合、外部管財人は、自己の名において、法律行為の無効認定又は無効な法律行為に対する無効効果の適用の訴えを提起する。

#### 第104条 外部管財手続における債務者の金銭債務

- 1 外部管財開始後に発生した債務者の金銭債務額が、債権登録簿記載の倒産債権者の債権額を20パーセントを超えて超過する場合、新たに債務者の金銭債務を発生させる法律行為については、外部管財計画の定める行為を除き、外部管財人は、債権者集会（債権者委員会）の同意を得た場合に限り、行うことができる。
- 2 本条第1項に違反して行われた法律行為は、倒産債権者若しくは全権機関の申立てに基づき、又は、当該法律行為が前任の外部管財人によって行われた場合は新たに承認された外部管財人の申立てに基づき、裁判所により無効と認定されうる。  
本条第1項に違反して行われた外部管財人の法律行為は、法律行為の相手方が当該違反を知っていたこと又は知りえたことが証明された場合、裁判所により無効と認定されうる。

#### 第105条 債務者の消費基金の調整

外部管財計画に記載されていない債務者の経費の増額に関しては、本連邦法が定める場合を除き、債権者集会（債権者委員会）の同意を得た場合に限り、外部管財人が決定することができる。

#### 第106条 外部管財計画

- 1 外部管財人は、外部管財人承認から1か月以内に外部管財計画を作成し、債権者集会の承認を得るために債権者集会に提出しなければならない。  
外部管財計画は、債務者の支払能力の回復のための措置、その実施のための条件、方法、及び実施費用並びに債務者のその他の費用を定めなければならない。  
債務者の支払能力は、本連邦法第3条の定める倒産兆候が認められなくなった場合、回復したと認められる。
- 2 外部管財計画は、以下のとおり作成されなければならない。
  - ・連邦法令の定める要件を満たす。
  - ・支払能力の回復期間を定める。
  - ・当該期間中に債務者の支払能力が回復する可能性の根拠を含む。
- 3 外部管財計画は、債権者集会が法律行為の承認についての債権者集会と債権者委員会との間の権限配分を定めなかった場合、又は、債権者集会と債権者委員会の間でかかる権限の再配分の事由がある場合、権限配分を定めなければならない。
- 4 外部管財人は、債権者集会又は債権者委員会の請求に基づき、債権者に対し、外部管財手続及び外部管財計画の実施につき報告する。

## 第 107 条 外部管財計画の審議

- 1 外部管財計画の承認及び変更についての審議は、債権者集会の専権に属する。
- 2 外部管財計画は、外部管財人が外部管財人承認から 2 か月以内に招集した債権者集会において審議される。外部管財人は、倒産債権者及び全権機関に対し、債権者集会の開催日時及び場所を本連邦法の定める手続に従い通知し、集会開催日の 14 日前までに、債権者に対し外部管財計画の内容をあらかじめ知る機会を与える。
- 3 債権者集会は、以下のいずれかを決議することができる。
  - ・外部管財計画を承認する。
  - ・外部管財計画を否決し、仲裁裁判所に対し債務者の倒産認定・破産手続の開始を申し立てる。
  - ・外部管財計画を否決する。当該決議は、新しい外部管財計画を審議するための次回の債権者集会招集日を定めなければならない。この場合、次回招集日を、当該決議の採択日から 2 か月を超える日に指定することはできない。
  - ・外部管財計画を否決し、外部管財人を罷免し、同時に、承認されるべき外部管財人が所属する管財人自治組織及び外部管財人候補者の要件を承認する。
- 4 債権者集会が承認した外部管財計画は、集会開催日から 5 日以内に、外部管財人が仲裁裁判所に提出する。
- 5 外部管財開始日から 4 か月以内に債権者集会が承認した外部管財計画が仲裁裁判所に提出されず、債権者集会の本条の定める申立てをしない場合、仲裁裁判所は、債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出すことができる。

外部管財が本連邦法第 87 条第 6 項の定める手続に従い開始され、外部管財開始日から 2 か月以内に債権者集会が承認した外部管財計画が仲裁裁判所に提出されない場合、仲裁裁判所は、債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出すことができる。
- 6 外部管財計画は、権利及び法的利益を侵害された者の申立てに基づき、仲裁裁判所により全部又は一部無効と認定されうる。外部管財計画を全部又は一部無効と認定する決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 7 外部管財計画は、外部管財計画の審議のために定められている手続に従い、変更することができる。

## 第 108 条 外部管財期間の延長

- 1 仲裁裁判所が定めた外部管財期間は、以下の場合、延長される。
  - ・債権者集会が、当初定められた期間を超えるが外部管財最長期間を超えない期間の外部管財計画を承認又は変更する決議をした。
  - ・債権者集会が外部管財人の外部管財結果報告書を審議した結果、外部管財最長期間を超えない期間で延長期間を定め、仲裁裁判所に対し外部管財期間の延長を申し立てた。
- 2 本連邦法第 92 条第 2 項の定める外部管財手続と財政健全化手続を併せた期間を超える期間、外部管財を延長することはできない。

## 第 109 条 債務者の支払能力回復のための措置

外部管財計画は、債務者の支払能力の回復のために、以下の措置を定めることができる。

- ・業種の変更
- ・不採算部門の閉鎖
- ・受取勘定の回収
- ・債務者財産の一部売却
- ・債務者の債権の譲渡
- ・単一企業体債務者の財産所有者、債務者の発起人（社員）又は第三者による債務者の債務の履行
- ・社員及び第三者の出資による債務者定款資本の増額
- ・追加の普通株式の発行
- ・債務者の企業の売却
- ・債務者の資産の置換
- ・債務者の支払能力の回復のためのその他の措置

## 第 110 条 債務者の企業の売却

- 1 本連邦法においては、債務者の企業とは、企業活動遂行に必要な財産複合体と理解される（以下「企業」という。）。売却の対象には、法人債務者の支店及びその他の構成部も含まれる。
- 2 外部管財計画には、設立文書により大規模法律行為の実施を決定する権限を与えられている債務者の経営機関の決定に基づき、企業の売却を含めることができる。企業を売却する決定には、最低売却価格の記載が含まなければならない。
- 3 企業の売却に際しては、土地区画、建物、施設、設備、備品、原材料、生産物、債権、更には、債務者並びにその商品、労務及び役務を他者と識別する権利（商号、商標、サービスマーク）その他債務者に属する独占権も含め、他者に委譲不可能な権利及び義務を除き、企業活動遂行のために必要なあらゆる種類の財産が譲渡される。

本条に従い行われる企業の売却に際しては、倒産認定申立受理後に発生し本連邦法の定める手続及び条件により企業の買主に引き継がれるもの以外の金銭債務及び義務的支払金は、企業構成に含まれない。

企業の売却に際しては、売却日に有効な労働契約はその効力を維持し、雇用者の権利及び義務は、企業の買主に引き継がれる。

- 4 企業の売却は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、オークション形式<sup>2</sup>の公開競売の方法により、連邦法令の定める手続に従い実施される。

企業の財産に取引制限が課されている財産が含まれている場合、企業の売却は、非公開競売でのみ行われる。非公開競売には、連邦法令の定めにより当該財産の所有権又はその他の物権を取得することができる者のみが参加する。

- 5 競売における企業の売却開始価格は、独立鑑定人の報告書に従い決定された市場価値に基づき、債権者集会又は債権者委員会が定め、独立鑑定人は、外部管財人が依頼し、債務者財産から報酬が支払われる契約に基づき鑑定を行う。

企業の売却開始価格は、債務者の経営機関が企業売却を申し立てた際に定めた最低売却価格を下回ることができない。競売の手続及び条件は、債権者集会又は債権者委員会が決定する、

競売の条件として、債務者が、外部管財期間満了の1か月前までに、売却代金を受領することが定められなければならない。

競売に参加するための保証金額は、外部管財人が定め、開始価格の20パーセントを超えてはならない。

競売参加の申込受付期間は、25日以上でなければならない。

- 6 外部管財人は、自分自身で競売を実施し、又は、債権者集会若しくは債権者委員会の決議に基づき、債務者の財産による負担で競売のための専門機関を利用する。競売を実施する専門機関は、債務者及び外部管財人の利害関係人であってはならない。

外部管財人（競売実施者）は、競売実施日の30日前までに、本連邦法第28条に従い定められた公報紙及び債務者の所在地の地方印刷機関において、競売による企業の売却を告示しなければならない。

外部管財人（競売実施者）は、上記情報を、マス・メディアによるその他の方法で告示することもできる。企業の売却の告示は、以下の情報を含まなければならない。

- ・企業、その特徴に関する情報及び情報入手方法
- ・競売実施形式及び企業価格の提示形式に関する情報
- ・非公開競売の場合、競売参加者の要件
- ・コンクールス形式<sup>3</sup>の競売の場合、コンクールス条件
- ・競売参加申込及び企業価格提示の期間、日時及び場所
- ・競売参加登録手続、参加者によって提出される書面一覧、及び、登録条件
- ・保証金額、保証金支払の期間及び手続、並びに口座の詳細
- ・企業の売却開始価格
- ・企業価格の提示が公開で行われる場合、開始価格を超過しうる額
- ・競落人決定の手続及び基準
- ・競売結果発表の日時及び場所

<sup>2</sup> ロシア連邦民法第447条第3項によれば、オークション形式の競売では最高価格を提案した者が競売人となり、コンクールス形式の競売では、最良の条件を提案した者が競落人となる。

<sup>3</sup> 前註を参照のこと。



- ・売買契約締結の手續及び期間
- ・支払の条件及び期間、並びに口座の詳細
- ・競売実施者に関する情報

外部管財人（競売実施者）は、競売準備の際、競売参加申込み及び保証金の受入れを手配する。

外部管財人（競売実施者）は、競売を実施し、競売結果を発表し、競落人を決定し、かつ、競売結果議事録に署名する。競売実施者が競売を行った場合、競売実施者は、競落人との売買契約の締結のために、外部管財人に競売結果議事録を引き渡す。

7 告示された申込期間内に申込みが1件もなかった場合、又は、1件しかなかった場合、外部管財人（競売実施者）は、企業売却の1回目の競売を不成立とみなし、再度競売を実施する。

企業が1回目の競売で売却されなかった場合も、再度、競売が実施される。

再度の競売が不成立とみなされた場合、又は、企業が売却されなかった場合、外部管財人は、再度の競売結果が発表された日から20日以内に、本条及び本連邦法第28条の定める手續に従い、企業の売却に関して新たに告示する。

上記告示に記載される企業の売却開始価格は、債権者集会又は債権者委員会の定めた開始価格より10パーセント減額することができるが、債務者の経営機関の定めた最低売却価格より低額であってはならない。

企業が本項の定める手續により売却されなかった場合、債権者集会又は債権者委員会は、公開提案<sup>4</sup>を含む、競売における売却手續を定める。この場合、債務者の経営機関の定めた最低売却価格より低額で売却することはできない。

8 競落人及び外部管財人は、競売結果発表日から10日以内に、企業の売買契約に署名する。

公開提案の方法による企業売却の際は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、企業の売買契約は、外部管財人が企業売却の告示をした日から1か月間に、最高価格を提示した者と締結する。

9 買受人は、企業売却の告示の定める期間であって競売結果発表の日から1か月以内に、売買代金を支払わなければならない。

企業売却で支払われる資金は、債務者財産を構成する。

買受人が競売結果に関する議事録又は売買契約に署名しなかった場合、買受人が提供した保証金は、競売実施者の実施費用を差し引いた上で、債務者の財産に繰り入れられる。

## 第111条 債務者財産の一部売却

1 外部管財人は、本連邦法が別段の売却手續を定める場合を除き、外部管財計画が定める場合、債務者の財産の財産目録を作成し、財産を査定した後に、公開競売による財産の売却を開始することができる。

債務者財産の一部売却は、債務者の経済活動を不可能にするものであってはならない。

2 単一企業体債務者又は国家若しくは地方自治体が25パーセントを超える議決権株式を保有している株式会社債務者の財産の売却に際しては、国家財政監督機関の鑑定に関する意見を考慮し、独立鑑定人が財産を査定する。

3 競売における財産の売却開始価格は、独立鑑定人の報告書に従い決定された市場価値に基づき、債権者集会（債権者委員会）が定め、独立鑑定人は、外部管財人が依頼し、債務者財産から報酬が支払われる契約に基づき鑑定を行う。

4 外部管財計画承認の直近の決算日における帳簿価額が10万ルーブル以上の財産について外部管財計画が売却を定めている場合、当該財産は、本連邦法が別段の売却手續を定める場合を除き、公開競売により売却されなければならない。

公開競売は、本条に別段の定めがある場合を除き、本連邦法第110条第4項から第9項までに定める手續に従い実施される。

5 取引制限が課されている財産は、非公開競売においてのみ売却することができる。非公開競売には、連邦法令の定めにより当該財産の所有権又はその他の物権を取得できる者のみが参加する。

非公開競売は、本条に別段の定めがある場合を除き、本連邦法第110条第4項から第9項までに定める手續に従い実施される。

<sup>4</sup> ロシア連邦民法第473条第2項参照

- 6 外部管財計画承認の直近の決算日における帳簿価額が10万ルーブル未満の財産は、外部管財計画の定める手続に従い売却される。
- 7 本条の規定は、経済活動の過程において債務者が製造する商品である債務者財産の換価には適用されない。

#### 第112条 債務者の債権の譲渡

- 1 外部管財人は、債権者集会（債権者委員会）の同意を得て、売買による債務者の債権の譲渡を開始することができる。
- 2 債務者債権の売却は、連邦法律に別段の定めがある場合又は債権の本質に起因し別段の定めが生じる場合を除き、本連邦法第111条第3項及び第5項の定める手続及び条件に従い、外部管財人が行う。債権の売買契約の条件は、以下の事項を定めなければならない。
  - ・売買契約の締結日から15日以内に、債権の売却代金が受け取られる。
  - ・代金が全額支払われた後にのみ、債権は譲渡される。

#### 第113条 単一企業体債務者の財産所有者、債務者発起人（社員）又は第三者による債務者債務の弁済

- 1 単一企業体債務者の財産所有者、債務者発起人（社員）又は第三者は、外部管財が完了するまでのどの時点においても、倒産事件手続の終結を目的として、債権登録簿に従い全債務を弁済すること、又は、債務者に対し債権登録簿に従い全債務を弁済するに足る資金を提供することができる。
- 2 単一企業体債務者の財産所有者、債務者発起人（社員）又は第三者は、仲裁管財人及び債権者に対し、書面にて、債務の弁済の開始を通知しなければならない。仲裁管財人が最初の通知を受領した後は、別の者が、債務者の債権者に対する義務を履行することはできない。通知を出した者が通知を出してから1週間以内に弁済を開始しない場合、又は、1か月間、本条第4項に従い弁済をしない場合、通知は無効とみなされる。
- 3 単一企業体債務者の財産所有者、債務者発起人（社員）又は第三者が債務を弁済する場合又は債務者に資金を提供する場合、債権者は弁済を受領しなければならず、債務者は、提供された資金により、債権者及び全権機関に対する債務を弁済しなければならない。

債権者が支払に必要な自己の情報を提供する義務を履行しないために本条第1項及び本項第1段に従った弁済が不可能な場合、又は、債権者がその他の方法により弁済の受領を拒否する場合、資金を公証人に供託することができる。
- 4 資金は、無利息で、弁済期は外部管財手続の完了後請求のあった時とすることを条件とする金銭貸借として提供される。

債務者債務の履行のための資金提供についてのその他の条件は、設立文書により大規模法律行為の実施を決定する権限を与えられている債務者の経営機関と第三者との間の合意で定めることができる。
- 5 単一企業体債務者の財産所有者、債務者発起人（社員）又は第三者が債務を弁済した場合、外部管財の終了及び倒産事件手続の終結は、本連邦法第116条に従う。

#### 第114条 追加の普通株式の発行

- 1 外部管財計画は、債務者の支払能力の回復を目的として、株式会社の追加普通株式の発行による定款資本の増額を定めることができる。

追加普通株式の発行による増資は、本連邦法第94条第2項の定める決定をした債務者の経営機関の申立てに基づいてのみ、外部管財計画に含めることができる。

外部管財人は、追加普通株式の発行による増資を外部管財計画に含める旨の債務者経営機関の申立てを受領した場合、当該申立てを審議するため、債権者集会を開催しなければならない。
- 2 追加普通株式の発行は、非公開募集の方式でのみ行うことができる。割当期間は、3か月を超えてはならない。追加普通株式の発行結果の報告書の国家登記は、外部管財の完了の1か月前までに行われなくてはならない。
- 3 債務者の株主は、本連邦法の定める手続に従い追加普通株式を優先的に引き受ける権利を有する。

株主による追加株式の優先引受権の行使期間は、株式の割当開始日から5日を超えることはできない。
- 4 追加普通株式の発行の目論見書（発行の決定）は、現金による払込みのみ認められることを定めなければならない。

- 5 追加普通株式の発行が不成立又は無効と認定された場合、追加普通株式を引き受けた者から払い込まれた資金は、本連邦法の定める順位外債権として返却される。

### 第 115 条 債務者の資産の置換

- 1 資産の置換は、債務者の財産を基に、公開型株式会社を一社又は数社設立することにより行われる。公開型株式会社が一社設立される場合、企業構成に含まれ、企業活動を実施するための債務者の全財産（財産権を含む。）が設立される会社に出資され、定款資本を構成する。企業構成は、本連邦法第 110 条第 1 項及び第 2 項に従い決められる。

- 2 債務者の財産を基に、公開型株式会社を一社又は数社設立することにより行われる資産の置換は、設立文書により当該行為の決定権限を与えられている債務者の経営機関の決定に基づき、外部管財計画に含めることができる。

資産の置換の可能性は、債務者財産に担保を設定している全債権者が賛成したことを条件に、外部管財計画に含めることができる。

- 3 外部管財計画には、特定の活動を実施するための債務者の財産を定款資本を構成するために出資し、公開型株式会社数社を設立することを定めることができる。設立される公開型株式会社に現物出資される財産の構成は、外部管財計画により定められる。

設立される会社の定款資本額は、現物出資される財産の市場価値に基づき決定され、当該市場価値は、独立鑑定人の報告書を根拠に、設立文書により当該行為の決定権限を与えられている債務者の経営機関の意見を考慮して決定される。

- 4 資産の置換に際し、資産の置換の決定日に有効な労働契約は全てその効力を維持し、雇用者の権利及び義務は、新しく設立される公開型株式会社に引き継がれる。特定の活動の許認可を証明する書面は、連邦法令の定める手続に従い、設立される公開型株式会社に当該許認可がある旨証明する書面に作成し直されなければならない。

- 5 債務者の財産を基に設立された公開型株式会社の株式は、本条に別段の定めがある場合を除き、債務者の財産を構成し、公開競売において売却することができる。

債務者の財産を基に設立された公開型株式会社の株式の売却は、全債権者の債権を満足させるための資金を蓄積するものでなければならない。

- 6 債務者の財産を基に設立された公開型株式会社の株式の公開競売における売却は、本連邦法第 110 条の定める手続に従い、実施される。

外部管財計画は、債務者の財産を基に設立された公開型株式会社の株式を、有価証券市場において売却することを定めることができる。

### 第 116 条 単一企業体債務者の財産所有者、債務者発起人（社員）又は第三者による債務者債務の弁済の際の、倒産手続の終了及び倒産事件手続の終結の特則

- 1 単一企業体債務者の財産所有者、債務者発起人（社員）又は第三者による債務者債務の弁済が完了した場合、外部管財人は、10 日以内に、債権登録簿に含まれる全債権者に対し、債務の弁済を通知しなければならない。
- 2 外部管財人の報告書は、14 日以内に、債権者集会による審議を経ずに、仲裁裁判所に提出される。
- 3 外部管財人の報告書の承認は、本連邦法第 119 条第 1 項、及び第 3 項から第 7 項までに定める手続及び条件により、仲裁裁判所が行う。

### 第 117 条 外部管財人の報告書

- 1 外部管財人は、以下の場合、債権者集会による審議に、報告書を提出しなければならない。
  - ・外部管財の実施の結果に基づくとき。
  - ・外部管財の期間満了前の中止の事由があるとき。
  - ・債権者集会の招集権を有する者から請求されたとき。
  - ・債権登録簿記載の全債権を弁済するに十分な資金が蓄積されたとき。
- 2 債権登録簿記載の全債権が、外部管財手続中、本連邦法に従い弁済された場合、外部管財人は、債権登録簿記載の全債権を弁済した日から 1 か月以内に、この旨を債権登録簿に記載されていた者に通知し、仲裁裁判所による承認を得るため、報告書を提出しなければならない。

- 3 外部管財人の報告書は、以下を含まなければならない。
  - ・直近の決算日における債務者の賃借対照表
  - ・キャッシュフロー
  - ・債務者の損益計算書
  - ・金銭債務及び義務的支払金の弁済原資となる資金の有無
  - ・債務者の受取勘定の詳細及び債務者が有する未回収債権に関する情報
  - ・弁済された債権登録簿記載の債権に関する情報
  - ・債務者の支払勘定の弁済の可能性に関するその他の情報外部管財人の報告書には、債権登録簿を添付しなければならない。
- 4 外部管財人の報告書には、以下のいずれかの提案が含まなければならない。
  - ・支払能力の回復による外部管財の中止及び債権者に対する支払への移行
  - ・外部管財期間の延長
  - ・債権登録簿記載の全債権が弁済されたことによる倒産事件手続の終結
  - ・外部管財の中止及び仲裁裁判所に対する債務者の倒産認定・破産手続の開始の申立て

### 第 118 条 債権者集会による外部管財人報告書の審議

- 1 債権者集会が外部管財人の報告書を審議しなければならない場合、債権者集会は、審議のための債権者集会開催の要請があった日から 3 週間以内に、若しくは、外部管財の期間満了前の中止事由が生じてから 3 週間以内に、又は、定められた外部管財期間の満了日の 1 か月前までに、招集される。
- 2 外部管財人は、外部管財期間が満了する 5 日前までに、又は、債権者集会の招集日の 10 日前までに、債権者に対し、外部管財人の報告書の内容をあらかじめ知る機会を与えなければならない。
- 3 債権者集会は、外部管財人の報告書の審議結果に基づき、以下のいずれかを決議することができる。
  - ・仲裁裁判所に対し、債務者の支払能力の回復による外部管財の中止、及び、債権者に対する支払への移行を申し立てる。
  - ・仲裁裁判所に対し、債権登録簿記載の全債権の弁済による倒産事件手続の終結を申し立てる。
  - ・仲裁裁判所に対し、債務者の倒産認定・破産手続の開始を申し立てる。
  - ・和議を締結する。
- 4 債権者集会は、仲裁裁判所が定めた外部管財期間の満了により提出された外部管財人の報告書の審議の際、外部管財の全体期間が本連邦法による最長期間を超えないことを条件として、仲裁裁判所に対し、外部管財期間の延長を申し立てることができる。

### 第 119 条 仲裁裁判所による外部管財人報告書の承認

- 1 外部管財人の報告書は、仲裁裁判所が審理しなければならない。ただし、債権者集会が、債権者集会の招集権者の請求に基づき報告書を審議し、審議の結果、本連邦法第 118 条第 3 項の定めるいずれの決議もとらなかった場合は、この限りでない。
- 2 外部管財人の報告書が本連邦法に従い債権者集会の審議に付されなければならない場合、債権者集会が審議した外部管財人報告書及び債権者集会の議事録は、集会開催日から 5 日以内に、仲裁裁判所に提出される。  
外部管財人の報告書には、債権者集会開催日付の債権登録簿、及び、債権者集会において決議に反対した債権者又は決議に参加しなかった債権者の不服書を添付しなければならない。
- 3 仲裁裁判所は、外部管財人報告書を受領した日から 1 か月以内に、外部管財人報告書、及び、外部管財人の活動に対する不服書があれば、その不服書を審理する。
- 4 仲裁裁判所は、以下の場合、外部管財人の報告書を承認しなければならない。
  - ・債権登録簿に記載されている全債権が弁済された。
  - ・債権者集会が、仲裁裁判所に対し、債務者の支払能力の回復による外部管財の中止及び債権者に対する支払への移行を申し立てる決議をした。
  - ・債権者と債務者の間で和議が締結された。
  - ・債権者集会が、外部管財期間の延長を決議した。ただし、本連邦法が定める場合は、この限りでない。
- 5 仲裁裁判所は、以下の場合、外部管財人の報告書の承認を拒否する。
  - ・債権登録簿に記載されている債権が弁済されていない。

- ・債務者の支払能力が回復されたという兆候がない。
  - ・和議承認を妨げる事情が存在する。
- 6 仲裁裁判所は、外部管財人の報告書の審理結果に基づき、以下のいずれかの決定を出す。
- ・債権登録簿記載の全債権が弁済された場合、又は、仲裁裁判所が和議を承認する場合、倒産事件手続を終結する決定
  - ・債務者の支払能力の回復による外部管財の中止及び債権者に対する支払への移行についての債権者集会の申立てを認める場合、債権者に対する支払へ移行する決定
  - ・外部管財期間の延長の申立てを認める場合、外部管財期間を延長する決定
  - ・本条第5項の定める外部管財人報告書の承認を妨げる状況が判明した場合、外部管財人報告書の承認を拒否する決定
- 7 債権者集会が債務者の倒産認定・破産手続の開始を申し立てている場合、仲裁裁判所が外部管財人報告書の承認を拒否する場合、又は、外部管財人報告書が外部管財期間満了から1か月以内に提出されない場合、仲裁裁判所は、債務者の倒産を認定し破産手続を開始する本案決定を出すことができる。

### 第120条 債権者に対する支払へ移行する決定の効果

- 1 債権者に対する支払へ移行する旨の仲裁裁判所決定は、債権登録簿に記載されている全債権者に対する支払を開始する事由となる。
- 2 債権者に対する支払へ移行する旨の仲裁裁判所決定には、当該決定が出されてから6か月を超えない期間で、債権者に対する支払期間が定められる。  
仲裁裁判所は、債権者に対する支払が完了した後、外部管財人の報告書を承認し、倒産事件手続を終結する決定を出す。
- 3 仲裁裁判所は、仲裁裁判所が定めた期間内に債権者に対する支払が行われない場合、債務者の倒産を認定し破産手続を開始する本案決定を出す。

### 第121条 債権者に対する支払

- 1 債権者に対する支払は、仲裁裁判所が、債権者に対する支払への移行の決定又は特定順位債権者に対する支払開始の決定を出した日から、外部管財人が、債権登録簿に基づき実施する。
- 2 債権者に対する支払は、本連邦法第134条から第138条までに定める手続及び本条の特則に従い、実施される。
- 3 外部管財人又は登録簿管理人は、債権登録簿に含まれた債権が弁済された後、当該債権を債権登録簿から抹消する。  
債権登録簿が登録簿管理人によって管理されている場合、外部管財人は、登録簿管理人に対し、債権弁済を証明する書面を送付する。

### 第122条 特定順位債権者に対する支払

- 1 外部管財人は、特定順位債権者への支払に十分な資金が蓄積された後、仲裁裁判所に対し、特定順位債権者への支払の決定を申し立て、債権登録簿に含まれる債権者に対し当該申立てをしたことを通知する。特定順位債権者に対する支払決定を求める申立ては、債権の弁済率についての外部管財人の提案を含まなければならない。
- 2 仲裁裁判所は、裁判法廷において本条第1項の定める外部管財人の申立てを審理し、特定順位債権者への支払に十分な資金があり、債権者からの異議に理由がない場合、特定順位債権者に対する支払を開始する決定を出す。  
特定順位債権者に対する支払を開始する旨の仲裁裁判所決定は、債権登録簿に基づき当該順位債権者に対する支払を開始する事由となる。
- 3 特定順位債権者に対する支払を開始する旨の仲裁裁判所決定には、以下の事項が定められる。
  - ・弁済が始まる債権の弁済順位
  - ・当該順位債権者に対する支払を完了する期間。ただし、決定から2か月を超えてはならない。
  - ・当該順位債権者に対する弁済率
- 4 仲裁裁判所は、特定順位の債権者に対する支払を開始する決定を出し、弁済されるべき順位の債権を確定し

た場合、債権弁済の順序を変える決定を出すことができる。

- 5 特定順位債権者に対する支払が仲裁裁判所の定めた期間内に行われない場合、又は、所定弁済率で行われない場合、債権者は、支払開始決定日から債権が全額又は所定弁済率で弁済される日までの間の未払債権額に対する利息を、本連邦法第 95 条第 2 項の定める利率により請求することができる。

### 第 123 条 外部管財人の権限の終了手続

- 1 外部管財人の権限は、倒産事件手続が終結したことにより、又は、仲裁裁判所が債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出したことにより、終了する。
- 2 外部管財人は、和議の締結又は債権の弁済により外部管財が終了した場合、新しい代表者が選任（任命）される日まで、債務者の代表者の権限の範囲で、任務を続行する。  
外部管財人は、債務者の代表者の選任（任命）を検討するため、本連邦法及び設立文書により当該事項を審議する権限を与えられている債務者の経営機関を招集しなければならない。  
債務者のその他の経営機関及び単一企業体債務者の財産所有者の権限は、回復する。
- 3 仲裁裁判所が債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出し、外部管財人以外の者を破産管財人として承認した場合、又は、上記決定を出すのと同時に破産管財人を承認することができない場合、外部管財人は、破産管財人が承認される日まで、破産管財人の任務を遂行する。  
外部管財人は、破産管財人が承認された日から 3 営業日以内に、破産管財人に対し、業務を引き継がなければならない。

## 第 7 章 破産手続

### 第 124 条 破産手続に関する総則

- 1 仲裁裁判所が債務者の倒産認定を決定すると、破産手続が開始する。
- 2 破産手続は、1 年間、実施される。破産手続期間は、倒産事件の参加者の申立てにより、6 か月を超えない期間、延長することができる。
- 3 破産手続期間延長の仲裁裁判所決定は、直ちに執行されなければならないが、当該決定に対しては、本連邦法第 61 条第 3 項の定める手続に従い、不服を申し立てることができる。

### 第 125 条 破産手続における単一企業体債務者の財産所有者、債務者発起人（社員）又は第三者による債務者債務の弁済

- 1 単一企業体債務者の財産所有者、債務者の発起人（社員）又は第三者は、破産手続が完了するまでのどの時点においても、債権登録簿に従い全債権を同時に弁済すること、又は、本連邦法第 113 条の定める手続及び条件により、債務者に対し、債権登録簿に従い全債権を弁済するに十分な資金を提供することができる。
- 2 単一企業体債務者の財産所有者、債務者の発起人（社員）又は第三者により債務者債務が弁済された場合、破産管財人の報告書の提出は、本連邦法第 116 条第 1 項及び第 2 項の定める手続に従い、行われる。
- 3 破産管財人の報告書の承認は、本連邦法第 119 条第 3 項、第 4 項第 1 号、及び第 5 項第 1 号の定める手続及び条件により、仲裁裁判所が行う。
- 4 仲裁裁判所は、破産管財人の報告書を審理した結果、債権登録簿に従い全債権が弁済されている場合、又は、仲裁裁判所が和議を承認した場合、倒産事件手続を終結する決定を出す。

### 第 126 条 破産手続開始の効果

- 1 仲裁裁判所が債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出した日から、以下の効果が発生する。
  - ・破産手続開始前に発生した金銭債務及び義務的支払金の弁済期は、到来したものとみなされる。
  - ・債務者の債務について違約罰（違約金、遅延利息）、利息及びその他の経済制裁の発生は、中止する。
  - ・債務者の財務状況に関する情報は、秘密情報（商業秘密も含む。）の範疇に属さなくなる。
  - ・債務者の財産の譲渡に関する法律行為、又は、債務者の財産の第三者の使用のための引渡しにつながる法律行為は、本章の定める手続に従う場合に限り、認められる。
  - ・本連邦法に別段の定めがある場合を除き、先行の倒産手続中に執行された執行文書を含む執行文書の執行は中止される。

- ・金銭債権、義務的支払金債権及びその他の財産権は全て、破産手続の範囲に限り、債務者に対し届け出ることができる。ただし、所有権確認請求権、精神的損害賠償請求権、不法占有者に対する財産返還請求権、無効な法律行為の無効認定及び無効な法律行為に対する無効効果の適用の請求権、並びに、本連邦法第 134 条第 1 項の定める共益債権は、この限りでない。
  - ・本連邦法に従い執行が中止された執行文書は、司法執行官が、連邦法令の定める手続に従い、破産管財人に渡さなければならない。
  - ・従前課された債務者財産に対する差押え及び債務者財産の処分に対するその他の制限は、解除される。債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定は、債務者の財産に対する差押えの解除事由となる。債務者財産に対する差押え及びその他の制限を新たに課すことは、許されない。
  - ・債務者債務の弁済は、本章の定める場合及び手続によってのみ、実施される。
- 2 仲裁裁判所が債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出した日から、債務者の代表者、債務者のその他の経営機関及び単一企業体債務者の財産所有者の権限は、終了する。ただし、設立文書により経営機関に与えられている、大規模法律行為の実施を決定する権限、及び、債務者債務の弁済のために第三者が資金を提供する条件についての合意の締結を決定する権限については、この限りでない。
- 債務者の代表者、一時管財人、管理管財人及び外部管財人は、破産管財人が承認された日から 3 日以内に、破産管財人に対し、債務者の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を引き渡さなければならない。
- 債務者の代表者、一時管財人、管理管財人及び外部管財人は、上記義務を履行しない場合、ロシア連邦法令の定める責任を負う。
- 3 単一企業体債務者の財産所有者の代理人及び債務者発起人（社員）の代表者は、破産手続においては、倒産事件の参加者の権利を有する。

## 第 127 条 破産管財人

- 1 仲裁裁判所は、債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出す際、本連邦法第 45 条の定める手続に従い破産管財人を承認し、破産管財人の報酬額を承認し、これにつき決定を出す。当該決定は、直ちに執行されなければならない。当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 2 破産管財人は、破産手続の終了の日まで、職務を遂行する。

## 第 128 条 債務者の倒産認定・破産手続の開始に関する情報の公開

- 1 債務者の倒産認定・破産手続の開始に関する情報の公告は、本連邦法第 28 条の定める手続に従い、破産管財人が行う。破産管財人は、破産管財人に承認された日から 10 日以内に、当該情報を公告のために送付する。
- 2 債務者の倒産認定・破産手続の開始の公告は、以下の事項を含まなければならない。
  - ・倒産認定された債務者の名称及びその他の必要事項
  - ・倒産事件に係属している仲裁裁判所の名称及び事件番号
  - ・仲裁裁判所が債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出した日
  - ・本連邦法第 142 条第 1 項に従い定められる債権登録簿の閉鎖日
  - ・債権者が債務者に対する債権を届け出するための郵便宛先
  - ・破産管財人及び当該管財人が所属する管財人自治組織に関する情報

## 第 129 条 破産管財人の権限

- 1 破産管財人は、破産管財人に承認された日から、倒産事件手続終結日まで、和議締結日まで、又は、破産管財人の罷免日まで、本連邦法の定める範囲、手続及び条件により、債務者の代表者、その他の経営機関及び単一企業体債務者の財産所有者の権限を行使する。
- 2 破産管財人は、以下の義務を負う。
  - ・債務者の財産を管理下に置き、財産目録を作成する。
  - ・本連邦法が定める場合を除き、独立鑑定人に債務者財産の財産の査定を依頼する。
  - ・破産手続開始日から 1 か月以内に、債務者の被雇用者に対し、来るべき解雇を通知する。
  - ・債務者の財産を保全する措置をとる。
  - ・債務者の財務状況を分析する。

- ・債務者に対し債務を負っている者に対し、本連邦法の定める手続に従い、債務の弁済を請求する。
- ・債務者に届け出られた債権に関し、所定手続に従い異議を出す。
- ・本連邦法に別段の定めがある場合を除き、債権登録簿を管理する。
- ・第三者の下にある債務者の財産を調査し、明らかにし、取り戻す措置をとる。
- ・本連邦法の定めるその他の義務を履行する。

### 3 破産管財人は、以下の権利を有する。

- ・本連邦法の定める手続及び条件により、債務者の財産を処分する。
- ・連邦法令の定める手続及び条件により、債務者の代表者を含む、債務者の被雇用者を解雇する。
- ・本連邦法第 102 条の定める手続に従い、契約及びその他の法律行為の履行を拒絶する。破産管財人は、債務者の支払能力の回復を妨げる事情がある場合は、履行を拒絶することはできない。
- ・連邦法令により保管が義務付けられている債務者の書面を保管に付す。書面の保管の手続及び条件は、連邦法令及びその他の規範的法的文書が定める。
- ・本連邦法第 103 条の定める事由に基づく場合を含む、債務者が行った法律行為の無効認定の訴え、第三者の下にある債務者財産返還の訴え、又は、債務者が締結した契約の解除の訴えを提起し、連邦法令及びその他のロシア連邦規範的法的文書の定める債務者財産返還の活動を実施する。
- ・本連邦法の定める破産管財人の義務の履行に関するその他の権限を行使する。

### 4 本連邦法第 103 条第 1 項の定める場合、法律行為の無効認定又は無効な法律行為に対する無効効果の適用の訴えは、破産管財人が債務者の名において提起する。

本連邦法第 103 条第 2 項から第 5 項までに定める場合、破産管財人は、自己の名において、法律行為の無効認定又は無効な法律行為に対する無効効果の適用の訴えを提起する。

### 5 連邦法令の定める事由がある場合、破産管財人は、倒産に至ったことに関連し債務者の債務につき連邦法律に従い補充責任を負う第三者に対し、その責任を追及する。

本項による補充責任の責任額は、債権登録簿に含まれる債権総額と債務者の財産の売却又は資産の置換により受ける資金との差額により、決定される。

## 第 130 条 債務者の財産の査定

### 1 破産管財人は、破産手続中、債務者の財産につき財産目録を作成し、財産を査定する。

外部管財人は、上記活動のために、債権者集会（債権者委員会）が別段の費用負担を定める場合を除き、債務者財産の負担で、独立鑑定人又はその他の専門家を依頼する。

債務者財産の査定は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、独立鑑定人が行う。

債権者集会（債権者委員会）は、鑑定費用を負担する者を、同人の同意を得て、定めることができ、費用を負担する者は、債務者財産から、順位外債権としては最後に弁済を受ける。

### 2 単一企業体債務者又は国家若しくは地方自治体が 25 パーセントを超える議決権株式を保有している株式会社債務者の財産は、本条第 3 項の定める場合を除き、国家財政監督機関の鑑定に関する意見を考慮し、独立鑑定人が査定する。

### 3 債権者集会又は債権者委員会の決議に基づき、倒産認定の直近の決算日の帳簿価額が 10 万ルーブルより低額の動産の査定は、独立鑑定人に依頼せずに行うことができる。

債務者発起人（社員）又は単一企業体債務者の財産所有者、倒産債権者及び全権機関は、連邦法令の定める手続に従い、財産査定の結果に対し、不服を申し立てることができる。

## 第 131 条 破産財団

### 1 債務者が破産手続開始時点で所有していた、また、破産手続において判明した債務者の全財産は、破産財団を構成する。

### 2 破産財団である債務者財産からは、取引制限が課されている財産、特定の活動の許認可を含む債務者の個人性に関する財産権、及び本連邦法の定めるその他の財産は、除外される。

担保目的物である財産は、破産財団において個別に考慮され、査定されなければならない。

連邦法令の定める場合、抵当権が設定された財産で、2003 年 11 月 11 日付け連邦法「抵当有価証券について」（以下「抵当証券法」という。）に従い債券が発行されたものは、破産財団から除外され、抵当証券を所持する債権者は、抵当証券法の定める手続に従い弁済を受ける。



- 3 破産管財人は、破産財団である財産を正確に把握するために、税理士、会計士及びその他の専門家を依頼することができる。

### 第 132 条 破産財団に含まれない債務者財産

- 1 債務者の財産に取引制限が課されている財産がある場合、破産管財人は、その所有者に対し、通知をする。
- 2 取引制限が課されている財産の所有者は、破産管財人から通知を受領した日から 6 か月以内に、破産管財人から当該財産を受け取るか、又は、当該財産を別の者に割り当てる。
- 3 取引制限が課されている財産の所有者が本条第 2 項の定める義務を履行しない場合、本条に別段の定めがあるときを除き、破産管財人からの通知を受領された日から 6 か月経過後、当該財産の保管にかかる費用は、当該所有者が負担する。
- 4 就学前児童保育施設、普通教育施設、医療施設、スポーツ施設及び生活保障制度に関する公共インフラストラクチャー（以下「社会的重要施設」という。）は、本連邦法第 110 条の定める手続に従い、コンクールス形式の競売を実施することにより売却する。

当該競売においては、社会的重要施設の買受人が当該施設の目的に合致した運営及び使用する義務を負うことが、絶対条件でなければならない。その他の条件は、債権者集会（債権者委員会）が地域自治機関の提案に基づき決定する。

社会的重要施設の売却価格は、独立鑑定人が決定する。売却代金は、破産財団に含まれる。

地域自治機関は、コンクールス形式の競売の実施後、社会的重要施設の買受人と競売設定条件の履行につき合意を締結する。

社会的重要施設の買受人が上記合意に違反した場合又は合意を履行しない場合、上記合意と社会的重要施設の売買契約は、地域自治機関の申立てに基づき、裁判所により解除されなければならない。

上記合意及び社会的重要施設の売買契約が裁判所により解除された場合、社会的重要施設は地方自治体の所有に移され、売買契約により支払われた資金は、地方予算から買受人に返却される。

- 5 社会的使用の住宅基金、及び、本条第 4 項の定める手続により売却されなかった社会的重要施設は、地域自治機関が代理する相応の地方自治体の所有に移され、破産管財人は、地域自治機関にその旨を通知する。
- 6 本条第 5 項の定める社会的使用の住宅基金及び各社会的重要施設の地方自治体への引渡しは、何らの追加条件を伴わず行われる。
- 7 本条第 5 項及び第 6 項の規定を履行しない地域自治機関の責任者は、連邦法令に従い責任を負う。

### 第 133 条 破産手続中の債務者の口座

- 1 破産管財人は、銀行又は金融機関において一口座（債務者の主要口座）のみを利用しなければならない、かかる口座がない場合、又は、開設している口座が機能しない場合は、本条に別段の定めがある場合を除き、破産手続中にかかる口座を開設しなければならない。

第三者が債務者に外国通貨建ての債務を負っている場合、破産管財人は、連邦法令の定める手続に従い、外貨建ての債務者口座を開設又は利用することができる。

主要口座以外で、破産手続開始時に判明し、又は破産手続中に判明した債務者の金融機関の口座は、本条に別段の定めがある場合を除き、破産管財人が閉鎖しなければならない。ただし、委託管理に関する支払のための口座及び業として証券取引に参加する者が仲介活動に使用する特別仲介口座は、この限りでない。閉鎖された口座に残されていた資金は、主要口座に移されなければならない。

銀行業務の許可に関し銀行及びその他の金融機関が口座開設契約の条件を履行しない場合、破産管財人は、本連邦法第 140 条の定める手続に従い、口座にある資金の払戻債権を譲渡することができる。

- 2 破産手続中に入金された資金も、債務者の主要口座に預金される。  
本連邦法第 134 条の定める手続に従った債権者への支払は、債務者の主要口座から行われる。
- 3 破産管財人は、仲裁裁判所、及び債権者集会（債権者委員会）に対し、これらの請求に基づき、月 1 回以下の頻度で、債務者の資金運用に関する報告書を提出する。
- 4 債務者が抵当証券法に従い抵当証券を発行した場合、破産管財人は、履行期が破産手続中に到来する抵当付き債権のための資金を預け入れるために、銀行又はその他の金融機関に別途口座を開設しなければならない、また、抵当物の換価手続において受け取った資金の預入れのために、専用の抵当口座を開かなければならない。  
債務者が複数回、複数種類の抵当証券を発行した場合、専用抵当口座は、それぞれ開設される。

抵当証券を所持する債権者に対しては、専用抵当口座から支払をし、抵当物の換価に関する費用の支払も同様である。

### 第 134 条 債権の弁済順位

1 以下の共益債権は、破産財団から、順位外で弁済を受ける。

- ・本連邦法第 28 条及び第 54 条の定める公告にかかる費用を含む裁判費用
- ・仲裁管財人及び登録簿管理人の報酬に関する費用
- ・債務者の業務遂行に必要な日常の公共料金及び操業原価
- ・倒産認定申立受理から倒産認定までの期間に発生した債権、及び、破産手続中に発生した債権。ただし、本連邦法に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- ・倒産認定申立受理後に発生した労働債権、及び、破産手続中に発生する債務者の被雇用者の給与債権
- ・その他、破産手続遂行に関連する費用

債務者又はその構成下部機関の活動中止が、技術破壊及び（若しくは）環境破壊、又は、人の死を招く可能性のある場合、このような結果を回避する措置の費用は、順位外で弁済される。

2 外国通貨で表示された共益金銭債権は、本連邦法の定める手続に従い弁済される。

3 本条第 1 項記載の共益金銭債権の弁済順位は、ロシア連邦民法第 855 条の手続に従い定められる。

4 債権は、以下の順序で弁済を受ける

- ・第一順位：生命・健康侵害の損害賠償請求権（定期払を現在価値に引き直して）、及び、精神的損害賠償請求権
- ・第二順位：労働契約に基づき働いている者・働いていた者の退職金及び給与債権、並びに、知的活動の結果に対する著者の報酬債権
- ・第三順位：その他の債権

債務者財産により担保されている債権は、担保設定契約の締結前に発生した第一順位及び第二順位債権者を除き、他の債権者に優先して、担保物の価値から弁済を受ける。

5 破産手続中も業務を継続する被雇用者及び破産手続中に雇用した者への給与の支払に際し、破産管財人は、法令の定める控除（扶養、所得税、労働組合費、保険料等）、及び、連邦法令に従い雇用主が負担する支払を行わなければならない。

### 第 135 条 第一順位債権者への弁済額及び弁済方法

1 債務者に対する個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権額は、仲裁裁判所が債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出した日における 70 歳までの分割払総額（ただし、10 年間以上）を、現在価値に引き直して算出する。分割払債権の引直しの手続及び条件は、ロシア連邦政府が決定する。

当該個人が 70 歳を超える場合、引直しの期間は 10 年とする。

2 本条第 1 項の定める手続に従い決定される額の引直し債権が弁済された場合、債務者の当該分割払債務は消滅する。

3 引直し額での債務者に対する個人の債権は、当該個人が同意する場合、ロシア連邦に移譲される。

当該債権がロシア連邦に移譲された場合も、当該債権は第一順位で弁済される<sup>5</sup>。

この場合、債務者の個人に対する引き直された分割債務はロシア連邦に移譲され、ロシア連邦政府の定める手続に従い、連邦法令によりロシア連邦が履行する<sup>6</sup>。精神的損害賠償請求権は、司法判断の定める額で弁済される。

### 第 136 条 第二順位債権者への弁済額及び弁済方法

1 労働契約に基づき働いている者・働いていた者の退職金及び給与債権又は知的活動の結果に対する著者の報酬債権の債権額を決定する際には、仲裁裁判所が倒産認定の申立てを受理した日における未払分が考慮される。

2 仲裁裁判所が債務者の倒産認定の申立てを受理する決定を出してから債務者の倒産を認定し破産手続を開始するまでの期間に、労働契約に基づき働いている者・働いていた者の給与債権又は知的活動の結果に対する

<sup>5</sup> 債務者が、引直しを行った額を、ロシア連邦社会保険基金に振り込む方法により行われる。

<sup>6</sup> ロシア連邦社会保険基金が、当該個人に対し、支払を行う。

著者の報酬債権が全額弁済されなかった場合、債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定が出されるまでに弁済されなかった部分は、共益債権として弁済されなければならない。

### 第 137 条 第三順位債権

- 1 第三順位債権の債権額を決定する際には、倒産債権者及び全権機関の債権を考慮する。
- 2 仲裁裁判所が倒産認定申立受理決定を出してから破産手続開始までの期間に義務的支払金が全額支払われなかった場合、債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定が出されるまでに支払を受けなかった債務は、順位外で弁済される。
- 3 第三順位債権である、逸失利益としての損害賠償請求権、義務的支払金債権の不履行又は不適切な履行に対するものも含む違約罰（違約金、遅延利息）及びその他の経済制裁の請求権は、債権登録簿において別途考慮され、元本及び利息の弁済後に弁済されなければならない。
- 4 債務者の財産により担保されている第三順位債権の算定及び弁済は、本連邦法第 138 条が定める。

### 第 138 条 債務者財産により担保されている債権

- 1 債務者財産により担保されている債権は、第三順位債権とされる。
- 2 債務者財産により担保されている債権は、担保目的物の売却代金から、担保設定契約の締結前に発生した第一順位及び第二順位債権者を除き、他の債権者に優先して、弁済を受ける。  
担保目的物の売却代金より弁済されなかった被担保債権は、第三順位債権として弁済される。
- 3 担保目的物の売却は、公開競売によって行われる。

### 第 139 条 債務者財産の売却

- 1 破産管財人は、債務者財産の財産目録作成及び財産査定が完了した日から 1 か月以内に、債権者集会（債権者委員会）に対し、債務者財産の売却についての方法、期間及び条件を提案し、承認を求めなければならない。財産売却は、売買契約締結日から 1 か月以内、又は、買主に所有権が移転してから 7 日以内に、売却代金を受け取ることを条件としなければならない。
- 2 債権者集会（債権者委員会）が、財産の売却方法、期間及び条件の提案を破産管財人から受けてから 2 か月以内に、当該方法、期間及び条件を承認しなかった場合、債権者集会（債権者委員会）又は破産管財人は、仲裁裁判所に対し、当該争いの解決を申し立てることができる。  
仲裁裁判所は、上記争いの審理の結果、財産売却の方法、期間及び条件を承認し、又は、破産管財人を解任する。
- 3 破産手続において財産売却の方法、期間及び条件を変更しなければならない状況が発生した場合、破産管財人は、当該状況が発生してから 1 か月以内に、債権者集会（債権者委員会）に対し、財産売却の方法、期間及び条件の変更を提案し、承認を求めなければならない。
- 4 破産管財人は、本連邦法が別段の売却手続を定める場合を除き、債務者財産の目録作成及び財産査定の後、公開競売における債務者財産の売却を開始する。
- 5 競売における売却開始価格は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、独立鑑定人が決定する。
- 6 企業及びその他の債務者財産の売却は、本連邦法第 110 条第 3 条から第 8 条まで及び第 111 条の定める手続及び条件、並びに、本章の定める特則に従い、実施される。

### 第 140 条 債務者の債権の譲渡

- 1 破産管財人は、債権者集会（債権者委員会）の同意を得て、債務者の有する債権を、売買により譲渡することができる。
- 2 債務者債権の売却は、連邦法律に別段の定めがある場合又は債権の本質に起因し別段の定めが生じる場合を除き、破産管財人が、本連邦法第 111 条第 3 項及び第 5 項の定める手続及び条件により行う。債務者債権の売買契約は、以下を条件としなくてはならない。
  - ・債権売買契約の締結日から 15 日以内に、債権売却代金が支払われる。
  - ・全額の支払後に債権が譲渡される。
- 3 破産管財人と債権者集会（債権者委員会）との間に債権の売却方法について争いがある場合、当該争いは、本連邦法第 139 条第 2 項の定める手続に従い解決される。

## 第 141 条 破産手続における資産の置換

- 1 破産手続中、債権者集会において全担保権者が債務者資産の置換の決議に賛成したことを条件として、当該決議に基づき、債務者の資産を置換することができる。
- 2 債務者資産の置換は、本連邦法第 115 条第 2 項から第 6 項までに定める手続及び条件により、実施される。

## 第 142 条 破産手続における債権者への支払

- 1 破産管財人又は本連邦法第 125 条及び第 113 条により債務者債務を弁済する権利を有する者は、債権登録簿に従い、債権者への支払を行う。  
債権額は、本連邦法第 100 条の定める手続に従い確定される。  
債権登録簿は、債務者の倒産認定・破産手続の開始が公告された日から 2 か月経過後、閉鎖される。
- 2 各弁済順位の債権は、債務者財産により担保されている債権の弁済について本連邦法の定める場合を除き、それに優先する順位の債権が全額弁済された後、弁済を受ける。  
破産管財人は、債権者の口座に資金を振り込むことができない場合、債務者の所在地を管轄する公証人に対し、支払うべき金額を供託し、債権者に対し通知する。  
債権者が公証人に供託されてから 3 年以内に供託金を受領しない場合、公証人は、当該金を連邦予算に繰り入れる。
- 3 弁済のための資金が同順位の債権全てを弁済するには不十分である場合、当該順位の債権は、本連邦法に別段の定めがある場合を除き、債権登録簿に記載された債権額に応じて按分弁済される。
- 4 債権登録簿閉鎖後に届出がされた債権者及び（又は）全権機関の債権、並びに、破産手続開始後に発生した義務的支払金は、届出日に関係なく、債権登録簿に含まれる債権が弁済された後に残った債務者の財産から弁済を受ける。  
当該債権についての支払は、本条の定める手続に従い、破産管財人が行う。
- 5 全債権者への支払が完了する前（債権登録簿閉鎖後も含む。）であって、所定期間に届出がされた第一順位債権の弁済の終了後に届出がされた、第一順位の債権は、次順位の債権が弁済される前に弁済されなければならない。当該第一順位債権が全額弁済されるまで、次順位の債権の弁済は停止する。  
当該債権が第一順位債権の弁済の終了前に届出がされた場合、当該債権は、所定期間に届出がされた第一順位債権の弁済終了後に資産があれば、その終了後に弁済されなければならない。  
全債権者への支払が完了する前（債権登録簿閉鎖後も含む。）に届出がされた第二順位債権は、本項第 1 段及び第 2 段が定めると同様の手続に従い、弁済されなければならない。
- 6 ある債権につき、当該順位の債権への支払が開始した時点で、破産管財人と当該債権の債権者との間の争いが仲裁裁判所（裁判所）において審理されている場合、破産管財人は、当該債権の按分弁済に足る額の資金を残しておかななければならない。
- 7 所定期間内に届け出たが、第三順位債権への支払が開始した後に仲裁裁判所が確定した第三順位債権は、第三順位債権の弁済のために定められた額で、弁済されなければならない。
- 8 満足を受けた債権は、弁済されたものとみなされ、代替物（物・金銭）による履行の合意に達した債権、破産管財人が相殺を主張した債権、又は、その他の事由により消滅した債権も、同様に、弁済されたものとみなされる。  
代替物（物・金銭）による履行は、担保が設定されていない債務者財産のみにより、可能である。  
相殺及び代替物（物・金銭）による履行による債権の弁済は、債権の弁済順位及び按分弁済に従う場合に限り、認められる。
- 9 代替物（物・金銭）による履行の合意による債権の弁済は、債権者集会（債権者委員会）が当該合意に同意した場合、認められる。  
契約の更改の合意による債権の弁済は、破産手続においては、認められない。  
財産が不十分なために満足を受けられなかった債権も、弁済されたものとみなされる。破産管財人が認めなかった債権も、債権者が仲裁裁判所に対し申し立てなかった場合、又は、仲裁裁判所が債権に根拠がないと認めた場合、弁済されたものとみなされる。
- 10 破産管財人は、債権の弁済の情報を債権登録簿に記載する。

- 11 破産手続中、全額の弁済を受けなかった債権者は、倒産事件において弁済を受けなかった額につき、第三者が不法に占有していた債務者財産に対し強制執行を申し立てる権利を有する。かかる財産が存在しない場合、又は、第三者の申立てがある場合、裁判所は、債務者財産への強制執行の申立てがなくとも、相応の額を徴収して当該債権者の債権を満足させることができる。当該債権は、連邦法律の定める期間、請求することができる。

#### 第 143 条 破産管財人の活動に対する監督

- 破産管財人は、債権者集会が別段定める場合を除き、毎月 1 回以上、債権者集会（債権者委員会）に対し、自己の活動の報告書、破産手続開始時及び手続中における債務者の財務状況及び財産に関する情報、並びにその他の情報を提出する。
- 破産管財人の報告書は、以下の情報を含まなければならない。
  - 財産目録作成及び財産査定の経過及び結果に関する情報を含め、破産財団の形成に関する情報
  - 債務者の主要口座に入金された資金の額及びその入金元
  - 債務者の財産の換価経過及びその換価により得られた総額
  - 破産管財人が第三者に請求した債権の数及びその総額
  - 債務者の財産を保全する措置、及び、第三者が占有する債務者の財産を明らかにし取り戻す措置
  - 債務者の法律行為を無効と認定する措置、及び、債務者の契約の履行を拒絶する措置
  - 債権の総額、また、弁済順位ごとの額も記載された債権登録簿の管理
  - 破産手続中も業務を継続する被雇用者数、及び、破産手続中に解雇される被雇用者数
  - 破産管財人による債務者の銀行口座の閉鎖及びその結果
  - 破産手続実施に要した費目及びその総額
  - 債務者が倒産に至ったことに関連し債務者の債務につきロシア連邦法令に従い補充責任を負う第三者の補充責任の有無
  - 破産管財人により、及び、債権者集会（債権者委員会）又は仲裁裁判所の請求により決められた破産手続に関する情報
- 破産管財人は、仲裁裁判所の請求により、仲裁裁判所に対し、自己の活動報告も含め、破産手続の実施に関する全ての情報を提供しなければならない。

#### 第 144 条 破産管財人の解任

- 破産管財人は、破産管財人本人からの解任の申立てに基づき、及び、連邦法律の定めるその他の場合に、仲裁裁判所により解任されうる。
- 仲裁裁判所は、破産管財人を解任した場合、本連邦法第 127 条第 1 項の定める手続に従い、新たに破産管財人を承認する。
- 破産管財人解任の仲裁裁判所決定は、直ちに執行されなければならないが、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

#### 第 145 条 破産管財人の罷免

- 破産管財人は、以下の場合、仲裁裁判所により罷免されうる。
  - 破産管財人が職務を履行せず、又は不適切に履行した場合で、債権者集会（債権者委員会）の申立てに基づくとき。
  - 仲裁裁判所が破産管財人の職務の不履行又は不適切な履行に対する倒産事件の参加者の異議を認める場合で、当該不履行又は不適切な履行が異議申立人の権利又は法的利益を侵害し、かつ、債務者若しくは債権者に損害を与え、又は、損害を与える可能性があるとき。
  - 破産管財人としての承認を妨げる状況が判明し、また、このような状況が、破産管財人に承認された後に発生したとき。

裁判所は、破産管財人の罷免と同時に、本連邦法第 127 条第 1 項の定める手続に従い、新たに破産管財人を承認する。

- 破産管財人罷免の仲裁裁判所決定は、直ちに執行されなければならない。
- 破産管財人罷免の仲裁裁判所決定に対しては、不服を申し立てることができる。

## 第 146 条 外部管財への移行の可能性

- 1 債務者につき、財政健全化及び（又は）外部管財が開始されたことがなく、かつ、財務分析の資料により、債務者の支払能力が回復しうると信じるに足る十分な事由が、破産手続中に、破産管財人に判明した場合、破産管財人は、仲裁裁判所に対し破産手続の中止及び外部管財への移行を申し立てるか否かを審議するために、当該状況が判明してから 1 か月以内に、債権者集会を招集しなければならない。
- 2 仲裁裁判所に対し破産手続の中止及び外部管財への移行を申し立てる決議は、債権登録簿に含まれ、当該事項を審議する債権者集会が開催された日において弁済を受けていない債権者の総議決権の過半数の賛成により採択される。

仲裁裁判所に対し破産手続の中止及び外部管財への移行を申し立てる債権者集会の決議は、外部管財の予定期間及び外部管財人候補者の要件を含まなければならない。

仲裁裁判所は、破産手続の中止及び外部管財への移行の債権者集会の申立てに基づき、破産手続を中止し外部管財へ移行する決定を出すことができる。

当該決定は、債務者に自立的に経済活動を遂行するに必要な財産がある場合に限り、出すことができる。

- 3 破産手続の中止及び外部管財への移行の決定が出された場合、以下の効果が発生する。
  - ・本章の定める債務者の経営機関への制限が終了する。
  - ・債権登録簿が開かれる。
  - ・破産手続中に発生した金銭債権及び義務的支払金は、外部管財への移行決定が出された日から、共益債権とみなされる。
  - ・破産手続開始時点で弁済期の到来していなかった債権も、外部管財への移行決定が出された日から、共益債権とみなされる。
  - ・破産手続中に支払を受けた債権は、弁済されたものとされ、復活しない。

債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定が出されるまでに発生した債権者及び全権機関の金銭債権及び義務的支払金に対しては、破産手続中、本連邦法第 95 条第 2 項の定める額及び手続による利息が発生する。

- 4 破産手続が開始した日から外部管財への移行決定が出された日まで 3 か月未満である場合、本連邦法第 102 条第 1 項の定める期間は、外部管財人の承認まで停止する。

## 第 147 条 破産管財人による破産手続実施の結果報告書

- 1 破産管財人は、債権者への支払が完了した後、及び、本連邦法第 57 条の定める場合に倒産事件手続が終了した際、仲裁裁判所に対し、破産手続実施の結果報告書を提出しなければならない。
- 2 破産管財人の報告書には、以下が添付される。
  - ・債務者の財産売却を証明する書面
  - ・弁済額を記載した債権登録簿
  - ・債権の弁済を証明する書面
  - ・1996 年 4 月 1 日付け連邦法「年金保障制度における個人（年金者）勘定について」第 6 条第 2 項第 1 号から第 7 号まで及び第 11 条第 2 項に従った情報を、ロシア連邦年金基金機関に対し提出したことを証明する書面

## 第 148 条 債権弁済後の債務者の残余財産

- 1 売却に出されたが破産手続中に売却されなかった債務者の財産を、債権者が債権の弁済として受領することを拒否し、単一企業体債務者の財産所有者又は債務者発起人（社員）が、上記財産についての権利を行使しない場合、破産管財人は、債務者財産の所在地の地域自治機関に対し、上記財産につき通知する。
- 2 地域自治機関は、通知を受領した日から 30 日以内に、本条第 1 項記載の財産を自己の資産勘定に入れ、保管費用を全て負担する。
- 3 地域自治機関が本条第 1 項の財産の受入れを拒否又は回避する場合、破産管財人は、倒産事件手続が係属している仲裁裁判所に対し、当該地域自治機関に強制的に当該財産を受け入れさせるよう申し立てなければならない。
- 4 本条第 1 項の定める財産の引渡しにつき破産管財人と地域自治機関との間に争いがある場合、地域自治機関は、破産管財人の通知を受領した日から 14 日以内に、破産管財人に対し、争いの議事録を送付しなければならない。

ない。

破産管財人は、当該議事録を拒否する場合、倒産事件手続が係属している仲裁裁判所に対し、争いの審理を申し立てなければならない。

5 仲裁裁判所は、本条第4項の申立ての審理の際、係争財産の地域自治機関への引渡条件を決定する。

6 仲裁裁判所は、本条第3項及び第4項の申立ての審理の結果に基づき、決定を出す。

係争財産の保管費用は、破産管財人の申立ての審理の結果に基づき決定が出された日から、相応の公的予算が負担する。

7 破産管財人の申立てを審理した結果に基づき出された仲裁裁判所の決定は、直ちに執行されなければならない。

地域自治機関が当該仲裁裁判所決定を執行せず、又は適時執行しない場合であっても、仲裁裁判所が破産手続終了決定を拒否する事由にはならない。

8 破産管財人の申立てを審理した結果に基づき出された仲裁裁判所の決定に対しては、不服を申し立てることができる。

## 第149条 破産手続の終了

1 仲裁裁判所は、破産管財人の破産手続実施の結果報告書を審理した後、破産手続を終了する決定を出し、本連邦法第125条に従い債権が弁済されている場合、倒産事件手続を終結する決定を出す。

破産手続終了決定は、直ちに執行されなければならない。

倒産事件手続終結決定は、直ちに執行されなければならない。

倒産事件手続終結決定が出された場合、債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定は、それ以上執行されてはならない。

2 破産管財人は、破産手続終了の仲裁裁判所決定を受領した日から5日以内に、法人国家登記機関に対し、当該決定を提出しなければならない。

3 破産手続終了の仲裁裁判所決定は、法人統一国家登記簿に債務者の清算を記載する事由となる。

当該記載は、仲裁裁判所決定が法人国家登記機関に提出された日から5日以内に行われなければならない。

破産手続終了の仲裁裁判所決定に対しては、債務者の清算が法人統一国家登記簿に記載される日まで、不服を申し立てることができる。

4 法人統一国家登記簿に債務者の清算が記載された日に、破産手続は終了したものとみなされる。

## 第8章 和議

### 第150条 和議締結の総則

1 債務者、倒産債権者及び全権機関は、仲裁裁判所による倒産事件審理のどの段階においても、和議を締結することができる。

2 倒産債権者及び全権機関の側においては、和議締結は、債権者集会が決議する。和議締結の債権者集会決議は、債権登録簿に記載されている倒産債権者及び全権機関の総議決権の過半数の賛成、かつ、債務者の財産に担保権を設定している全債権者の賛成を得た場合に、採択されたものとみなされる。

和議締結につき議決権を行使する倒産債権者の代理人及び全権機関の代理人の権限は、委任状に特に明記されなければならない。

債務者の側においては、和議締結は、個人債務者若しくは債務者代表者としての職務を遂行する法人債務者の代表者、又は、外部管財人若しくは破産管財人が決定する。

3 和議の定める権利及び義務を引き継ぐ第三者は、和議に参加することができる。

4 和議は、仲裁裁判所が承認する。

仲裁裁判所は、和議承認に際し、和議承認決定を出し、当該決定に倒産事件手続終結が記載される。和議が破産手続中に締結される場合、和議承認決定には、債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定は執行されない旨が記載される。

5 和議は、仲裁裁判所が承認した日から、債務者、倒産債権者、全権機関及び和議に参加した第三者に対し、法的効力を有し、これらの者に義務を生じさせる。

6 法的効力を生じた和議の履行を一方的に拒絶することは、認められない。

### 第 151 条 監視手続における和議締結の特則

- 1 債務者の側においては、和議締結は、個人債務者、法人債務者の代表者又は代表者として職務を遂行する者が決定する。
- 2 和議が、連邦法令及び（又は）債務者の設立文書により債務者の経営機関の決定に基づき行われる法律行為であり、又は、債務者の経営機関の同意（容認）を必要とする法律行為である場合、債務者の名による和議は、上記経営機関の決定又は同意（容認）を得た後に、締結することができる。
- 3 和議には、一時管財人の同意は必要ない。
- 4 債務者、一時管財人又は倒産債権者の利害関係人に当たる第三者が和議の締結に参加する場合、当該法律行為における利害関係の存在及び性質は、あらかじめ、債権者集会に知らされなければならない、和議は、利害関係が生じる法律行為である旨の情報を含み、かつ、明確にその利害関係の性質を記載しなければならない。
- 5 本条第 2 項の規定は、債権者集会が倒産債権者及び全権機関の名において和議を締結することを決議することを禁じるものではない。
- 6 監視手続において和議を締結する場合、和議は、和議締結を決議した債権者集会開催日において債権登録簿に含まれている倒産債権者及び全権機関の債権に適用される。

### 第 152 条 財政健全化手続における和議締結の特則

- 1 債務者の側においては、和議締結は、法人債務者の代表者又は代表者として職務を遂行する者が決定する。
- 2 和議が連邦法令及び（又は）債務者の設立文書により債務者の経営機関の決定に基づき行われる法律行為であり、又は、債務者の経営機関の同意を必要とする法律行為である場合、債務者の名による和議は、上記の経営機関の決定又は同意を得た後に、締結することができる。
- 3 和議には、管理管財人の同意は必要ない。
- 4 債務者、管理管財人又は倒産債権者の利害関係人に当たる第三者が和議の締結に参加する場合、当該法律行為における利害関係の存在及び性質は、あらかじめ、債権者集会に知らされなければならない、和議は、利害関係が生じる法律行為である旨の情報を含み、かつ、明確にその利害関係の性質を記載しなければならない。
- 5 本条第 2 項の規定は、債権者集会が倒産債権者及び全権機関の名において和議を締結することを決議することを禁じるものではない。
- 6 財政健全化手続において和議を締結する場合、和議は、和議締結を決議した債権者集会開催日において債権登録簿に含まれている倒産債権者及び全権機関の債権に適用される。

### 第 153 条 外部管財手続における和議締結の特則

- 1 債務者の側においては、和議締結は、外部管財人が決定する。
- 2 和議が連邦法令及び（又は）債務者の設立文書により債務者の経営機関の決定に基づき行われる法律行為であり、又は、債務者の経営機関の同意（同機関の容認）を必要とする法律行為である場合、債務者の名による和議は、上記の経営機関の決定又は同意（容認）を得た後に、締結することができる。
- 3 債務者、外部管財人又は倒産債権者の利害関係人に当たる第三者が和議の締結に参加する場合、当該法律行為における利害関係の存在及び性質は、あらかじめ、債権者集会に知らされなければならない、和議は、利害関係が生じる法律行為である旨の情報を含み、かつ、明確にその利害関係の性質を記載しなければならない。
- 4 外部管財手続において和議を締結する場合、和議は、和議締結を決議した債権者集会開催日において債権登録簿に含まれている倒産債権者及び全権機関の債権に適用される。
- 5 本条第 2 項の規定は、債権者集会が倒産債権者及び全権機関の名において和議を締結することを決定することを禁じるものではない。

### 第 154 条 破産手続における和議締結の特則

- 1 債務者の側においては、和議締結は、破産管財人が決定する。
- 2 和議が連邦法令及び（又は）債務者の設立文書により債務者の経営機関の決定に基づき行われる法律行為であり、又は、債務者の経営機関の同意（同機関の容認）を必要とする法律行為である場合、債務者の名による和議は、上記の経営機関の決定又は同意（容認）を得た後に、締結することができる。
- 3 債務者、破産管財人又は倒産債権者の利害関係人に当たる第三者が和議の締結に参加する場合、和議は、利



- 害関係が生じる法律行為である旨の情報を含み、かつ、明確にその利害関係の性質を記載しなければならない。
- 4 破産手続において和議を締結する場合、和議は、和議締結を決議した債権者集会開催日において債権登録簿に含まれている倒産債権者及び全権機関の全債権に適用される。

### 第 155 条 和議の形式

- 1 和議は、書面で締結される。
- 2 債務者側においては、本連邦法に従い和議締結を決定する者が署名する。倒産債権者及び全権機関の名においては、債権者集会の代表者又は当該事項につき債権者集会から権限を付与された者が、和議に署名する。
- 3 第三者が和議に参加する場合、第三者としては、第三者本人又はその授權代理人が、和議に署名する。

### 第 156 条 和議の内容

- 1 和議は、債務者の金銭債務の履行方法及び履行期に関する条項を含まなければならない。  
各倒産債権者及び（又は）全権機関の同意により、和議は、代替物（物・金銭）による履行、資本持分への債権の変換、株式への債権の変換、株式に転換される社債・其他有価証券への債権の変換、契約の更改、債務免除、又は、連邦法律の定めるその他の方法で債権登録簿に含まれるその他の債権者の権利を侵害しない方法により、債務者の債務を消滅させる条項を定めることができる。  
和議は、債権登録簿に含まれる義務的支払金の支払期及び支払方法を変更する条項を含むことができる。  
税金に関する法令により徴収される義務的支払金の支払に関する和議の条項は、税金に関する法令の要件に抵触してはならない。  
倒産債権者の金銭債権の弁済により、倒産債権者が、金銭債権の債権者<sup>7</sup>に優越することがあってはならない。
- 2 和議に従い金銭により弁済されるべき債権の未払部分については、仲裁裁判所が和議を承認した日から当該未払部分が弁済される日まで、本連邦法第 95 条第 2 項の定める額で、利息が発生する。  
債権者の同意により、和議には、最低利率、利息の発生する最低期間及び利息の免除を定めることができる。
- 3 和議締結の決議に反対し、又は、議決に参加しなかった倒産債権者及び全権機関に対する和議の条件は、決議に賛成した倒産債権者及び全権機関に対する条件より、不利益であってはならない。  
債務者の債務を担保するために債務者の財産に設定された担保権は、和議に別段の定めがある場合を除き、保全される。
- 4 和議締結の決議に賛成した倒産債権者及び（又は）全権機関、債務者の発起人（社員）、並びに、単一企業体債務者の財産所有者は、和議締結の決議に反対し、若しくは決議に参加しなかった倒産債権者の金銭債権を全額弁済し、又は、和議締結の決議に反対し、若しくは決議に参加しなかった全権機関の債権の弁済（本連邦法に従い発生する利息及び違約罰（違約金、遅延利息）の支払を含む。）に必要な資金を債務者に対し提供することができる。この場合、倒産債権者は債務者に代わってされた弁済の提供を受領しなければならない、債務者は提供された資金により全権機関の債権を弁済しなければならない、倒産債権者の債権は、債務者の債務を履行した者に移転する。全権機関の債権の弁済のために債務者に提供された資金は、無利息で請求時を支払期日とする金銭消費貸借契約の条件により、提供されたものとみなされる。

### 第 157 条 第三者の和議への参加

- 1 債権登録簿に含まれる債権者及び倒産認定申立受理日以降に発生し和議締結までに履行期が到来した債権の債権者の権利及び法的利益を侵害しない場合、第三者の和議への参加が認められる。
- 2 和議に参加した第三者は、和議に基づく債務者の債務につき、保証・銀行保証を提供し、又は、その他の方法により、債務者の債務の履行を保証・担保することができる。

### 第 158 条 仲裁裁判所による和議承認の要件

- 1 仲裁裁判所は、第一順位及び第二順位債権の弁済後に限り、和議を承認することができる。
- 2 債務者、外部管財人又は破産管財人は、和議締結日から 5 日経過後 10 日以内に、仲裁裁判所に対し、和議の承認を申し立てなければならない。

<sup>7</sup> 倒産債権者ではない金銭債権の債権者（本法第 2 条参照）のうち倒産債権者に優越して弁済を受けることができるもののことを指すと思われる。

- 3 和議の承認の申立書には、以下の書面を添付しなければならない。
  - ・和議の原文
  - ・和議の締結を決議した債権者集会の議事録
  - ・債務者に債権を届け出なかったが、判明している倒産債権者及び全権機関の住所及び債権額を含めた一覧
  - ・債権登録簿
  - ・第一順位及び第二順位債権が弁済されたことを証明する書面
  - ・本連邦法が法人債務者の経営機関の決定を要求する場合は、その決定書
  - ・和議締結の決議に参加せず、又は、決議に反対した倒産債権者及び全権機関の不服書
  - ・本連邦法の定めるその他の必要書面
- 4 仲裁裁判所は、倒産事件の参加者に対し、和議承認の申立てを審理する期日を通知する。相応の方法により通知を受けた者が審理に欠席しても、和議承認申立ての審理は妨げられない。
- 5 債権者の代理人が本連邦法、委任状又は債権者の設立文書により与えられた権限を超えて和議締結の議決に賛成し、債務者側において活動する者が当該権限の制限を知り、又は知りえたことが証明された場合、和議の承認は拒否されうる。

債務者側において活動する者が債権者の代理人の権限の制限を知り、又は知りえた場合であっても、当該代理人の票が和議締結の決議に影響しない場合、仲裁裁判所は、和議を承認することができる。

### 第 159 条 仲裁裁判所による和議承認の効果

- 1 倒産手続中における仲裁裁判所による和議承認は、倒産事件手続の終結事由となる。
- 2 和議が財政健全化手続中に承認された場合、債務弁済計画表の履行は終了する。

和議が外部管財手続中に承認された場合、モラトリアムの効力は終了する。
- 3 仲裁裁判所が、破産手続中、和議を承認した場合、債務者の倒産認定・破産手続の開始の仲裁裁判所本案決定は、和議承認日から、それ以上執行されてはならない。
- 4 一時管財人、管理管財人、外部管財人及び破産管財人の権限は、和議承認日に終了する。

法人債務者の外部管財人及び破産管財人の職責にあった者は、債務者の代表者が任命（選任）される日まで、引き続き自己の権限を行使する。

債務者は、債務者の代表者が任命（選任）された日から、仲裁管財人がそれまでに提起した訴訟について、訴訟手続の権利承継者となる。
- 5 和議が承認された日から、債務者又は第三者は、債権者に対する弁済を開始する。

### 第 160 条 仲裁裁判所による和議承認の拒否

- 1 仲裁裁判所は、第一順位及び第二順位の債権が弁済されていない場合、和議の承認を拒否する。
- 2 以下の事由は、仲裁裁判所による和議不承認の事由となる。
  - ・本連邦法の定める和議締結の手続に違反している。
  - ・和議の形式が守られていない。
  - ・和議が第三者の権利を侵害する。
  - ・和議の条項が、本連邦法、他の連邦法令及びその他の規範的文書に抵触する。
  - ・民事法令の定める無効な法律行為の事由が存在する。
- 3 和議の承認拒否について、仲裁裁判所は決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

### 第 161 条 和議承認の拒否の効果

- 1 和議は、仲裁裁判所が承認拒否決定を出した場合、締結されていないものとみなされる。
- 2 仲裁裁判所が和議承認拒否決定を出したことにより、新たな和議の締結が妨げられることはない。

### 第 162 条 和議承認決定に対する異議及び再審理

- 1 倒産事件の参加者、和議に参加した第三者、並びに、和議により権利及び法的利益が侵害され、又は侵害される可能性のあるその他の者は、ロシア連邦仲裁訴訟法の定める手続に従い、和議に異議を出し、不服を申し立てることができる。
- 2 和議承認決定は、以下の場合に、新たに判明した事情に基づき、再審理されうる。

- ・和議承認の時点において、和議の承認を妨げる事情が存在せず、又は、異議申立人が当該事情を知りえなかった。
  - ・異議申立人が和議締結に参加しなかったが、和議が当該申立人の権利及び法的利益を侵害している。
- 異議申立人は、和議承認決定の再審理事由となる事情が明らかになった日から1か月以内に、本条の定める事由に基づき、和議承認決定の再審理を申し立てることができる。

### 第163条 和議承認決定の取消しの効果

1 和議承認決定が取り消されると、倒産事件手続は再開する。倒産事件手続の再開について、仲裁裁判所は決定を出し、当該決定は、直ちに執行されなければならない、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

債務者につき倒産事件手続が再開した場合、和議が締結された時点での手続が開始する。仲裁管財人候補者は、前手続において管財人候補者を推薦した管財人自治組織が、本連邦法第45条の定める手続に従い、仲裁裁判所に推薦する。

仲裁管財人は、和議承認日から1か月以内に、本連邦法第73条第1項の定める決議をする債権者集会を開催しなければならない。

和議承認決定が取り消され、債務者につき新たな倒産事件手続が開始された場合、和議締結に参加した倒産債権者及び全権機関は、新たな倒産事件において、本連邦法の定める内容及び金額で、債務者に対する債権を届け出ることができる。

2 和議承認決定が取り消された場合、履行期が延期され、及び（若しくは）分割払とされた債権、又は、一部免除をした債権については、弁済を受けていない部分の債権が復活する。

3 和議承認決定が取り消されても、第一順位及び第二順位債権者に、履行により受けたものを債務者に返還する義務は生じない。

4 和議承認決定が取り消された場合、債務者の倒産事件手続再開の公告は、手続再開決定を出した仲裁裁判所が、本連邦法第28条の定める手続に従い行う。

5 本連邦法に違反しない和議の条項に従い支払を受けた債権は、弁済されたものとみなされる。優先的扱いを定めた和議の条項、又は、他の債権者の権利及び法的利益を縮小する和議の条項に従い弁済を受けた債権者は、和議の履行により受けたもの全てを返還しなければならない。この場合、当該債権者の債権は、債権登録簿に再び記載される。

債権者及び全権機関の債権の内容及び金額は、倒産事件手続が再開した日において決定される。

6 本条の定めていない事項については、民事法令の定める法律行為の無効の効果が適用される。

### 第164条 和議の解除

1 仲裁裁判所が承認した和議は、各債権者と債務者の同意により解除することはできない。

2 和議は、和議承認日において倒産債権者及び全権機関の債権の4分の1以上の債権を有していた倒産債権者及び（又は）全権機関の申立てに基づき、全ての倒産債権者及び全権機関について、仲裁裁判所が解除することができる。

和議承認日において、合計して倒産債権者又は全権機関の債権の4分の1以上の債権を有していた倒産債権者又は全権機関は、当該債権につき債務者が和議を履行しない場合又は和議の条項に違反した場合、全ての倒産債権者及び全権機関について、和議の解除を申し立てることができる。

### 第165条 和議解除の申立ての審理手続

1 和議の解除に関する争いは、倒産事件を審理する仲裁裁判所が審理する。

2 和議解除の申立書には、自己の債権が和議の条項に従い履行されていない、及び（又は）、自己の債権につき債務者が和議の条項に違反している倒産債権者又は全権機関が署名する。

3 仲裁裁判所に和議解除の申立書が提出された場合、仲裁裁判所は、当該申立てを審理する法廷期日を指定する決定を出す。

特定の債権者についての和議解除の申立てを審理する裁判法廷の日時については、債務者、和議解除を申し立てた倒産債権者又は全権機関、及び、和議に参加した第三者に通知される。

全ての倒産債権者及び全権機関についての和議解除の申立てを審理する裁判法廷の日時については、和議承認日における倒産事件の参加者、及び、和議に参加した第三者に通知される。

- 4 仲裁裁判所により承認された和議の解除の申立ての審理結果に基づき、裁判所は決定を出し、当該決定は、直ちに執行されなければならない、当該決定に対しては、ロシア連邦仲裁訴訟法の定める手続に従い、不服を申し立てることができる。
- 5 仲裁裁判所は、和議解除の申立てを棄却する場合、和議解除棄却決定を出す。

#### 第 166 条 全ての倒産債権者及び全権機関に対する和議解除の効果

- 1 全ての倒産債権者及び全権機関について和議が解除されると、債務者につき新たな倒産事件において倒産手続が開始されている場合を除き、倒産事件手続は再開する。

債務者につき倒産事件手続が再開した場合、和議が締結された時点での手続が開始する。仲裁管財人候補者は、前手続において管財人候補者を推薦した管財人自治組織が、本連邦法第 45 条の定める手続に従い、仲裁裁判所に推薦する。

和議が解除された場合、債務者につき新たに開始された倒産事件の倒産手続では、和議の対象となっていた倒産債権者及び全権機関は、本条の定める内容及び金額で、債務者に対する債権を届け出ることができる。

- 2 倒産事件の再開に際しては、債権者の債権額は、和議承認日における債権登録簿に基づき決定される。この場合、本連邦法に従い和議の履行により弁済を受けた倒産債権者及び全権機関の債権は、本条の定める場合を除き、債権登録簿に記載されない。
- 3 全ての倒産債権及び全権機関について和議が解除されても、和議の履行により弁済を受けた倒産債権者及び全権機関に、履行により受けたものを債務者に返還する義務は生じない。  
倒産債権者及び全権機関は、和議による弁済が他の倒産債権者及び全権機関の権利及び法的利益を侵害することを知っていた場合又は知るべきであった場合、和議の履行により受けたものを全て返還しなければならない。この場合、当該債権は、債権登録簿に再び記載される。
- 4 和議が解除された場合、倒産債権者及び全権機関の債権の分割払、弁済期の延期、及び、債務免除を定める和議の条項は、和議の解除日において弁済されていない部分について、終了する。
- 5 和議が解除されても、第一順位及び第二順位債権者に、弁済により受けたものを債務者に返還する義務は生じない。
- 6 債権者及び全権機関の債権の内容及び金額は、倒産事件手続が再開した日において決定される。

#### 第 167 条 和議不履行の効果

- 1 債権者は、債務者が和議を履行しない場合、和議を解除せずに、訴訟法令の定める一般手続に従い、和議の定める金額の債権を請求することができる。
- 2 新たな倒産事件が開始された場合、締結された和議に係る債権者の債権額は、和議の定める条項により決定される。

### 第 9 章 特定の範疇に属する法人債務者の倒産に関する特則

#### 第 1 節 総則

##### 第 168 条 特定の範疇に属する法人債務者の倒産についての総則

街形成企業、農業企業、金融機関、戦略企業・組織、及び、自然独占事業体の倒産の諸関係には、本章に別段の定めがある場合を除き、法人倒産を定める本連邦法の規定が適用される。

#### 第 2 節 街形成企業の倒産

##### 第 169 条 街形成企業の地位

- 1 本連邦法においては、街形成企業とは、被雇用者がその地域の労働人口の25パーセント以上を占める法人と理解される。
- 2 本節の規定は、被雇用者が5,000名を超えるその他の組織にも適用される。

##### 第 170 条 街形成企業の倒産事件の審理

- 1 街形成企業の倒産事件の審理に際し、相応の地域自治機関は、倒産事件の参加者とみなされる。

- 2 仲裁裁判所は、倒産事件の参加者として、連邦行政機関及びロシア連邦構成主体行政機関を参加させることもできる。
- 3 債権の根拠の審理の際には、街形成企業が本連邦法第169条の要件を満たしている証拠が仲裁裁判所に提出されなければならない。

#### 第 171 条 保証を伴う街形成企業の外部管財の開始

- 1 債権者集会が街形成企業の外部管財開始を決議しない場合、仲裁裁判所は、本連邦法の定める事由に基づき、及び、地域自治機関又は参加を認められた連邦行政機関・ロシア連邦構成主体行政機関の申立てに基づき、債務者債務が保証されることを条件として、外部管財を開始することができる。  
債務者の債務は、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体が、それらの全権機関が代理して、保証することができる。
- 2 債務者債務を保証した地域自治機関又は参加を認められた連邦行政機関・ロシア連邦構成主体行政機関は、外部管財人候補者の要件を定め、その要件を管財人自治組織に提出する。
- 3 本条の定める手続に従い街形成企業の外部管財が開始された場合、保証人は、債務者の債権者に対する債務につき補充責任を負う。

#### 第 172 条 地域自治機関の申立てによる街形成企業の財政健全化又は外部管財の延長

街形成企業についての財政健全化又は外部管財は、地域自治機関又は参加を認められた連邦行政機関・ロシア連邦構成主体行政機関の申立てがあり、債務者の債務が保証されることを条件として、1年以下の期間、仲裁裁判所により延長される。

#### 第 173 条 保証

- 1 本連邦法においては、保証とは、債務者の代わりに保証を提供した者の一方的な義務であって、債務者が債権者に対し負っている全金銭債権及び予算・予算外基金に対する義務的支払金を支払う責任を負うものと理解される。  
債務者債務の保証は、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体が、それらの全権機関が代理して、連邦法律の定める手続及び条件により提供することができる。
- 2 債務者債務の保証は、仲裁裁判所に書面で提出される。保証の申立てには、以下の事項が記載されなければならない。
  - ・債務者の債権者に対する債務及び義務的支払金の総額
  - ・債務弁済計画表保証には、保証の提供日における相応の予算に保証義務が含まれていることを証明する書面が添付される。
- 3 債務者及び保証人は、保証に定められている債務弁済計画表に従った債権者への支払を開始しなければならない。
- 4 債権者及び全権機関の債権が債務弁済計画表に記載された方法及び期日で弁済されない場合、債権者及び全権機関は、保証人に対し、法令の定める一般手続に従い、未払債務を請求することができる。
- 5 保証人が、債務者に対する全債権の3分の1の債権を有する債権者及び全権機関に対する義務に違反した場合、当該違反は、財政健全化又は外部管財の期間満了前の中止、及び、債務者の倒産認定・破産手続の開始の事由となる。

#### 第174条 街形成企業の財政健全化又は外部管財における債務弁済

- 1 ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体は、街形成企業の財政健全化又は外部管財が完了するまでのどの時点においても、全債権者への支払を行い、又は、本連邦法の定めるその他の方法により、金銭債務を弁済し、義務的支払金を支払うことができる。
- 2 債権者への支払は、本連邦法第 134 条から第 138 条までに定める順位に従い行われる。
- 3 金銭債務及び義務的支払金が本条第 1 項及び第 2 項の定める手続により弁済された場合、倒産事件手続は終了する。

#### 第175条 街形成企業の売却

- 1 街形成企業の売却は、外部管財手続中又は破産手続中、実施されうる。
- 2 地域自治機関又は参加を認められた連邦行政機関・ロシア連邦構成主体行政機関の申立てがある場合、売却日における雇用の50パーセント以上を、契約が発効してから3年以下の特定期間、確保することを、売買契約の重要条件とすることができる。

その他の条件は、本連邦法第15条の定める手続に従い債権者集会が同意した場合に限り、地域自治機関又は参加を認められた連邦行政機関・ロシア連邦構成主体行政機関の提案により、定めることができる。

- 3 街形成企業債務者の企業の買主が本条第2項の定める条件を履行しない場合、売買契約は、コンクール実施を申し立てた地域自治機関、連邦行政機関、又は、ロシア連邦構成主体行政機関の申立てに基づき、仲裁裁判所により解除されなければならない。

売買契約の解除に際し、財産の購入に費やされた資金及び契約有効期間に投資された資金は、相応の予算から買主に返却され、企業は、地方自治体に引き渡されなければならない。

- 4 本条第2項の定める申立てがない場合、又は、企業が上記条件により売却されなかった場合、企業は、本連邦法第110条、第111条及び第139条の定める手続及び条件により売却されなければならない。

### 第176条 倒産を認定された街形成企業の財産の売却

- 1 仲裁管財人は、倒産を認定された街形成企業の財産の売却に際し、第一回競売においては、本連邦法第175条の定める条件により企業を売却に出さなければならない。
- 2 債務者企業が本条第1項の定める手続により売却されなかった場合、街形成企業の財産の売却は、本連邦法第111条の規定に従い行われる。

## 第3節 農業企業の倒産

### 第177条 農業企業の倒産に関する特則

- 1 本連邦法においては、農業企業とは、主な事業が農業商品の生産又は農業商品の生産・加工であり、これらの換価総額が売上総額の50パーセント以上である法人と理解される。
- 2 本連邦法の定める農業企業の倒産の特則は、生産した又は生産・加工した農業商品及び捕獲した（採取した）水産資源の換価総額が売上総額の70パーセント以上である漁業組合（漁業コルホーズ）にも適用される。
- 3 農業生産のために使用され、倒産を認定された農業企業の所有する不動産の売却の際、当該不動産の優先取得権は、当該地に所在する農業企業及びクレスチャー（フェルメル）事業が、同等に有する。
- 4 農業企業の倒産認定の際、土地区画は、土地法令において取引が認められている範囲で、他者、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体に、譲渡又は引き渡すことができる。

### 第178条 農業企業の監視、財政健全化及び外部管財

- 1 監視手続中に農業企業の財務状況を分析する際、農業生産の季節及び自然条件・気候条件の影響、また、農業企業が農作業期間の終了後に受け取ることのできる利益による債権弁済の可能性が考慮されなければならない。
- 2 農業企業の財政健全化は、生産された又は生産・加工された農業商品の換価に必要な時間も考慮した農作業期間の終了まで実施される。

財政健全化期間は、財政健全化中、不可抗力により、また、伝染病及びその他の緊急事態により、農業企業の財務状況が悪化した場合、本連邦法第85条の定める手続に従い債務弁済計画表を変更することを条件に、1年間、延長することができる。

- 3 農業企業の外部管財は、生産された又は生産・加工された農業商品の換価に必要な期間も考慮した農作業期間の完了まで実施される。外部管財期間は、本連邦法第92条第2項の定める期間を3か月超えることはできない。

外部管財期間は、外部管財手続中、不可抗力により、また、伝染病及びその他の緊急事態により、農業企業の財務状況が悪化した場合、1年間、延長することができる。

### 第179条 農業企業の財産及び財産権の売却に関する特則

- 1 仲裁管財人は、農業企業債務者の財産及び財産権の売却に際し、第一回競売においては、債務者企業を売却に出さなければならない。

- 2 債務者の財産の優先取得権は、農業商品の生産又は生産・加工に従事し、債務者の土地区画に直接隣接する土地区画を占有する者が有する。
- 3 仲裁管財人は、本条第2項の定める財産及び財産権の売却に際し、財産及び財産権の独立査定を行い、本条第2項の定める者に対し、財産及び財産権の査定価格での取得を提案しなくてはならない。  
提案を受けた者が、1か月間、財産及び財産権を取得する意思を表明しない場合、仲裁管財人は、本連邦法の定める手続に従い、財産及び財産権を換価する。

#### 第4節 金融機関の倒産

##### 第180条 金融機関の倒産の規制

金融機関（銀行機関、保険機関、業として証券取引に参加する機関）の倒産関係には、金融機関倒産に関する連邦法律の特則を考慮の上、本連邦法が適用される。

##### 第181条 銀行機関の倒産認定事由

- 1 銀行機関の倒産認定の事由は、銀行倒産に関する連邦法律が定める。
- 2 銀行機関の倒産認定の申立ては、銀行倒産に関する連邦法律に別段の定めがある場合を除き、ロシア銀行が銀行機関の有する銀行業務許可を取り消した後、仲裁裁判所により受理される。

##### 第182条 銀行機関の倒産手続

- 1 仲裁裁判所は、銀行機関の倒産認定の申立てを審理した結果に基づき、以下のいずれかの本案決定を出す。
  - ・銀行機関の倒産を認定し破産手続を開始する。
  - ・銀行機関の倒産の認定を拒否する。
- 2 仲裁裁判所が銀行機関の倒産を認定する本案決定を出した場合、破産手続は、銀行倒産に関する連邦法律の特則を考慮の上、本連邦法の定める手続に従い実施される。
- 3 破産管財人は、仲裁裁判所が破産手続終了決定を出した日から10日以内に、当該決定書を法人国家登記機関に送付しなければならない。

##### 第183条 保険機関の倒産事件の審理

- 1 保険機関の倒産事件の審理の際、本連邦法第35条の定める者に加え、ロシア連邦政府から保険機関の監督権限を与えられている連邦行政機関も、倒産事件裁判手続の参加者と認められる。
- 2 保険機関の倒産認定の申立ては、債務者、倒産債権者及び全権機関が、仲裁裁判所に出すことができる。
- 3 保険機関債務者につき、本連邦法の定める手続に従い倒産手続が開始された場合、債務者又は倒産債権者は、監視又は破産手続が開始された日から10日以内に、ロシア連邦政府から保険機関の監督権限を与えられている連邦行政機関に対し、債務者について相応の倒産手続が開始されたことを通知しなければならない。

##### 第184条 保険機関の財産複合体の売却

- 1 保険機関の財産複合体の売却は、保険活動を規制する連邦法令の要件を考慮の上、本連邦法第110条の規定に従い、外部管財において行うことができる。  
破産手続の実施における保険機関の財産複合体の売却は、買主が、保険契約の満期が到来しておらず、倒産認定日までに保険事故（保険金支払事由）が発生していない債務者の保険契約の債務を引き受けることに同意する場合に限り、認められる。
- 2 保険機関の財産複合体の買主には、保険活動を監督する連邦行政機関の相応種の保険業務許可、及び、引き受ける保険契約の義務履行に必要な資産を有する保険機関のみがなることができる。
- 3 保険者の財産複合体を外部管財手続中に売却する場合、売却時点で保険事故（保険金支払事由）が発生していない保険契約に基づく権利及び義務は、全て、買主に移転する。

##### 第185条 保険機関の倒産における保険契約者（保険金受取人）の債権

- 1 仲裁裁判所が保険機関の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出した場合、保険機関が保険者として締結した保険契約であって、当該決定日までに保険事故（保険金支払事由）が発生していないものは、本連邦法第184条第1項の定める場合を除き、全て、終了する。

- 2 本条第1項の定める事由により終了した保険契約の保険契約者又は保険金受取人は、連邦法律に別段の定めがある場合を除き、保険契約の有効期間と当該契約が実際に有効であった期間の差異に比例して、保険者に支払われた保険料の一部の返還を請求する権利を有する。
- 3 仲裁裁判所が保険機関の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出した時点までに保険事故（保険金支払事由）が発生していた保険契約の保険契約者又は保険金受取人は、保険金の支払を請求する権利を有する。

### 第186条 第三順位債権の弁済

- 1 仲裁裁判所が保険機関の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出した場合、第三順位債権は、更に、以下の順序に従い、弁済される。
  - ・ 第一順位：強制個人保険契約に基づく被保険者又は保険金受取人の請求権
  - ・ 第二順位：その他の強制保険契約に基づく保険金受取人又は保険契約者の請求権
  - ・ 第三順位：個人保険契約に基づく被保険者、保険金受取人、又は保険契約者の請求権（本連邦法第185条第2項の定める請求権も含まれる。）
  - ・ 第四順位：その他の債権
- 2 債務者財産により担保されている債権は、本連邦法第138条の定める手続に従い弁済される。

### 第187条 業として証券取引に参加する者の倒産の規制の特則

- 1 仲裁裁判所は、業として証券取引に参加する者（以下「証券取引業者」という<sup>8</sup>。）の倒産の審理に際し、証券市場を規制する連邦行政機関及び証券市場における相応の自治組織を、事件に参加させることができる。
- 2 証券取引業者の倒産事件に参加する仲裁管財人は、証券市場を規制する連邦行政機関が発効する相応の資格証を有していなければならない。
- 3 連邦法律は、本章の定めていない証券取引業者の倒産手続の特則、並びに、証券取引業者の顧客の権利及び法的利益の保護措置を定めることができる。
- 4 証券取引業者である債務者につき本連邦法の定める手続に従い倒産手続が開始された場合、仲裁管財人は、倒産手続開始日から10日以内に、証券市場を規制する連邦行政機関、当該証券取引業者が所属する自治組織及び当該証券取引業者の顧客に、通知をしなければならない。

取引業者の顧客に送付される通知において、顧客に属する有価証券の取引に必要な行為の指示が出される。
- 5 本条、本連邦法第188条及び第189条の規定は、証券取引業者である銀行機関には適用されない。ただし、銀行機関が預金を扱う証券取引業者である場合は、この限りでない。

### 第188条 業として証券取引に参加する者の法律行為実施の制限

倒産手続の適用により証券取引業者に課される、法律行為の実施又は有価証券上の権利の振替操作に対する制限は、破産手続を除いて、顧客の信託に基づき行われた証券の取引であって、倒産事件手続開始後、当該顧客の承認を得たものに対しては、及ばない。

### 第189条 業として証券取引に参加する者の外部管財及び破産手続に関する特則

- 1 仲裁管財人は、外部管財手続中、債務者の顧客の同意の上、顧客の名において、証券取引業者が管理し、占有し、維持し、及び（又は）振替を扱っている有価証券を、証券取引業者の相応の許可を有する他の機関に引き渡すことができる。
- 2 顧客が所有し仲介業を行う証券取引業者の特別仲介口座にある資金も含む顧客の有価証券及びその他の財産は、破産財団に含まれない。競売実施機関又は手形交換機関により有価証券関連取引の不履行のリスク削減のために形成されている特別基金を構成する資金及び有価証券も、破産財団に含めてはならない。
- 3 証券取引業者が管理し占有する顧客の有価証券又は証券取引業者が振替を扱っている顧客の有価証券は、当該財産所有者と債務者又は仲裁裁判所との合意に別段の定めがある場合を除き、外部管財又は破産手続の開始時に、顧客に返却されなければならない。

<sup>8</sup> ロシア語原文では省略されていない。



債務者が振替を扱っている有価証券を相応の証券取引業許可を有するその他の機関に引き渡すことについての顧客の合意がない場合、当該勘定は、これらの有価証券所持者名簿を管理している証券取引業者に引き渡される。

4 顧客の複数の顧客が、同種の証券（同じ発行人、分類、種類、組）の返却を請求し、その請求証券数が証券取引業者が管理する証券数を超える場合、証券は、顧客の債権額に応じて按分して返却される。

特別仲介口座にあり、各顧客が所有し返却されなければならない資金額は、仲介業を行う証券取引業者の会計帳簿に基づき定められる。

返却されなかった証券についての顧客の債権は、金銭債権とみなされ、本連邦法第7章の定める手続に従い、弁済を受ける。

5 有価証券上の顧客の権利の維持及び（又は）振替を扱っている証券取引業者につき破産手続が開始された場合、証券取引業者は、これらの有価証券を、顧客の指定する他の証券取引業者に引き渡さなければならない。

6 記名有価証券所持者名簿、共同投資基金持分保有者名簿、非政府年金基金参加者名簿又は債権登録簿を管理している証券取引業者につき破産手続が開始された場合、当該証券取引業者は、破産手続の開始日から1か月以内に、顧客又は仲裁裁判所が指定した他の証券取引業者に対し、これらの名簿を構成する情報及び書面を引き渡さなければならない。

## 第5節 戦略企業・組織の倒産

### 第190条 戦略企業・組織の倒産に関する総則

1 本連邦法においては、戦略企業・組織とは、以下の機関と理解される。

- ・連邦国家単一企業体、及び、株式が連邦所有にある公開型株式会社で、国家の防衛・治安維持、ロシア連邦国民の道徳、健康、権利及び法的利害の保護にとって戦略的重要性を有する商品（労務、役務）を生産する会社、並びに、連邦法律の定める場合その他の機関
- ・産業、学術産業、学術研究、計画立案、及び実験に関わる防衛産業総合機関、並びに、国防のための調達を確保するその他の機関

2 本章が適用される防衛産業総合機関を含む戦略企業・組織の一覧は、ロシア連邦政府が承認し、公告されなければならない。

3 戦略企業・組織は、金銭債務及び（又は）義務的支払金債務が弁済期から6か月間履行されていない場合、当該金銭債務を弁済することができず、かつ（又は）、当該義務的支払金債務を履行することができないと認められる。

4 戦略企業・組織の倒産事件の開始のためには、合計で50万ルーブル以上の債権が考慮される。

### 第191条 戦略企業・組織の倒産を予防する措置

ロシア連邦政府は、戦略企業・組織の倒産を予防するため、連邦法律及びその他のロシア連邦規範的法的文書の定める手続に従い、以下を行う。

- ・戦略企業・組織の財務状況及び支払能力を確認し、分析するよう手配する。
- ・戦略企業・組織の組織変更を実施する。
- ・国防調達の支払が遅れたことにより発生した、国防のための調達に従事する戦略企業・組織に対する連邦予算の債務を弁済する。
- ・国防のための調達に従事する戦略企業・組織が、連邦予算及び国家予算外基金に対し負う債務（元本及び利息、遅延利息及び違約金）の再構築を実施できるようにする。
- ・戦略企業・組織と債権者との間の、債務の再構築についての合意締結に協力する（政府保証の提供を含む。）。
- ・戦略企業・組織につき本連邦法の定める手続に従い、裁判外再生支援を実施する。
- ・戦略企業・組織の倒産予防に向けられたその他の措置を実施する。

### 第192条 戦略企業・組織の倒産事件の参加者

本連邦法第34条の定める者として、戦略企業・組織の活動分野の経済における統一国家政策を実施する連邦行政機関が、戦略企業・組織の倒産事件の参加者として認められる。

### 第193条 戦略企業・組織の倒産事件における仲裁管財人

ロシア連邦政府は、仲裁裁判所が戦略企業・組織の倒産事件における仲裁管財人候補者を承認する際、本連邦法第 20 条及び 23 条の定める仲裁管財人候補者の要件に加え、追加の絶対要件の一覧を定めることができる。

### 第 194 条 戦略企業・組織の財政健全化

1 第一回債権者集会在、戦略企業・組織につき、どの倒産手続の開始も決議せず、債権者集会の定めた要件を満たす仲裁管財人候補者を推薦する管財人自治組織が決定されなかった場合、仲裁裁判所は、本連邦法第 51 条の定める期間の範囲で、戦略企業・組織の倒産事件の審理を延期し、債権者に対し、仲裁裁判所が定める期日までに相応の決議をするよう義務付ける。

本連邦法第 51 条の定める期間内で事件審理を延期することができない場合、仲裁裁判所は、以下の司法判断を出す。

- ・財政健全化を開始する決定：債務者発起人（社員）、債務者（単一企業体）財産の所有者、国家全権機関、戦略企業・組織の活動分野の経済における統一国家政策を実施する連邦行政機関、及び、その他の第三者から、財政健全化の開始の申立てがあり、申立人が債務弁済計画表の債務者債務の履行の保証・担保を提供すること（政府保証の提供を含む。）を条件とした場合。保証・担保の提供額は、第一回債権者集会開催の直近の決算日における貸借対照表に反映されている債務者債務額未満であってはならない。この際、仲裁裁判所が承認した債務弁済計画表は、仲裁裁判所が財政健全化開始決定を出してから 1 か月以内に債務弁済を開始する旨、及び、弁済開始日から 1 年間は、弁済は、毎月、按分弁済で、同額で行われる旨を定めなければならない。
- ・外部管財を開始する決定：本条の定める財政健全化開始事由がなく、戦略企業・組織の活動分野の経済における統一国家政策を実施する連邦行政機関が、外部管財手続における支払能力の回復についての意見書を仲裁裁判所に提出している場合
- ・債務者の倒産を認定し破産手続を開始する本案決定：本条の定める財政健全化及び外部管財の開始事由がない場合

2 第一回債権者集会在、仲裁裁判所に対し、外部管財の開始、又は、戦略企業・組織の倒産認定・破産手続の開始を申し立てる決議をした場合、仲裁裁判所は、債務者発起人（社員）、債務者（単一企業体）財産の所有者、国家全権機関、戦略企業・組織の活動分野の経済における統一国家政策を実施する連邦行政機関、及び、その他の第三者から、財政健全化の開始の申立てがあり、申立人が債務弁済計画表の債務者債務の履行の保証・担保を提供すること（政府保証の提供を含む。）を条件として、財政健全化開始決定を出すことができる。保証・担保の提供額は、第一回債権者集会開催の直近の決算日における貸借対照表に反映されている債務者債務額未満であってはならない。この際、仲裁裁判所が承認した債務弁済計画表は、仲裁裁判所が財政健全化開始決定を出してから 1 か月以内に債務弁済を開始する旨、及び、弁済開始日から 1 年間は、弁済は、毎月、按分弁済で、同額で行われる旨を定めなければならない。

本条の定める債務弁済計画表において、義務的支払金の弁済は、税金に関する法令の要件に従い定められる。

### 第 195 条 戦略企業・組織の外部管財

1 外部管財人は、債権者集会による外部管財計画の審議日の 15 日前までに、作成した外部管財計画を、戦略企業・組織の活動分野の経済における統一国家政策を実施する連邦行政機関に提出しなければならない。

2 本条第 1 項の定める連邦行政機関は、債権者集会及び仲裁裁判所に対し、外部管財計画に示されている、外部管財における債務者の支払能力回復の措置の分析を含む、外部管財計画についての意見書を提出する。

3 戦略企業・組織の活動分野の経済における統一国家政策を実施する連邦行政機関は、債務者につきそれまで財政健全化が実施されることがない場合、債権者集会が外部管財計画を承認する日まで、仲裁裁判所に対し、財政健全化への移行を申し立てることができる。申立書には、債務弁済計画表、及び、政府保証を含む債務者債務の履行の保証・担保についての情報を添付しなければならない。保証・担保の提供額は、第一回債権者集会開催の直近の決算日における貸借対照表に反映されている債務者債務額未満であってはならない。この際、仲裁裁判所が承認した債務弁済計画表は、仲裁裁判所が財政健全化開始決定を出してから 1 か月以内に債務弁済を開始する旨、及び、弁済開始日から 1 年間は、弁済は、毎月、按分弁済で、同額で行われる旨を定めなければならない。

この場合、仲裁裁判所は、財政健全化への移行決定を出すことができる。

- 4 戦略企業・組織についての外部管財計画は、債務者の経済活動に属さない以下のような法律行為を定めることができる。
- ・企業の売却
  - ・不動産の譲渡又は不動産への制限設定
  - ・帳簿価額が直近の決算期の会計報告書に基づく債務者資産の帳簿価額の5パーセントを超えるその他の財産の処分
  - ・消費貸借による貸付・借入（信用の授受）、第三者債務の保証及び銀行保証、債権譲渡、債務引受、並びに、債務者財産の委託管理
  - ・会社の株式、持分の接収及び取得
  - ・組合契約の締結
- 5 外部管財人は、国防のための調達を行う業務契約、及び、ロシア連邦の国防・治安維持における連邦国家需要に応じる契約の履行を拒絶することはできない。
- 6 外部管財人は、国防のための調達を行うための、また、ロシア連邦の国防・治安維持における連邦国家需要に応じるための戦略企業・組織の財産複合体を構成する財産、財産権及びその他の権利を個別に譲渡することはできない。
- 7 国防のための調達を行うための、また、ロシア連邦の国防・治安維持における連邦国家需要に応じるための債務者企業の売却は、本条に別段の定めがある場合を除き、コンクールス形式の公開競売を実施して行う。
- 国防のための調達を行うための、また、ロシア連邦の国防・治安維持における連邦国家需要に応じるための債務者企業の構成に、取引制限が課されている財産が含まれる場合、企業売却は、コンクールス形式の非公開競売を実施して行う。
- 債務者企業又は取引制限が課されている債務者財産の非公開競売での売却の場合、非公開競売には、連邦法令の定めにより当該財産の所有権又はその他の物権を取得することができる者のみが参加する。
- 買受人の以下の義務が、絶対的コンクールス条件となる。
- ・当該財産複合体及び財産の特定された使用目的及び軍事徴用財産を確実に保持すること。
  - ・国防のための調達を行う業務契約、及び、ロシア連邦の国防治安維持における連邦国家需要に応じる契約を履行すること。
- 8 国防のための調達に従事し、ロシア連邦の国防・治安維持における連邦国家需要に応じる業務を遂行する戦略企業・組織債務者の企業売却に際し、ロシア連邦は、当該企業を優先的に取得する権利を有する。
- 国防のための調達に従事し、ロシア連邦の国防・治安維持における連邦国家需要に応じる業務を遂行する連邦国家単一企業体ではない戦略組織債務者の企業が競売において売却される場合、ロシア連邦は、競売結果の議事録が署名された日から1か月の間、競売結果により定められ、競売結果議事録に記載された価格、及び、コンクールス条件で企業を取得することを定めた売買契約を締結することができる。
- ロシア連邦が、上記期間内に、売買契約を締結しなかった場合、当該契約は、競売結果議事録に定められた競落人と締結される。
- 競落人は、競売実施の告示に記載されていた期間内で売買契約締結日から1か月を超えない期間に、競売で決められた企業の売買代金を支払わなければならない。
- 倒産債権者及びその提携者は、競売に参加することは認められない。
- 9 国防のための調達に従事し、ロシア連邦の国防・治安維持における連邦国家需要に応じる業務を遂行する連邦国家単一企業体である戦略企業債務者の企業が競売において売却される場合、ロシア連邦は、競売結果の議事録が署名された日から1か月の間、債務者に対し、競売結果により定められて競売結果議事録に記載された企業の売買価格と同額の資金を提供することができる。債務者は、当該資金を債権登録簿に従った債権の弁済に充てなければならない。
- ロシア連邦が上記期間内に債務者に対し本条に従って資金を提供しなかった場合、売買契約は、競売結果議事録に定められた競落人と締結される。
- 競落人は、競売実施の告示に記載されていた期間内で売買契約締結日から1か月を超えない期間に、競売で決められた企業の売買代金を支払わなければならない。
- 国防のための調達に従事し、ロシア連邦の国防・治安維持における連邦国家需要に応じる業務を遂行する戦略企業・組織の債務者の企業が、コンクールス形式の競売において売却される場合、戦略企業・組織の活動分野の経済における統一国家政策を実施する連邦行政機関は、当該債務者企業の競落人と、コンクールス条件の

履行についての合意を締結する。買受人が、コンクルス条件の履行についての合意に違反し、又は履行しない場合、当該合意及び当該企業債務者の売買契約は、当該連邦機関の訴えに基づき、仲裁裁判所により解除されなければならない。当該合意及び売買契約が仲裁裁判所により解除された場合、債務者企業は、連邦法律の定める手続に従い、連邦所有に引き渡されなければならない。

#### 第 196 条 戦略企業・組織の破産手続

- 1 国防のための調達を行うための、また、ロシア連邦の国防・治安維持における連邦国家需要に応じるための債務者財産複合体に含まれない財産、財産権及びその他の権利の売却は、本連邦法第 111 条の定める手続に従い、実施することができる。
- 2 債務者財産に取引制限が課されている財産が含まれる場合、破産管財人は、当該財産の所有者にこの旨を通知しなければならない。  
取引制限が課されている財産の所有者は、破産管財人から通知を受領した日から 6 か月以内に、破産管財人から当該財産を受け取り、又は、当該財産を別の者に割り当てる。

#### 第 6 節 自然独占事業体の倒産

##### 第 197 条 自然独占事業体の倒産の総則

- 1 本連邦法においては、自然独占事業体とは、自然独占条件において商品（労務、役務）の生産及び（又は）換価を実施する機関と理解される。
- 2 自然独占事業体は、金銭債務及び（又は）義務的支払金債務が弁済期から 6 か月間履行されていない場合、当該金銭債務を弁済することができず、かつ（又は）、当該義務的支払金債務を履行することができないと認められる。
- 3 自然独占事業体債務者に対する債権及び義務的支払金が合計で 50 万ルーブル以上の場合、倒産事件は、仲裁裁判所により開始されうる。債権は、執行文書により証明され、連邦法「執行手続について」第 94 条第 1 条第 1 項から第 3 項までに定める債務者財産に対する強制執行によっても全額満足されなかった債権でなければならない。

##### 第 198 条 自然独占事業体の倒産事件の参加者

本連邦法の定める者に加え、ロシア連邦政府から当該自然独占事業体についての国家政策の実施権限を与えられている連邦行政機関も、倒産事件の参加者と認められる。

##### 第 199 条 自然独占事業体の倒産事件の審理

- 1 自然独占事業体債務者が、仲裁裁判所が倒産認定の申立てを受理するまでに、自然独占条件において生産及び（又は）換価される商品（労務、役務）の価格（料金）の承認に関する国権機関の決定の無効認定の訴えを裁判所に提起していた場合、当該債務者の倒産事件の審理は、国権機関の決定の無効認定事件につき判決が出され法的効力を発するまで、中断される。
- 2 仲裁裁判所は、自然独占条件において生産及び（又は）換価される商品（労務、役務）の価格（料金）の承認に関する国権機関の決定が無効と認定された場合、自然独占事業体債務者の倒産を認定しない本案決定を出すことができる。

##### 第 200 条 自然独占事業体の外部管財

- 1 外部管財人は、自然独占事業体から義務を終了させることが連邦法律及びその他の規範的法的文書により許されていない、対消費者向けの契約の履行を拒絶することができない。
- 2 外部管財人は、自然独占事業体の技術複合体である債務者財産を譲渡することができない。かかる財産には、不動産、自然独占条件における商品（労務、役務）の生産及び（又は）換価のために直接使用されるその他の財産、並びに、自然独占事業体として債務者活動に関係する契約の履行に使用される消耗原材料及び原材料の在庫が含まれる。

##### 第 201 条 自然独占事業体である債務者の財産の売却

- 1 自然独占条件における商品（労務、役務）の生産及び（又は）換価のために直接使用される自然独占事業体債務者の財産の売買契約の絶対条件として、本条第2項の定める条件が定められる。  
自然独占条件における商品（労務、役務）の生産及び（又は）換価のために直接使用される債務者財産は、単一ロットで競売に出される。
- 2 以下の事項は、自然独占事業体債務者の財産の売買契約の絶対条件とされる。
  - ・買主が、自然独占事業に関する法令の規制対象である商品の供給契約に基づく債務者の義務を引き受けることに同意する。
  - ・買主が、消費者向けに生産及び（又は）換価される商品（労務、役務）の容易な入手を保証する義務を引き受ける。
  - ・債務者の活動に許認可が必要な場合、当該活動実施の許認可を有する。自然独占条件における商品（労務、役務）の生産及び（又は）換価のために直接使用される債務者財産がコンクールの実施により売却される場合、ロシア連邦政府により自然独占事業体に関する国家政策の実施権限を与えられている連邦行政機関は、当該財産の買主と、コンクール条件の履行についての合意を締結する。
- 3 自然独占条件における商品（労務、役務）の生産及び（又は）換価のために直接使用される債務者財産の買主が本条第2項の定める条件を履行しない場合、契約は、相応の連邦行政機関の申立てに基づき、仲裁裁判所により解除されなければならない。  
契約の解除に際し、財産の購入に費やし、及びそれまでに投資した資金は、連邦予算から買主に返却される。契約の解除に際し、財産は、連邦所有に引き渡されなければならない。
- 4 自然独占条件における商品（労務、役務）の生産及び（又は）換価のために直接使用される財産の売却の場合、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体は、相応の全権機関が代理して、本連邦法第195条第8項及び第9項の定める手続に従い、売却に出される財産を優先的に取得する権利を有する。
- 5 ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体は、相応の全権機関が代理して、外部管財手続中、自然独占事業体の支払能力の回復に関する提案を作成するために、自然独占条件における商品（労務、役務）の生産及び（又は）換価のために直接使用される財産の売却を、3か月以下の期間、中断させることができる。
- 6 自然独占条件において商品（労務、役務）を生産（換価）する事業の業種変更又は事業閉鎖は、連邦法律の定める手続に従い認められる。

## 第10章 個人の倒産

### 第1節 総則

#### 第202条 個人の倒産に関する規制

- 1 本連邦法第1章から第8章までの規定は、本章に別段の定めがある場合を除き、個人の倒産関係に適用される。
- 2 本節の規定は、本章第2節及び第3節の定める特則を考慮の上、個人事業者及びクレスチャーニン（フェルメル）<sup>9</sup>事業の倒産関係に適用される。

#### 第203条 個人の倒産を認定する申立て

- 1 個人の倒産を認定する申立ては、個人である債務者、債権者及び全権機関が、仲裁裁判所に出すことができる。
- 2 個人である債務者の倒産認定を申し立てる権利は、債権者が有する。ただし、生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権及び個人性と直接関係するその他の債権を有する債権者は、この限りでない。
- 3 生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権及び個人性と直接関係するその他の債権を有する債権者は、倒産認定の手続実施に際し、自己の債権を請求することができる。  
倒産手続時に請求をしなかった上記債権者の債権は、倒産手続終了後も有効である。

#### 第204条 債務返済計画

- 1 個人債務者による申立書には、債務返済計画を添付することができ、債務返済計画の写しは、債権者及び倒産事件のその他の参加者に送付される。

<sup>9</sup> クレスチャーニンもフェルメルも農民を意味する。2003年6月11日付け連邦法「クレスチャーニン（フェルメル）事業について」

- 2 仲裁裁判所は、債権者の異議がなければ、債務返済計画を承認することができ、これにより、倒産事件手続は、3か月を超えない期間、中断する。
- 3 債務返済計画は、以下の事項を含まなければならない。
  - ・債務返済計画の実施期間
  - ・債務者及び債務者家族の生活費の月額
  - ・債権の支払に充てられる金銭の月額
- 4 仲裁裁判所は、倒産事件の参加者による理由のある申立てに基づき、実施期間の延長又は短縮、並びに、債務者及び債務者家族の生活費の月額の増額又は減額等、債務返済計画を変更することができる。
- 5 債務者が債務返済計画を実施した結果、債権が全額弁済された場合、倒産事件手続は終結する。

#### 第 205 条 破産財団に含まれない個人債務者の財産

- 1 債務者の財産のうち、民事訴訟法令が強制執行を認めない財産は、破産財団に含まれない。
- 2 仲裁裁判所は、債務者又は倒産事件のその他の参加者の理由のある申立てに基づき、民事訴訟法令が強制執行を認めている財産のうち、売却できない財産又は売却代金が債権弁済に実質的な影響を与えない財産を、破産財団から除外することができる。本項の定めに従い破産財団から除外される債務者の財産の合計額は、最低賃金の100倍の額を超えてはならない。

本項の定めに従い破産財団から除外される債務者の財産の一覧は、仲裁裁判所が承認し、承認につき決定が出され、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

#### 第 206 条 個人債務者の法律行為の無効

- 1 仲裁裁判所による倒産事件手続開始までの1年間に行われた、利害関係人への債務者の財産の譲渡又はその他の方法による財産の引渡しに関する法律行為は、絶対的に無効である。
- 2 仲裁裁判所は、債権者の請求に基づき、法律行為の目的物を債務者の財産構成に返却させ、又は、利害関係人の下にある財産に対し強制執行をする形で、無効な法律行為に対し無効効果を適用する。

#### 第 207 条 仲裁裁判所による個人債務者の倒産事件の審理

- 1 仲裁裁判所は、債務者に対して監視手続開始の決定を出すと同時に、民事訴訟法令が強制執行を認めない財産以外の債務者の財産を差し押さえる。

一時管財人は、仲裁裁判所が倒産事件を審理するまでに、債務者の財産を査定させる。
- 2 仲裁裁判所は、第三者が債務者債務を保証し、又は、その他の方法により担保を提供する場合、債務者の申立てに基づき、債務者の財産（財産の一部）に対する差押えを解除することができる。
- 3 仲裁裁判所は、債務者の申立てに基づき、債務者による債権者への支払又は和議締結のため、1か月を超えない期間、倒産事件の審理を延期することができる。
- 4 仲裁裁判所は、債務者につき相続開始の情報がある場合、相続財産に関する問題が連邦法令の定める手続に従い解決するまで、倒産事件手続を中断することができる。
- 5 債務者が本条第3項の定める期間内に債権弁済に関する証拠を提出せず、かつ、定められた期間内に和議が締結されなかった場合、仲裁裁判所は、債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出す。

#### 第 208 条 個人債務者の倒産認定の効果

- 1 仲裁裁判所が債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出した時から、以下の効果が発生する。
  - ・債務者の債務は、履行期が到来したものとみなされる。
  - ・債務者の全ての債務につき、違約罰（違約金、遅延利息）、利息及びその他の金融制裁の発生は、中止する。
  - ・執行文書に基づく債務者に対する強制執行は、生命・健康侵害の損害賠償請求権及び扶養料支払請求権についての執行文書に基づく場合を除き、中止される。
- 2 仲裁裁判所は、判明している全債権者に対し、債権届出期間を記載した倒産認定・破産手続の開始の本案決定書を送付する。債権届出期間は、2か月を超えることはできない。

仲裁裁判所の決定書の送付費用は、債務者が負担する。

#### 第 209 条 仲裁裁判所の本案決定の執行

- 1 債務者の倒産認定・破産手続の開始の仲裁裁判所本案決定書及び当該決定に基づき発せられた債務者の財産に対する強制執行の執行正本は、債務者の財産の売却のため、司法執行官に送付される。債務者の財産は、本連邦法に従い破産財団に含まれない財産を除き、全て売却されなければならない。
- 2 仲裁裁判所は、債務者の不動産及び高価な動産を継続的に管理する必要がある場合、管理のために、破産管財人を任命し、その報酬額を定める。この場合、債務者の財産は、破産管財人が売却する。
- 3 債務者の財産の売却代金及び現有の資金は、倒産認定の本案決定を出した仲裁裁判所に供託される。

## 第 210 条 債権の審理

仲裁裁判所は、債権者又は債務者が本連邦法第 208 条第 2 項の定める期間内に届け出た債権を審理する。仲裁裁判所は、債権の審理結果に基づき、債権弁済手続及び弁済額に関する決定を出す。

## 第 211 条 債権弁済手続

- 1 倒産事件の審理及び倒産認定・破産手続の開始の本案決定の執行に関する費用は、債権弁済前に、仲裁裁判所に供託された資金から支払われる。
- 2 債権は、以下の順位で弁済される。
  - ・第一順位：生命・健康侵害の損害賠償請求権（定期払債権を現在価値に引き直して）及び扶養料支払請求権
  - ・第二順位：労働契約に基づき働いている者の退職金及び給与債権、並びに、知的活動の結果に対する著者の報酬債権
  - ・第三順位：その他の債権債権者への支払は、本連邦法第 135 条から第 138 条までに定める手続に従い行われる。
- 3 各弁済順位の債権は、債務者財産により担保されている債権の弁済について本連邦法の定める場合を除き、それに優先する順位の債権が全額弁済された後、弁済される。
- 4 仲裁裁判所に供託された資金が十分でない場合、当該資金は、特定順位の債権者間では、債権額に応じて按分弁済される。

## 第 212 条 個人債務者の免責

- 1 倒産を認定された債務者は、債権者に対する支払後、倒産手続中に届出がされた債権について、本条第 2 項の定める債権を除き、免責される。
- 2 生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権、及び、倒産認定の本案決定の執行手続中に弁済されず、若しくは、一部しか弁済されず、又は、倒産手続中に届出がされなかった個人性に直接関係するその他の債権は、効力を維持し、倒産事件手続の終了後、全額又は弁済されていない部分につき請求することができる。
- 3 債務者の財産の隠匿の事実、又は、第三者への財産の違法な譲渡の事実が判明した場合、倒産手続中に全額弁済を受けなかった債権者は、当該財産に対し、強制執行を申し立てることができる。

## 第 213 条 個人債務者の再倒産の効果

- 1 債務者の倒産認定後の 5 年以内に、債務者の申立てに基づき倒産事件を開始することはできない。
- 2 債務者が、債権者に対する支払を終了してから 5 年以内に、債権者の申立て又は義務的支払金に基づく全権機関の申立てに基づき、再び倒産を認定された場合、債権について免責されない。  
弁済されていない債権は、民事法令の定める手続に従い届け出ることができる。

## 第 2 節 個人事業者の倒産に関する特則

### 第 214 条 個人事業者の倒産認定の事由

個人事業者が、債権者に対する金銭債務を全額弁済することができず、かつ（又は）、義務的支払金債務を履行することができないことは、個人事業者の倒産認定の事由となる。

### 第 215 条 個人事業者の倒産を認定する申立て

- 1 個人事業者の倒産を認定する申立ては、個人事業者である債務者、個人事業者の事業に関連する債権を有する債権者、及び、全権機関が出すことができる。

- 2 個人事業者の倒産手続が実施される場合、個人事業者の事業に関連しない債権及び個人性と直接関連する債権を有する債権者も、債権を届け出て請求することができる。

## 第 216 条 個人事業者の倒産認定の効果

- 1 仲裁裁判所が個人事業者の倒産認定の本案決定を出した時から、個人事業者としての国家登記は失効し、個々の活動実施の許可は無効となる。
- 2 倒産を認定された個人事業者は、倒産認定日から 1 年間、個人事業者として登記することができない。
- 3 仲裁裁判所は、債務者を個人事業者として登記している登記機関に対し、個人事業者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定書の写しを送付する。

## 第 3 節 クレスチャーニン（フェルメル）事業の倒産に関する特則

### 第 217 条 クレスチャーニン（フェルメル）事業の倒産認定事由

クレスチャーニン（フェルメル）事業（以下「フェルメル事業」という<sup>10</sup>。）が、債権者に対する金銭債務を全額弁済することができず、かつ（又は）、義務的支払金債務を履行することができないことが、フェルメル事業の倒産認定の事由となる。

### 第 218 条 フェルメル事業の事業主である個人事業者の倒産認定手続に関する特則

- 1 フェルメル事業主である個人事業者による自己の倒産認定の申立ては、フェルメル事業の全構成員の同意がある場合、仲裁裁判所に出すことができる。  
申立書には、フェルメル事業主である個人事業者が署名する。
- 2 申立書には、本連邦法第 38 条の定める書面に加え、以下の事項に関する書面を添付しなければならない。
  - ・フェルメル事業の財産の構成及び価値
  - ・フェルメル事業構成員が所有権を有する財産の構成及び価値、並びに、当該財産の取得財源
  - ・フェルメル事業が農作業期間の終了後に受け取ることができる利益額フェルメル事業主である個人事業者は、債権者による申立てに対する意見書にも、上記書面を添付する。

### 第 219 条 フェルメル事業の財政健全化及び外部管財に関する特則

- 1 フェルメル事業主は、仲裁裁判所がフェルメル事業につき監視を開始する決定を出してから 2 か月以内に、仲裁裁判所に対し、財政健全化計画及び債務弁済計画表を提出することができる。
- 2 財政健全化計画の定める施策を実施することにより、フェルメル事業が、農作業期間の終了後に受け取ることができる利益も利用して、債務弁済計画表に従い金銭債務及び義務的支払金を弁済することができる場合、仲裁裁判所は、フェルメル事業につき財政健全化を開始する。  
フェルメル事業の財政健全化の開始について、仲裁裁判所は決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 3 フェルメル事業の財政健全化は、生産され、又は生産・加工された農業商品の換価に必要な期間も考慮した農作業期間の完了まで実施される。  
財政健全化期間は、財政健全化中、不可抗力により、また、伝染病及びその他の緊急事態により、フェルメル事業の財務状況が悪化した場合、本連邦法第 85 条の定める手続に従い債務弁済計画表を変更することを条件に、1 年間、延長することができる。
- 4 フェルメル事業に支払能力の回復の可能性がある場合、仲裁裁判所は、債権者集会の決議に基づき、外部管財を開始する。  
フェルメル事業の外部管財は、生産され、又は生産・加工された農業商品の換価に必要な期間も考慮した農作業期間の完了まで実施される。外部管財期間は、本連邦法第 92 条第 2 項の定める期間を 3 か月超えることはできない。  
外部管財期間は、外部管財手続中、不可抗力により、また、伝染病及びその他の緊急事態により、フェルメル事業の財務状況が悪化した場合、1 年間、延長することができる。

<sup>10</sup> ロシア語原文では省略されていない。



- 5 外部管財は、以下の場合、外部管財人又はいずれかの債権者の申立てに基づき、仲裁裁判所により、期間満了前に中止されうる。
- ・外部管財計画に定められた施策が実施されない。
  - ・フェルメル事業に支払能力の回復の可能性がないことを示すその他の事情がある。
- 外部管財が期間満了前に中止されると、フェルメル事業の倒産が認定され破産手続が開始される。

## 第220条 外部管財人

- 1 フェルメル事業の外部管財の実施のため、仲裁裁判所により外部管財人が承認される。
- 2 外部管財人に、本連邦法が定める仲裁管財人の要件を満たしていない者を承認することができる。
- 3 外部管財人の権限は、外部管財人の同意を得て、フェルメル事業主が行使することができる。

## 第221条 フェルメル事業の破産財団

- 1 フェルメル事業の倒産が認定され破産手続が開始された場合、破産財団には、フェルメル事業の構成員の共同所有の不動産、定着物、事業建造物・その他の建造物、土地改良施設・その他の施設、種畜・酪農用家畜・役畜、鶏、農作業機械・その他の機械、設備、輸送手段、備品、構成員の共同所有資産によりフェルメル事業のために取得されたその他の財産、また、フェルメル事業が所有する土地区画の賃貸権及びフェルメル事業が所有し金銭的価値を有する財産権が含まれる。
- 2 フェルメル事業の倒産の場合、フェルメル事業が所有する土地区画は、土地法令において取引が認められている範囲で、他者、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体又は地方自治体に、譲渡又は引き渡すことができる。
- 3 フェルメル事業主及びフェルメル事業構成員が所有権を有する財産、並びに、フェルメル企業の共同所有資産ではない利益により取得されたその他の財産は、破産財団に含まれない。

## 第222条 フェルメル事業の財産及び財産権の売却手続

- 1 仲裁管財人は、フェルメル事業の財産の売却の際、フェルメル事業の企業を、競売実施による売却に出さなければならない。
- 2 フェルメル事業の財産の優先取得権は、農産物の生産に従事し、フェルメル事業の所有する土地区画に直接隣接する土地区画を占有する者が有する。
- 3 仲裁管財人は、本条第2項の定めるフェルメル事業の財産及び財産権の換価の際、財産及び財産権の価値の独立鑑定を実施し、本条第2項の定める者に対し、財産及び財産権の査定価格での取得を提案しなければならない。  
提案を受けた者が、提案を受けてから1か月以内に財産及び債権の取得の意思表示をしなかった場合、仲裁管財人又はフェルメル事業主は、本連邦法の定める手続に従い、財産及び財産権を換価する。

## 第223条 フェルメル事業の倒産認定の効果

- 1 フェルメル事業の倒産が認定され破産手続が開始された時から、個人事業者としてのフェルメル事業主の国家登記は失効する。
- 2 仲裁裁判所は、フェルメル事業主を個人事業者として登記している機関に対し、フェルメル事業の倒産認定・破産手続の開始の本案決定書の写しを送付する。

## 第11章 簡易倒産手続

### 第1節 通常清算<sup>11</sup>中の法人の倒産に関する特則

#### 第224条 通常清算中の法人の倒産

- 1 清算決定が出された法人債務者の財産の価値が債権の弁済に十分でない場合、当該法人は、本連邦法の定める手続に従い、清算される。
- 2 清算委員会（清算人）は、本条第1項の定める状況が明らかになった場合、仲裁裁判所に対し、債務者の倒産認定を申し立てなければならない。
- 3 本条第1項の定める状況が法人の清算決定が出されてから清算委員会が組成されるまで（清算人が任命される

<sup>11</sup> ロシア連邦民法典における「清算」（第61条～第64条）のことをいう。

まで)の間に明らかになった場合、単一企業体債務者の財産所有者、債務者の発起人(社員)又は債務者の代表者は、仲裁裁判所に対し、債務者の倒産認定を申し立てなければならない。

#### **第225条 通常清算中の債務者の倒産事件の審理に関する特則**

- 1 仲裁裁判所は、通常清算中の債務者につき、倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出し、破産管財人を承認する。  
監視、財政健全化及び外部管財は、通常清算中の債務者の倒産に際しては、適用されない。
- 2 債権者は、通常清算中の債務者の倒産認定の公告から1か月以内に、債務者に対する債権を届け出ることができる。
- 3 倒産事件が単一企業体債務者の財産所有者、債務者の発起人(社員)又は債務者の代表者が清算委員会の組成前(清算人の任命前)に出した申立てに基づき開始された場合、倒産事件は、本節の特則を考慮せずに審理される。

#### **第226条 倒産手続における債務者の清算の拒否の効果**

- 1 本連邦法第224条第2項の定める要件に違反する場合、法人の清算は、法人の統一国家登記簿に記載されることを拒否される。
- 2 本連邦法第224条第2項及び第3項の要件の違反を看過した単一企業体債務者の財産所有者、債務者の発起人(社員)、債務者の代表者及び清算委員会委員長(清算人)は、弁済されない金銭債務及び義務的支払金につき、補充責任を負う。

### **第2節 所在不明の債務者の倒産**

#### **第227条 所在不明の債務者の倒産認定の申立てに関する特則**

- 1 個人債務者又は事実上活動を終了した法人債務者の代表者が行方不明である場合、又は、その所在を確認できない場合、所在不明債務者の倒産認定の申立ては、債権額にかかわらず、倒産債権者及び全権機関が行うことができる。
- 2 所在不明債務者の倒産認定の申立ては、倒産手続の費用を拠出する資金がある場合に限り、全権機関が行う。所在不明債務者についての倒産手続の費用(破産管財人報酬も含む。)の拠出の手続及び条件は、ロシア連邦政府が定める。

#### **第228条 所在不明の債務者の倒産事件の審理**

- 1 仲裁裁判所は、倒産認定の申立てを受理した日から1か月以内に、所在不明債務者の倒産認定・破産手続の開始の本案決定を出す。  
監視、財政健全化及び外部管財手続は、所在不明債務者の倒産に際しては、適用されない。
- 2 破産管財人は、判明している全債権者に対し、所在不明債務者の倒産を書面で通知し、債権者は、当該通知を受領した日から1か月以内に、破産管財人に対し、自己の債権を届け出ることができる。
- 3 所在不明債務者の財産が発見された場合、仲裁裁判所は、破産管財人の申立てに基づき、簡易倒産手続を中止し本連邦法の定める一般の倒産手続に移行する決定を出すことができる。
- 4 所在不明債務者の倒産事件は、裁判官が単独で審理する。

#### **第229条 資金の分配**

債権の弁済は、本連邦法第134条の定める順位に従い行われる。この場合、裁判費用及び破産管財人報酬の費用は順位外で弁済される。

#### **第230条 所在債務者の倒産に関する規定の適用**

本節の定める規定は、法人債務者の財産では明らかに倒産事件に関係する裁判費用を弁済することができない場合、倒産認定が申し立てられる前の12か月間銀行口座に何らの運用もなかった場合、又は、債務者の企業活動又はその他の活動が行われなかったことを証明するその他の兆候がある場合にも、適用される。

### **第12章 最終章・経過規定**

## 第 231 条 本連邦法の発効

- 1 本連邦法は、正式な公告日から 30 日経過後に、法的効力を発する。ただし、本連邦法の公告日に発効する本条第 3 項、及び、2009 年 7 月 1 日に発効する本連邦法第 9 章第 6 節は、この限りでない。

本連邦法第 29 条第 4 項第 1 号の規定は、本連邦法が発効した日から 3 か月経過後に、法的効力を発する。
- 2 本連邦法の定める、個人事業者ではない個人の倒産に関する規定は、連邦法律の変更・追加の連邦法令が発効した日に、法的効力を発する。
- 3 監督機関は、本連邦法が発効してから 1 年間、管財人自治組織に所属していない仲裁管財人について、以下を行う。
  - ・仲裁管財人の活動において、ロシア連邦法令の要件及びロシア連邦政府の承認した仲裁管財人職務規程を遵守しているかを監督する。
  - ・仲裁管財人の活動を調査する。
  - ・ロシア連邦法令の要件及びロシア連邦政府の承認した仲裁管財人職務規程の違反がある場合、仲裁裁判所に対し、仲裁管財人の罷免を申し立てる。
- 4 本連邦法第 20 条の定める要件を満たす者は、仲裁裁判所により、仲裁管財人に承認されうる。

本連邦法が発効してから 1 年間、管財人自治組織の所属員になり、仲裁裁判所により倒産事件における仲裁管財人に承認されうるのは、本連邦法第 20 条第 1 項（第 4 号、第 5 号及び第 7 号を除く。）及び第 8 項の定める要件を満たし、有効な仲裁管財人の免許を有する者である。

本条第 3 項の定める期間、仲裁管財人の任命に十分な経營業務の実務経験としては、1 年以上の仲裁管財人（所在不明債務者の事件は除く。）の経験も考慮される。

本連邦法が発効してから 1 年間、本連邦法第 21 条第 5 項第 6 号及び第 8 号に定める書面は、提出しないこともできる。
- 5 債権者及び債務者は、本連邦法が発効してから 1 年間、倒産認定の申立書に、承認されるべき一時管財人の所属する管財人自治組織を記載しないで申立書を出すことができる。

本連邦法が発効してから 1 年間、申立書に管財人自治組織が記載されていない場合、仲裁裁判所は、監督機関に、一時管財人候補者の推薦を問い合わせることができる。監督機関は、当該問合せを受けてから 5 日以内に、仲裁裁判所に対し、3 名の一時管財人候補者を推薦する。申し立てた債権者及び債務者は、裁判法廷において、1 名ずつ拒否することができる。仲裁裁判所は、所定手続により拒否されずに残った一時管財人候補者を承認する。

仲裁管財人候補者の承認は、本項第 1 段の定める期間、本連邦法第 15 条及び第 45 条の定める手続に従い、又は、債権者集会が 3 名の仲裁裁判所管財人（管理管財人、外部管財人又は破産管財人）を決定し、仲裁裁判所に推薦することができる。この際、債務者は、推薦された仲裁管財人の 1 名を拒否することができる。監督機関は、本条第 4 項の定める要件が満たされていない場合、1 名又は複数の候補者を拒否する理由付き拒否意見を出すことができる。

仲裁裁判所は、所定手続により拒否されなかった候補者を、管理管財人、外部管財人又は破産管財人に承認する。
- 6 ロシア連邦政府が本連邦法第 28 条に従い倒産に関する情報を公告するための公報紙を決定するまで、当該情報は、「ロシア新聞」に公告されなければならない。
- 7 外部管財人又は破産管財人は、本連邦法が発効してから 1 年間、直近の決算日において帳簿価額が 2 億ルーブル以上の債務者財産を売却するための競売の実施のため、無報酬で、ロシア連邦政府より授権された国家専門機関を用いる。
- 8 本連邦法第 84 条第 4 項の定める債権の按分弁済の規定は、税金に関する法令及び（又は）予算に関する法令が相応に改正されるまで、倒産債権者の債権及び全権機関の金銭債権にのみ適用される。

## 第 232 条 倒産に関する諸関係の規制

- 1 本連邦法が発効した日から、以下は失効する。
  - ・1998 年 1 月 8 日付け連邦法「破綻（倒産）について」
  - ・2002 年 3 月 21 日付け連邦法「連邦法「法人国家登記について」に基づく法律文書の採択について」第 2 条第 30 項

- ・2002年4月25日付け連邦法「連邦法「郵送手段所持者の責任についての個人強制保険について」に関連するロシア連邦法的文書の改正・追加について」第1条第3項
- 2 1999年6月24日付け連邦法「燃料エネルギー複合体自然独占事業体の倒産の特則について」は、2009年7月1日に失効する。
- 3 本連邦法に基づいた、ロシア連邦領域において有効で倒産に関する諸関係を規制する法律及びその他の法的文書が採択されるまで、当該法律及びその他の法的文書は、本連邦法に抵触しない範囲で、適用される。

### 第233条 仲裁裁判所による本連邦法の適用

- 1 本連邦法は、本連邦法が発効した後に開始された倒産事件手続の審理の際に、仲裁裁判所により適用される。
- 2 本連邦法が発効する前に開始された倒産事件手続については、本連邦法が発効前に開始された倒産手続（外部管財、破産手続又は和議）が終了するまで、1998年1月8日付け連邦法「破綻（倒産）について」が適用される。
- 3 本連邦法が発効前に開始された倒産手続（外部管財、破産手続又は和議）が終了してから当該手続終了後に発生した法的関係に対しては、本連邦法の規定が適用される。本連邦法の定める倒産手続（財政健全化、外部管財又は和議）は、倒産事件が受理された日に関係なく、本連邦法が発効後、仲裁裁判所による倒産事件審理において開始される。当該審理は本連邦法に従い実施されるが、本連邦法が発効前に開始した倒産手続の終了後に開始される破産手続については、この限りでない。この場合、破産手続には1998年1月8日付け連邦法「破綻（倒産）について」が適用される。
- 4 倒産事件が、1998年1月8日付け連邦法「破綻（倒産）について」及び1992年11月19日付けロシア連邦法「企業の破綻（倒産）について」に従い、仲裁裁判所により審理される場合、仲裁管財人候補者の要件は、本連邦法第231条の規定に従わなければならない。
- 5 仲裁裁判所が1998年1月8日付け連邦法「破綻（倒産）について」に従い倒産事件を審理する際、監督機関は、本連邦法第231条の定める権限を有する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン  
モスクワ、クレムリン